

# 第三編 社会福祉会

## 第一章 社会福祉

### I 昭和四十年代以降の社会福祉

母子保健法  
などの施行

**社会福祉関係法規等の整備** 戦争の痛手から立ち直った日本経済は昭和三十年代から四十年代にかけて高度成長をとげたが、心身障害者、お年寄り、母子世帯など社会的に弱い立場にある人たちは取り残され、所得格差はますます開きが広がった。しかし社会が次第に豊かになるにつれ日本の社会福祉も、広範な社会的弱者の救済へと次第にすそ野が広がりはじめた。日本国憲法第二十五条一項がうたう「すべて日本国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の精神に基づき、「福祉国家」への道を歩き始めたのである。昭和三十年代までに生活保護法、児童福祉法、母子福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法のいわゆる福祉六法が公布施行されたのに続き、昭和四十年代に入ると、四十年の母子保健法、四十五年の心身障害者福祉協会法、心身障害者対策基本法、四十六年の児童手当法など従来の制度を補完、充実するための法律が次々と定められた。こうした国の動きに伴い、鹿児島市でも寝たきり老人、重度心身障害児などに手当を支給するための「市民福祉手当支給条例」（四十五年）、「長寿者を敬い祝福する条例」（四十八年）など相次いで制定された。

市条例の整備

○民生費、二  
%台に

第三編 社 会

六三八

**福祉予算の増大** 福祉に対する市民のニーズも増大・多様化の傾向を見せ、第一表のように市の一般会計当初予算に占める民生費の割合をみても、昭和四十年の十億八千三百万円、一八・〇%から、昭和四十四年には二一・三%と二〇%の大台に乗った。昭和五十六年の国際障害者年を迎えるに当たっては、全国的にさまざまな行事が行われ、障害者福祉に対する国民の関心は大いに呼び覚まされたが、鹿児島市においても

第1表 鹿児島市一般会計当初予算に占める福祉予算  
(単位：千円)

年度	一般会計	民生費	構成比	福祉事務所費 関係
昭和40	59,1555,3	10,8301,5	18.06	
41	71,4047,5	12,5963,7	17.64	
42	87,5214,9	16,6799,2	19.1	
43	94,8266,5	18,7900,1	19.8	
44	109,7000,0	23,3000,0	21.3	
45	125,8149,6	28,7190,3	22.8	
46	147,4161,8	30,7934,8	20.9	
47	175,6742,5	38,3016,3	21.8	33,4291,9
48	215,6403,2	51,4850,7	23.88	45,7464,4
49	264,8809,9	61,8803,4	23.36	52,1383,9
50	339,4354,7	87,4317,8	25.76	74,6353,8
51	431,6617,3	111,3086,0	25.79	95,1113,1
52	533,0279,0	131,2848,7	25.10	105,4947,4
53	629,5128,1	160,7682,6	25.54	128,5064,7
54	652,9559,1	182,7764,3	27.99	144,5470,0
55	710,4515,1	205,3750,3	28.91	160,6134,0
56	806,6574,1	232,1101,8	28.77	179,3317,3
57	873,5453,4	250,9572,4	28.73	192,5717,3
58	850,4858,3	239,7563,9	28.19	182,3372,5
59	946,8665,9	253,9323,6	26.82	196,9439,6
60	991,6537,1	252,1795,3	25.43	199,6937,4
61	1054,8397,5	243,0204,8	23.04	208,5359,0
62	1092,0540,0	257,5002,0	23.6	213,5935,2
63	1165,4633,8	2716,337,4	23.3	215,9164,5
平成1	1227,3884,6	270,2184,0	22.02	209,7246,9

## 市民福祉手 当

福祉に対する市民の関心を高めるのに貢献した。それは当然予算にも表れ、五十五年二八・九一%、五十六年二八・七七%、五十七年二八・七三%、五十八年二八・一九%と二八%台が続いた。しかしその後、急速な円高の進行など経済情勢が大きく変化。国債依存率が膨らみ、財政再建を至上命題とする国が、補助率カットという施策を打ち出すに至って、地方自治体の財政も再び「冬の時代」に入り、福祉予算も影響を免れるわけにはいかなかった。昭和五十九年以降は全予算に占める民生費の割合が減少する傾向にあり、六十三年度では二三・三%にまでなったが、当初予算に占める割合としては依然、最も高い比率となっている。

鹿児島市は昭和四十五年度、「市民福祉手当」を創設した。寝たきりのお年寄りや重度心身障害児、親を亡くした小中学生をいたわり励まそうと創設したもので、対象児(者)に対し年額五千円を贈ることにし、初年度は一千五百四十万円の予算を組んだ。手当はその後、四十九年度に重度心身障害者も対象に加え、金額を年額八千円にアップ。金額はさらに五十二年度に一万円、五十三年度に一万二千円、六十年一万五千円と次々引き上げられた。六十一年度からは寝たきり、あるいは重度痴呆のお年寄りに対する市民福祉手当を「老人介護手当」として、市民福祉手当から分離。市民福祉手当の対象は重度心身障害児(者)と父母の一方または両方が死亡しているか、これに準じていると認められる児童となった。昭和六十三年度的場合、重度心身障害者二千八百七十七人、重度心身障害児二百四十一人、遺児等二千四百二十二人にそれぞれ支給、平成元年度当初予算では前年度より三百三十万円多い八千四百四十五万円が計上された。また鹿児島市では一般篤志家からの善意を基金に積み立て、果実を市民福祉増進に役立てるため「愛の福祉基金」をつくっており、平成元年三月末現在の基金額は約九千二百万円となっている。この基金を利用、昭和六十三年度事業

として、母子家庭等の中学校新入学の生徒三百十人に図書券が贈られた。

### 鹿兒島市の行政機構

社会福祉関係予算が増大し、同時に住民の側からきめ細かなサービスを要求される

ようになって、市の行政機構も整備、充実を繰り返してきた。昭和四十二年、鹿兒島市と谷山市が合併すると、従来の谷山市福祉事務所は廃止され、鹿兒島市福祉事務所と合併。こうした谷山市との合併による機構の変遷を経て、昭和四十六年四月、福祉事務所は庶務、福祉、社会の各課と玉里園、谷山分室の三課一園一分室体制となり、同年十月には福祉課がさらに保護課、福祉課に分かれた。

市民局の誕生

昭和四十八年の機構改革では局制度を導入し環境保全、都市整備、市民生活、経済、総務の五局を新設。

福祉事務所は市民生活局福祉事務所となり、庶務、生活援護、児童家庭、老人福祉、社会福祉の各課と谷山分室、いしき園の五課一園一分室体制に。同局が市民局となった昭和五十一年の機構改革では、生活援護課に医療係が設置された。そして昭和六十二年の機構改革で生活援護課を保護第一課、保護第二課に分割、児童家庭課の施設管理係を廃止し、庶務課に施設係を新設。課、係の名称変更により、老人福祉課が高齢者福祉課、老人福祉係が高齢者福祉係、老人医療係が高齢者医療係、更生係が障害福祉係、谷山分室が谷山福祉課、社会福祉係が福祉係、生活援護係が保護係にそれぞれ改称した。

### 施設などの充実

〈福祉六法〉の精神に従い、太平洋戦争後の鹿兒島市には産院、乳児院、母子寮などの

生活困窮者、身体障害者、高齢者などの利便を図るための施設が続々と誕生した。そして、世の中が安定、社会に余裕が生まれてくると、福祉施設も官民双方で質、量とも充実し始めた。施設面を見ると、昭和四十七年にはお年寄りのメッカとして鹿兒島市鴨池二丁目鹿兒島県老人福祉センターが完成した。また、昭和

心身障害者  
総合福祉セ  
ンター「ゆ  
うあい館」  
オープン

## 地域福祉館



谷山北福祉館

六十年、桜ヶ丘に開所した鹿児島県児童総合相談センター、昭和六十二年末、真砂本町に開所した市中心身障害者総合福祉センター「ゆうあい館」をはじめとする障害者のための諸施設、老人ホーム、保育園などが目白押しとなっている。

お年寄りの憩いの場、児童の健全な遊び場であり、地域のコミュニティづくりの場、あるいはボランティアの研修の場としても活用される地域福祉館は、昭和四十八年四月に、簡易児童館と簡易老人憩いの家が同居したなぎさ福祉館（真砂本町）が開館したのが皮切り。同年十二月には保育所の二階を利用した玉里福祉館が開設され、翌四十九年には公益質舗跡を利用して南林寺福祉館がオープンした。以後は五十年に上町、五十一年西紫原、五十二年城西と開館。五十三年はなかつたが、五十四年武、五十五年は東谷山、松原の二カ所、五十七年鴨池、五十八年宇宿、西伊敷、五十九年坂之上、甲南と建設された。六十年には武岡、玉里団地、柳町と三カ所も開設、以降も六十一年が川上、吉野東、平川の三カ所、六十二年が明和、紫原、八幡、西谷山の四カ所、六十三年が桜ヶ丘、田上台の二カ所、平成元年度谷山北と市内各地区に次々とオープン。昭和六十三年度までに建設された福祉館は二十七館に達し、地域の人々の福祉増進と福祉への関心高揚に貢献している。このほか地域改善対策対象地域とその近くの住民の社会的、文化的、経済的生活の改善向上を図るための隣

鹿児島市福祉  
コミュニティセン  
ター誕生

保館として、小松原市民館、小野市民館がそれぞれ昭和五十四年四月、五十八年四月にオープンした。昭和五十四年には、鹿児島市の福祉の殿堂として祇園之洲に「鹿児島市福祉コミュニティセンター」が開館した。総事業費六億一千三百万円をかけ建設した建物は鉄筋コンクリート三階建て。一階には身体の不自由な人たちのため温泉を利用した運動浴室、機能回復訓練室、コミュニティホールがあり、二階は教養



鹿児島市福祉コミュニティセンター

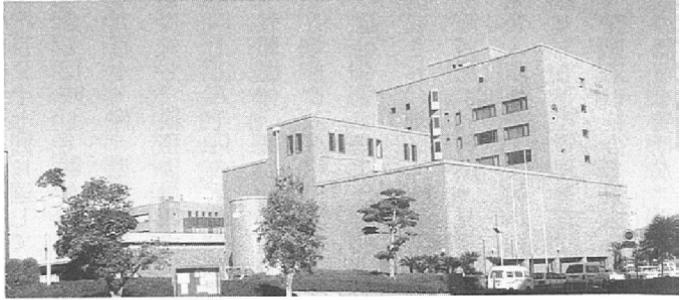
娯楽室、浴室、健康相談室、生活相談室などお年寄り向けの施設、三階は体の不自由な人やお年寄りの生きがいを育てるための技能習得室、趣味の間、茶室、図書室などを備えている。同センターはまた、主な事業として生きがい対策、機能回復訓練、各種相談のほか、福祉バスの運行を実施。また、敷地の一部にはゲートボール場が二面あり、お年寄りらの交流、親睦に利用されている。昭和五十二年には、鹿児島県の社会福祉のメッカとして鴨池新町に鹿児島県社会福祉センターが完成。身体障害者福祉協会、母子福祉連合会、精神薄弱者育成会など県単位のいろんな福祉団体が入居している。

福祉に関して抱えている一般的な相談に応じる「ふくし電話」は昭和五十六年度に、県社会福祉センター内の県社会福祉協議会・情報センターに開設された。ケースワーカーが悩みごとについて相談を受け、相談窓口の紹介や制度・手続きのアドバイスなどしてい

市社会福祉  
大会始まる

ボランティア  
保険

地域に密着  
した活動



鹿児島県社会福祉センター

る。一方、昭和五十六年十月には、社会福祉の在り方をお互いに検討し合う場として、鹿児島市で初の社会福祉大会が開かれた。また昭和三十五年八月に開設された「心配ごと相談所」は、毎週月曜日に中央公民館、福祉コミュニティセンター、谷山支所で生活全般のあらゆる相談に応じているが、六十三年度には百五十六回開催、百九十八件を取り扱った。

三重県津市で起こった子供会活動中に児童が死亡した事故で指導者の責任が問われた事件をはじめとして、全国で同様な裁判が起き、無償の善意の責任がクローズアップされるようになった。そこで不慮の事故に備え、ボランティアが安心して活動できる状態をつくり出そうと鹿児島市は昭和五十九年七月、賠償金を支払わなければならない時に備える「市ボランティア活動指導者等賠償責任保険」を新設した。昭和六十年十月にはボランティア事業（ボランティアの町づくり事業）を行うため「鹿児島市ボランティア活動推進協議会」が発足、ボランティアの養成・研修事業に取り組むことになった。

**民生委員・児童委員** 地域に密着、住民の指導、相談に応じる民生委員・児童委員は平成元年四月一日現在、男二百八十七人、女三百五十九人の計六百四十六人となっており、委員一人当たりの平均受け持ち世帯数は二百九十九世帯。委員はおおむね小学校区単位の四十二地区協議会をつくって活動しており、市協議会

の組織としては老人福祉・児童福祉・障害者福祉の三専門部会で自主的活動を展開、昭和六十三年度には健康や家族関係など合計十五万八千九百十五件の相談・指導に応じたほか、調査活動、証明事務、施設団体との連絡、諸会合・行事への参加など多忙を極め、年間の活動日数は十万五千九百六十三日、訪問回数は十五万千百三十七回に達している。相談・指導の中で最も多かったのは老人問題で七万四千二百三十三件。高齢化社会を反映し、群を抜いた数字となっている。次いで多かったのは生活の一万四千二百六十三件、資金の九千九百一十一件、児童、母子がそれぞれ一万二千八百三十三件、九千四百九十八件などとなっている。これらの活動に対し、総務委員四十二人に一人当たり年額九万六千円、副総務委員四十二人に同八万四千円、一般委員に同七万八千円の活動費が支給されている。

鹿児島市社  
会福祉協議  
会

**外郭団体** 鹿児島市社会福祉協議会は恵まれない人たちやお年寄り、子供たちが少しでも明るく、幸福に生活できるように昭和二十九年十二月一日、社会福祉事業法により設置され、三十七年十月一日には厚生大臣の認可を受け、社会福祉法人化された。平成元年四月一日現在、理事十五人、監事三人、評議員三十一人で構成され、地区（校区）社協は七十六地区で結成されている。主な事業として寝たきりのお年寄りや重度心身障害児に見舞品・見舞金を贈ったり、老人バスを運行、準援護世帯児童・生徒への入学祝品支給、交通遺児新入学児童・生徒への祝金贈呈、福祉コミュニティーセンターの活用・運営、城南児童センター、三和児童センターの管理運営、在宅障害者デイ・サービス事業実施などがある。

鹿児島市社  
会事業協会

鹿児島市社会事業協会は、社会事業法の施行とともに昭和三年十一月設立され、同二十七年、社会福祉法人の認可を受けた。平成元年四月一日現在、会長一人、常務理事一人を含む理事九人、監事三人、評議員十

九人で役員を構成、援護、育成、更生の必要な人が独立心を失うことなく、社会人として正常に生活できる  
よう乳児院一、母子寮一、保育所十四、簡易児童館一、地域福祉館二十七と、軽費老人ホーム「谷山荘」の  
社会福祉施設を管理運営、二チームでねたきり老人等入浴事業を実施するとともに、心身障害児通園事業や  
愛の一円塔などの事業も行っている。

## II 生活保護

新生活保護  
法の施行

**生活保護の理念** 〈新生活保護法〉は昭和二十五年、日本国憲法第二十五条にうたわれた「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との理念に従い、施行された。同法は、生活保護制度の基本原理として①無差別平等の原理②最低生活の原理③補足性の原理を規定。①では人種、信条、性別、社会的身分などによる差別を否定しているばかりでなく、生活困窮に陥った原因がどうかは問わず、ただ生活に困っているかどうかという経済状態だけをみる―としている。②では制度により保障される生活水準を、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度」のものとし、③では「利用できる財産を最低限度の生活維持のためにすべて活用し、また民法に定める扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助をすべて受けたうえでなお最低限度の生活維持が困難な場合」（生活保護法第四条）と、制度を適用する要件を規定している。さらに同法では、生活保護の種類として、要保護者の必要性に応じ①生活扶助②教育扶助③住宅扶助④医療扶助⑤出産扶助⑥生業扶助⑦葬祭扶助―の七種類を定め、単給、あるいは併給として支給している。

（受給者数の  
推移）

第三編 社 会

扶助の現状

鹿兒島市の保護費受給者数をみると、第二表のように昭和四十年度の四千四十七世帯、一万九百六十三人が、昭和四十四年度から四十六年度にかけて五千世帯を超え、被保護世帯数では四十六年度の五千六十七世帯、受給者数では四十三年度の一万千七十八人で最初のピークを迎えた。しかし、経済が高度成長をとげ、世の中が豊かになってくるにつれ、被保護世帯数は減少。五十一年度には世帯数で四千四百八

第2表 生活保護費受給者数

年度	世帯数	伸び率	受給者数	伸び率	保護率		
					市	県	国
40	4047	0.6%	1,0963	0.0%	32.5	33.7	16.3
41	4473	10.5%	1,1052	0.8%	30.8	31.0	16.3
42	4592	2.7%	1,0956	-0.9%	28.3	29.3	15.9
43	4849	5.6%	1,1078	1.1%	28.0	28.5	14.4
44	5058	4.3%	1,0981	-0.9%	27.5	28.9	13.7
45	5054	-0.1%	1,0450	-4.8%	26.5	28.4	13.4
46	5067	0.3%	1,0351	-0.9%	25.2	27.5	12.6
47	4986	-1.6%	9817	-5.2%	23.0	27.0	13.0
48	4677	-6.2%	8898	-9.4%	20.6	25.4	12.4
49	4571	2.3%	8549	-3.9%	19.3	24.0	11.9
50	4636	1.4%	8534	-0.2%	18.7	23.4	12.1
51	4480	-3.4%	8273	-3.1%	17.7	22.1	12.0
52	4542	1.4%	8430	1.9%	17.7	21.6	12.2
53	4687	3.2%	8760	3.9%	18.0	21.1	12.4
54	4759	1.5%	8970	2.4%	18.2	20.4	12.3
55	4942	3.8%	9353	4.3%	18.6	20.0	12.2
56	5085	2.9%	9668	3.4%	19.0	19.7	12.2
57	5284	3.9%	1,0021	3.7%	19.4	19.6	12.3
58	5568	5.4%	1,0567	5.4%	20.3	19.7	12.3
59	5601	0.6%	1,0570	0.0%	20.1	19.1	12.3
60	5477	-2.2%	1,0231	-3.2%	19.3	18.2	11.9
61	5199	-5.1%	9698	-5.2%	18.3	16.6	11.1
62	4937	-5.0%	9248	-4.6%	17.4	15.3	10.4
63	4788	-3.0%	8763	-5.2%	16.4	14.4	9.7

十世帯、受給者数で八千二百七十三人にまで少なくなった。その後経済環境は安定成長期、急激な円高による不況とその克服―と変化を遂げたが、生活保護の受給世帯、受給者数とも経済の動きに従い、景気が底に達した五十一年度を境に再び上昇し始め、受給世帯数は五十六年度に再び五千世帯台、受給者数も翌五十七年度に再び一万人の大台に乗った。そして五十九年度には五千六百一世帯、一万五百七十人と受給世帯数、受給者数とも史上最高を記録した。六十一年度の月平均で生活保護の開始、廃止を原因別にみると、開始の場合、世帯主の傷病が半数以上で最も多く、世帯主の死亡・離婚、勤労収入の減少が続いている。廃止では不労収入の増加が三分の一を超えて最も多く、勤労収入の増加、世帯主の傷病治癒などが続く。また六十二年六、七月の一斉調査で被保護世帯を世帯人員別、就労別にみると、一人世帯が圧倒的に多く、五六・一%、二人世帯一九・七%の順。また働いている人がいない世帯七四・六%が群を抜いている。

#### 保護率の動向

また被保護者の全人口に占める割合をみると、昭和四十一年度の鹿児島市は人口千人当たり三十人と、鹿児島県平均の三十一人とほぼ同水準となっている。この数字は全国平均十五・九人の実に二倍近いもので、福岡、高知に次ぐ高さ。鹿児島市の保護率はその後年々低下、昭和五十一年度、五十二年度には人口千人当たり十七・七人にまでなったが、昭和五十八年度には二十・三人に上昇し、県全体の平均と数値が逆転。以後は市の保護率が県を上回っている。その後保護率は年々減少、五十九年度二十・一人、六十年十九・三人、六十一年度十八・三人となり、六十二年には十七・四人にまで減少、六十三年には一六・四%と初の一六%台になった。ちなみに同年度の県、国の保護率はそれぞれ一四・四%、九・七%となっている。

#### 一時金の支給

生活保護世帯への一時金支給（八、十二月）、準援護世帯への一時金支給（十二月のみ）も夏季は三十七

年から、年末は二十五年から実施している。六十三年度は夏季が一世帯当たり四千円を四千六百六十八世帯に支給し総額で千八百二十九万二千円、年末が生活保護世帯四千六百六十四世帯に対し総額で三千二百九十九万九千円（一人世帯六千九百円、二人世帯七千四百円、三人世帯七千九百円、四人以上世帯八千円）、準保護世帯一人当たり三千四百円を三千六百四十四人に贈り、総額で三千二百九十九万九千円。総計で六千三百五十九万千円という実績だった。

#### 民生安定資金

生活保護のほか鹿兒島市は、市内に居住する住民で自立の生計を営むことができない人や、援護を必要とする母子世帯、身体障害者、災害による被災者に対する資金の貸し付けにより、生活の安定を図るため、昭和二十九年から「民生安定資金」を市単独事業として実施、昭和六十三年度末の積立金総額は一億八千七百万円を超している。同年度は申込件数十九件、申込金額千三百六十五万円に対し、十八件、千二百八十五万円を貸し付け、決定率は九四%だった。同年度末までの累計では、貸付件数千五百九件、貸付金額三億六千百八十八万八千円となっている。

#### 公益質舗の廃止

その一方で、安い金利が人気を呼び、市民に手軽に利用されてきた「公益質舗」は年々利用者が減少。昭和三十六年に一万八百七十三件あった利用が、経済の高度成長とともに、四十三年度には二千七百五十三件と四分の一に減少した。しかもサラリーマン層の利用が激減、商工業者が資金繰りに利用するなど、〈庶民金融〉としての本来の意義が失われつつあったため、郡元、西田、南林寺の三カ所にあつたうちまず三十七年に郡元が営業休止となり（三十九年廃止）、続いて四十三年に西田が営業を休止した。残る南林寺も利用者の少ない割に市の一般会計からの持ち出しが増え、四十四年、営業休止に追い込まれ、四十七年、公益質

児童・生徒  
への援助

舗条例の廃止で公益質舗は完全に姿を消した。

このほか鹿児島市では、市単独事業として昭和四十三年度から生活保護世帯、準援護世帯の新小学一年生に対するランドセル支給を開始。さらに四十八年度からは学童服、四十九年度からは中学校入学生徒に対する肩掛けカバンの支給も始めている。昭和六十三年度の実績では、百七十人の新入学児童がランドセルを受け取り、総額で八十万八千円、百五十三人の小学四年生が学童服を受け取り、総額で百九十二万四千円、三百四十三人の中学一年生が肩掛けカバンを受け取り、総額で九十八万七千円という実績を残している。

母子家庭に  
対する福祉

昭和五十五年十二月には、寄付四千六百十万円をもとに、「愛の福祉基金」が発足、翌五十六年五月初めて、母子家庭の中学生四人に図書券が贈られた。五十六年十月一日からは母子家庭などの健康と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の一部を助成する母子家庭等医療費助成制度も市単独事業としてスタート。母子家庭の母と十八歳未満の児童・生徒、父子家庭の父と十八歳未満の児童・生徒、父母のない十八歳未満の児童・生徒などの、医療費自己負担分の一部を助成、昭和六十三年度の実績は四千二百五十八件に対し、三千二百八十七万七千円の助成となっている。また「母子及び寡婦福祉法」にのっとり、配偶者のない女子で現に児童（二十歳未満）を扶養している者、寡婦および父母のない児童に対して母子（寡婦）福祉資金の貸し付けを行っている。昭和四十五年に条例が制定され、支給が始まった「市民福祉手当」は、数回にわたる金額の引き上げがあり、平成元年度末現在で、父・母のない家庭、父母の一方が障害者かあるいは長期療養中の場合に「遺児等修学手当」を一人年額一万五千円支給することになっている。

親和厚生寮  
といたら厚生  
寮の廃止

## 施設

生活保護法による宿所提供施設として発足した鹿児島市の親和厚生寮（武町Ⅱ昭和三十一年開設）、

たいら厚生寮（下伊敷町Ⅱ同）は、その役割をほぼ果たし終え、親和厚生寮が昭和四十八年、たいら厚生寮が同五十三年、それぞれ廃止となった。下伊敷町にあった旧兵舎の一部が、外地引揚者の宿所に充てられたことに端を発した鹿児島県伊敷寮はその後、生活保護法の定員四百二十人の宿所提供施設となったが、老朽化のため三十八年十月、郡元町に移転し郡元寮と改称した。しかし移転時の定員四百人は、公営住宅の普及などで利用者が年々減少したため、五十六年四月には百十人にまで落ちこんだ。さらに六十年年度の収容者は十二人にまで減少し、残った人たちも九月末をもって全員退寮。終戦後間もなくから、引き揚げ者や生活困窮者に対し宿所を提供してきた同寮は同年十月、休止に至り、翌六十一年度には廃止となった。塩屋保護寮の職員、収容者が鹿児島市養老院に移り、さらに玉里園に吸収された救護施設は、伊敷団地に四十八年四月、「鹿児島市立いしき園」が開園するとともに同園に移り、平成元年三月一日現在で救護施設分の定員六十人に対し五十九人が入園している。昭和二十八年に開設した市立母子寮も、昭和四十五年八月三十一日もって休止となった。

災害弔慰金  
等の交付

**災害救助** 火災、風水害、その他の小災害に遭った際、鹿児島市は、災害救助法の適用外の罹災者に対する独自の救助措置として昭和四十年九月から、死亡者の遺族に対して災害弔慰金（死亡者が世帯の生計維持者の場合死亡者一人につき七万円、その他の場合死亡者一人につき五万円）、傷害を受けた人に対して災害見舞金（傷害者が世帯の生計維持者の場合傷害者一人につき三万円、その他の場合傷害者一人につき二万円）、全焼、全壊または流出により被害を受けた世帯に対し、災害見舞金（一世帯当たり一万二千元とし世帯員二人目から一人につき六千元を加算）、災害見舞品（世帯員一人につき毛布一枚）、半焼、半壊または床

上浸水により被害を受けた世帯に対し災害見舞金（一世帯当たり六千円で、世帯員二人目から一人につき三千五百円を加算）、災害見舞品（世帯員一人につき毛布一枚）を給付。社会福祉協議会、日本赤十字社も毛布、日用品を支給している。昭和六十三年度の小災害発生件数は三十四件で、八十一世帯、二百二十三人が被害に遭った（うち八人死亡）。このため市は、見舞金百八十六万五千円、毛布二百十八枚を支給した。また、国・県の制度として災害弔慰金、災害障害見舞金支給および災害援護資金貸し付けの制度があり、昭和五十七年から、暴風、豪雨などの自然災害により市民が死亡した場合、世帯の生計維持者なら三百万円、その他の他百五十万円、精神または身体に著しい傷害を受けた場合世帯の生計維持者なら百五十万円、その他の場合七十五万円を支給。災害復旧の一助として一世帯につき二百五十万円を限度とする災害援護資金の貸し付けを実施している。

見舞金等の  
支給

**中国からの帰国者援助** 中国残留日本人孤児の肉親探しが、国の事業として大々的に行われるようになるに従い、肉親が判明して鹿児島市に帰国する人も後を絶たない。こうした動きに対応して鹿児島市は昭和四十九年八月から、帰国者に対する見舞金、就職・就学奨励金の支給を市単独事業として開始。昭和二十年八月九日以前から中国に住んでいた人で、永住の目的で戦後初めて鹿児島市に帰国する永住帰国者一人につき十万円、再帰国者・一時帰国者五万円、同伴者三万円、鹿児島市訪問者一万円の見舞金、就職、高校・専修学校（高等課程）、職業訓練校またはそれに準ずる学校に入学した者に対し、一人一回五万円を支給し始めた。五十七〜六十三年度の七年間で二十一世帯、七十五人が永住、あるいは一時帰国、見舞金を支給され、奨励金受給者は六十三年度では二人だった。市は平成元年度予算でも九十八万円を組んでいる。また、中国

からの帰国者の悩みの一つとなっている日本語習得を手助けするため、これも市単独で昭和五十八年から毎週一回、中央公民館で日本語講座を実施している。

### Ⅲ 児童福祉・婦人

#### 助産施設

児童福祉法第七条に規定された施設の一つとして助産施設があり、鹿児島市は、昭和二十七年七月、鹿児島市立病院（当時樋之口町、現在加治屋町）に産院を併設していた。その後昭和四十六年七月には、鹿児島市高麗町に社団法人鹿児島県助産婦会が収容定員九十八人の鹿児島中央助産院を設立、市立産院とともに「保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院、助産を受けることができない」（児童福祉法第二十二条）妊産婦の利用に供することになった。両施設は合計二十九床のベッドを持っており、利用者は昭和六十三年度は五十六人だった。

#### 乳児院

保護者の事情により、監護すべき乳児を入所、保育する乳児院として昭和二十七年、市立病院内に開設した鹿児島市立乳児院は昭和五十一年四月、薬師町の市立病院看護婦宿舍跡地に移転改築。同時に鹿児島市社会事業協会が昭和三十一年、柳町につくった鹿児島市中央乳児

市立産院と  
鹿児島中央  
助産院

市立乳児院  
と鹿児島中央  
乳児院の  
合併



鹿児島市立乳児院

私立鹿児島  
乳児院の移  
転

市立母子寮  
の休止

県菊花寮

母子福祉寮  
と千草母子  
寮

院を吸収合併し、同事業協会が運営に当たることになった。定員三十人に対し、平成元年四月現在の収容人員は十七人となっている。また、昭和二十四年、下荒田町にオープンした私立鹿児島乳児院は昭和五十年、山田町に移転、平成元年四月一日現在、十七人の乳児を保育している。

**母子寮** 「保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあるとき」（児童福祉法第二十三条）入所させる母子寮として昭和二十八年に開設されていた鹿児島市立母子寮（鹿児島市清水町）は、入所者が次第に減少、昭和四十五年八月、ついに休止された。昭和二十三年オープンした鹿児島県菊花寮は三十四年十月、本館が火災に遭い、一部補修のうえ運営されていたが、設立以来の所在地の武町から昭和三十九年四月に郡元町（現在の東郡元町）へ移転、平成元年四月一日現在、定員二十世帯に対し、十七世帯が入所している。また鹿児島市社会事業協会



母子福祉寮が同居する柳町福祉館

が、昭和二十三年に開設した母子福祉寮（栄町Ⅱ現在の柳町）は、平成元年四月一日現在の入所者数が、定員二十世帯に対し十七世帯。昭和二十五年、保育園に併設される形でできた二葉園は昭和四十二年十二月、母子寮部門を閉鎖、以後は保育園だけとなっている。昭和二十三年開設の私立千草母子寮（坂元町）には、平成元年四月一日現在、十九世帯が入所している。

**保育所** 近年の核家族化の進行と、女性の社会進出の増加に伴い、保育所に対する需要が急激に高まってきた。昭和四十二年に鹿

保育所に対  
する需要増

乳児保育

鹿児島県立一カ所、鹿児島市立六カ所、私立十四カ所の計二十一カ所だった鹿児島市の保育所は、平成元年四月一日現在、鹿児島市立八カ所、市が設置し市社会事業協会に運営を委託しているもの六カ所、市が建設し市社会事業協会で経営しているもの八カ所、鹿児島県が設置、県社会福祉事業団に運営を委託しているもの一カ所、同事業団三カ所、その他の私立四十四カ所の計六十八カ所。四千六百二十五人の幼児が入所しているが、待機を余儀なくされている幼児も百四十七人いる。一方、共働き世帯などが増えるにつれ、乳児保育への需要も高まってきた。こうした時代の要請に対応、昭和四十六年開園の玉里保育園に乳児保育園を併設し、ゼロ歳児保育を開始。平成元年には二十カ所が乳児指定保育所の承認を受けている。

へき地保育  
所と季節保  
育所



犬迫町川路山の季節保育所（平成元年6月）

また昭和四十一年にはへき地保育所として黒神保育所（定員三十人）が設置され、平成元年四月一日現在で十二人を保育している。このほか鹿児島市は市単独事業として、昭和二十八年ごろから毎年春秋一回、原則として二十日間、伊敷地区（犬迫町川路山地区）に季節保育所を開設している。田植えや稲刈りで忙しい時期に、農家の子供たちを預かり、父母に安心して働いてもらおうという〈臨時託児所〉でかつては市

無認可保育所の増加

内各地にあつたらしいが、農家の減少で自然消滅した形となり、いまでは同地区にしか残っていない。以上のほかに鹿児島市には平成元年四月一日現在、無認可四十七カ所、企業内九カ所の保育所がある。特に女性の目覚ましい社会進出は、無認可保育所の増加を呼び、昭和五十一年、松原町のちばな保育園に置かれたのを皮切りに、夜間保育所も次々とオープンした。しかし保育児童数に比べ保育室が狭い、安全面に不備がある一など問題のある施設もあつたため厚生省は五十六年、認可保育所の保育時間延長、夜間保育実施を地方自治体に要請する一方、児童福祉法の一部改正により、県が無認可保育所に年一回立ち入り調査を実施、保育従事者の数や資格、保育室の設備、面積、避難訓練など点検している。

心身障害児の集団保育

また昭和五十二年四月からは、心身障害児を養育する人に支給される特別児童扶養手当の有資格者を対象に、国が実施している障害児保育事業として、鹿児島市紫原四丁目の西紫原保育園はじめ十園で、保育に欠ける軽中度の心身障害児を、健常児童とともに集団保育している。同事業での保育対象児童は、平成元年十一月現在、二十三人となつている。

鹿児島県が昭和六十年四月、桜ヶ丘六丁目の鹿児島大学医学部隣接地に開設した県心身障害児総合相談センターは、三階建ての本館、平屋の宿泊棟、一時保護所などからなり、十八歳未満の非行少年、心身障害児を対象に、専門スタ



ソフが相談、早期療育、検査に当たっている。

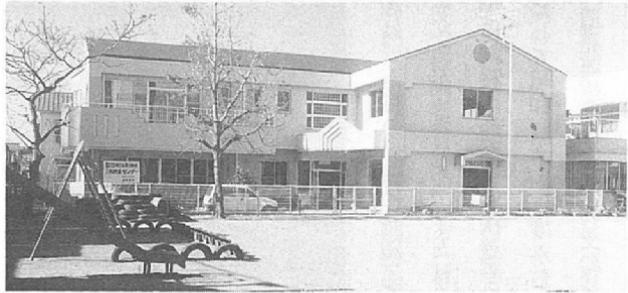
### 養護施設

「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする」（児童福祉法第四十一条）養護施設として、三和町に仁風寮（昭和二十年設立）、下伊敷町に若葉寮（同二十六年設立）Ⅱいずれも県社会福祉事業団経営Ⅱと、私立の三州原学園（同二十三年下田町に設立、昭和四十四年十一月、吉野町に移転）、愛の聖母園（昭和二十四年設立、上福元町）、桜島学園（同三十一年設立、野尻町）がある。このなかでモデル施設として全国にまで知られていた仁風寮は四十六年、「仁風学園」と改名、鹿児島郡吉田町に移転。昭和二十六年、田上町唐湊に設立されていた友愛寮も同四十六年四月、日置郡東市来町美山に移った。

### 精神薄弱児施設

精神薄弱児のための施設として鹿児島市には、昭和四十年まで「あさひが丘学園」（永吉町）があったただだった。その後昭和四十一年に「明星学園」（犬迫町）、「吉野学園」（吉野町）が相次いで開園、同五十五年には通園施設として「ひこぼえ学園」（犬迫町）がオープンした。このほかの心身障害児施設としては、昭和四十年までに盲児施設「ひかり学園」（下伊敷町）、ろうあ児施設「三光学園」（草牟田）、虚弱児施設「たちちね学園」（皆与志町）、肢体不自由児施設「整肢園」（下伊敷町）、「やまびこ整肢学園」（皆与志町）があったが、昭和六十一年には重症心身障害児施設「やまばと学園」（同町）も加わり、それぞれ対象児の療育に当たっている。また、在宅の心身障害児が保護者とともに通園、基本動作を学んだり、集団生活の適応訓練を受けられるよう昭和五十一年、紫原四丁目に鹿児島市中心身障害児通園施設「わかば園」が開設された。

園「わかば」の開



三和児童センター

### 児童館の建設

健全な遊びで健康を増進、児童の豊かな情操を培うことを目的に、昭和四十一年、城南町に城南児童館、同四十三年、三和町に三和児童館がそれぞれオープン、その後児童センターと改称した。いずれも定員五十人で、鹿児島市社会福祉協議会に運営を委託、専任の指導員のもと、昭和六十三年度には、三和児童センターで延べ七千七百三十六人、城南児童センターで一萬七千四百四十四人が利用した。このほか真砂本町にはなぎさ簡易児童館が昭和四十八年に開設され、市社会事業協会が運営に当たっており、昭和六十三年度の利用人員は五千六百十八人にのぼっている。

### ちびっこ広場

鹿児島市が単独事業として昭和四十二年から始めた「ちびっこ広場」の設置は、母親の声が届く身近な空き地で、交通事故の心配などなしに安全で楽しく、小学校低学年以下の子供たちを遊ばせ、心身の発達を助長しようというもの。初年度の十カ所を皮切りに、毎年市民からの土地提供を受け、昭和六十三年度までに百十九カ所、計三万四千四百四十五平方メートルに達している。一方、広場内での不慮の事故などに備え、市は昭和六十二年度から「遊び場保険」も予算化した。

**児童育成クラブ** また、鹿児島市の都市化の進行に伴い、母親の職場進出などによる留守家庭児童の発生など種々の問題が派生してきた。このため昭和五十二年度から「都市児童健全育成事業」がスタート。昭和

児童手当



ちびっこ広場（笹貫）

五十三年一月の草牟田を皮切りに、昭和六十三年度までに十五の児童育成クラブを設立、平成元年四月一日現在の登録人員は、四百九十四人となっている。

**手当等の給付と貸し付け** 児童手当は昭和四十五年、家庭生活の安定、次代を担う児童の健全育成、資質向上を目指し、鹿児島市が国に先駆けて制度化した。第四子から年額五千元を給付、昭和四十五年二千八百五十人、四十六年二千二百四十人が対象となっていたが、四十七年千二百十六人、四十八年には百六十六人と給付実績が激減。四十七年からは第三子以下を対象に、国が制度化したことから、市独自の制度は廃止された。国の手当は六十一年の児童法改正で、児童二人以上を養育する家庭を対象にすることとなった。給付

額は二人目の児童に月額二千五百円、三人目以下に同五千元となっている。

児童扶養手当

父親がいないか、または身体障害、長期療養中などの児童が、心身とも健やかに成長するよう昭和三十七年に創設された児童扶養手当は、昭和六十三年度、四千四百八十一人が受給した。また鹿児島市の単独事業として昭和四十五年度から、両親の一方、あるいは両方ともいない児童の福祉を図ろうと、市民福祉手当（遺児等修学手当）の支給を始めた。児童一人につき年額一万五千元の支給額で、六十三年度には二千四百二十二人が支給対象となり、平成元年度当初予算では市民福祉手当として前年度比三百三十万円増の八千四

乳幼児医療  
費助成

百四十五万円を組んでいる。

乳幼児医療費助成は、乳幼児の健康と育成を願い、昭和四十八年七月から鹿児島市単独事業として一歳未満の乳児、同年十月からは県補助事業として一―六歳未満の幼児を対象に追加、前者の場合は保険診療による自己負担額、後者の場合は保険診療による自己負担額から二千元を控除した額を補助している。六十三年度では両者合計で六万三百三十一件に、鹿児島市として二億七千四百万円余を助成、平成元年度当初予算でも約三億一千四百万円を組むなど、助成は年々増える傾向にある。

家庭児童相  
談室

母子・父子  
相談室

**相談業務ほか** 適正な児童教育を行い、家庭児童福祉の向上を図るため、昭和四十五年に設置された家庭児童相談室では、五十七年に史上最多の千六件を処理。六十三年度の処理は二百三十七件だった。市の単独事業として六十二年に開設された母子・父子相談室では、母子家庭や寡婦、父子家庭の身上相談に応じており、生活の安定を図り、児童の福祉を増進させるため、相談員が配置されており、六十二年度五百七十七件、六十三年度七百四十四件の相談があった。

婦人相談室

**婦人** また売春防止法に基づき、婦人相談員を配置、婦女子の身上や生活の相談、指導に当たっている婦人相談室は、五十七年から六十一年までの五年間を見ると、五十八年に千四十二件と相談件数が千件の大台に乗っているが、六十一年度は四百五十四件、六十三年度は六百三十八件だった。



鹿児島市勤労婦人センター

婦人を対象とした施設ではこのほか、県が錦江町に県婦人相談所と、婦人保護施設として錦江寮を設置。鹿児島市は昭和五十五年四月、勤労婦人や勤労者家庭の主婦らの教養、レクリエーションの拠点として、鴨池二丁目の市営鴨池プール横に勤労婦人センターを完成させた。鉄筋コンクリート二階建てで、託児室、学童学習室、軽運動室など備え、無料で開放されている。

#### IV 身体障害者福祉

身体障害者  
手帳交付者  
の増加

昭和四十六年度、四千三百二十六人に過ぎなかった身体障害者手帳交付者数は、昭和五十一年度末に一人を突破、平成元年四月一日現在では、一級と六級合わせて一万七千四百八十人と全人口の三・二九％に達している。このように年を追って交付を受ける人が増えてきたのは、①腎臓の人工透析など以前は対象となっていなかった病気や障害が次々と対象に加えられた②交通事故の被害者の増大③脳血管障害など成人病が増えてきたことによる後遺症をもつ障害者の増加④公害被害者の出現⑤社会福祉がクローズアップされてきたことにより、従来は肩身の狭い思いをしていた障害者が堂々と社会進出するようになり、自身の障害も積極的に届けるようになった一などが原因としてあげられる。逆に、従来大きなウエイトを占めていた戦争での負傷がもたなくなったの障害者は年を経るにつれて激減している。さらに近年、急速に進みつつある社会の高齢化も、手帳交付者の増加の要因として見逃せない。一方、障害者に対する社会福祉事業はこの二十年、飛躍的に充実。とりわけ、昭和五十六年に設定された「国際障害者年」は、障害を持つ者にとって施設などハード面での整備が進んだだけでなく、一般の人の関心を高めたという意味で大きな意味を持った。

**施設面での整備・充実**

その整備、充実ぶりを追ってみると、まず施設面では従来から設置されていた身体障害者更生指導所（小野町、昭和二十八年設立）、県立盲人点字図書館（同、同二十九年設立）などに加え、療護施設として昭和四十九年に「愛光園」（吉野町）、同五十五年



鹿児島市中心身障害者総合福祉センター「ゆうあい館」

「誠光園」（犬迫町）がそれぞれ設立され、精神薄弱者更生施設として昭和四十二年に「ゆうかり学園」（岡之原町）、同四十八年に「菖蒲学園」（吉野町）、同授産施設として昭和五十四年に「旭福祉作業センター」（岡之原町）、同通所授産施設として昭和五十五年「希望の園」（上福元町）がそれぞれオープンした。心身障害者のふれあい、自立活動の拠点として鹿児島市が建設を進めていた心身障害者総合福祉センター「ゆうあい館」は昭和六十二年十二月に完成、六十三年一月から利用が開始された。鉄筋コンクリート三階建てで、体育館を併設。一階は体の不自由な人たちが作業するための第一作業室、相談室など、二階は在宅障害者デイ・サービスマニエール事業で使われる機能回復訓練室、日常生活訓練室、言語障害児訓練室、発達に遅れのある人たちが作業する第二作業室など、三階には大会議室、生け花、お茶などに利用できる和室などを備えている。機能回復訓練などの在宅障害者デイ・サービスマニエール事業を行う施設としては九州初の併設体育館では車椅子バスケット、視覚障害者用卓球やア

身体障害者  
モデル都市  
への指定

「チェリーなどのスポーツが楽しめるばかりでなく、さまざまなレクリエーションもできる。

### 身体障害者環境改善

見逃してならないのは「福祉のまちづくり」の推進。宮城県仙台市の障害者や市民

らが中心となつて、車椅子の障害者にとつて不便な歩道と車道との段差、建物に入る際の階段など指摘、訴えた「障害者も自由に歩けるまちづくり」の運動は全国に広がり、昭和四十八年には、厚生省が人口二十万人以上の都市を対象に「身体障害者モデル都市設置要項」を制定。五十四年には、人口十万人以上の都市すべてを同モデル都市に指定した。鹿児島市はそれに先立つ五十年五月、モデル都市に指定され、車椅子の障害者が出入りしやすいよう官公庁はもちろん、主な公共施設やデパートなどの出入口にスロープを取り付けたり、歩道には視覚障害者用の点字ブロックを設置、視覚障害者用の触知式および音響式信号機、市民広場、中央、天文館両公園への身障者用公衆便所設置など障害者が住みやすい街づくりを目指して整備を進めている。また鹿児島市は「国際障害者年」から二年後の昭和五十八年、障害を持つ人たちが希望と生きがいを持ち、安定した生活を営めるようにするための指針となる「市障害者対策長期行動計画」を作成。保健・医療、教育などの充実ばかりでなく、生活環境を積極的に改善していくことなどうたっている。心身障害者の暮らしやすい街づくりについては民間でも、鹿児島県障害者問題研究会が昭和五十二年に「車イスかごしまガイドマップ」を作成。五十六年には改訂版まで出した。鹿児島県学生ボランティア連盟も六十年五月、市内のデパート、ホテル、娯楽施設などを回り、障害者のための生活環境改善調査を実施している。また鹿児島経済大、鹿児島女子短大の学生らでつくっている「車椅子あゆみの会」は平成元年三月、「鹿児島市車いすガイドマップ」を完成させた。マップには同市内の公共施設、商店など百二十カ所を点検、玄関幅や

市障害者対  
策長期行動  
計画の策定

身体障害者  
家庭奉仕員

段差、車椅子用トイレの有無などを網羅、障害者の利便を図っている。

**制度面の充実** 制度などその他の面でも、昭和四十年代以降の充実ぶりは目覚ましい。四十二年には身体障害者家庭奉仕員を三人配置、日常生活を営むのに著しい支障のある身体障害者や一時的な疾病などの状態に陥っている身体障害者の家庭を週二回以上訪問、介護など日常生活の世話をする制度が設けられた。奉仕員の数は四人に増えた後五十八年から七人（他にパート二人）に増え、六十三年度には対象五十九世帯を延べ六百八十七世帯、五千六百六十一回も訪問した。五十九年十月からは所得税課税世帯に対する有料の家庭奉仕員派遣制度も導入している。重度の心身障害者に対しては四十六年十月から心身障害児（者）家庭奉仕員事業が始まり、奉仕員二人が世話をするようになり、やはり五十九年十月には有料の派遣制度が設けられた。四十三年にはろうあ者福祉相談員を配置、さらに五十三年、鹿児島県内の自治体としては初めて、市民相談室に手話通訳者を配置、耳や口の不自由な人に便宜を図った。手話通訳者は六十年六月、二人に増員され、市民相談室、谷山支所でそれぞれ書類提出などの相談や関係各課への案内に当たっている。

ろうあ者福祉  
相談員  
手話通訳者  
の配置

日常生活用具の  
給付・貸与

身体障害者福祉法に基づく身体障害者への日常生活用具の給付および貸与は昭和四十七年七月、厚生省からの通知で、県が事業実施要綱を策定したのを受け、鹿児島市も実施に踏み切った。また身体障害者補装具の交付および修理も国の事業として四十八年から実施されている。昭和五十八年度から六十三年度にかけての利用状況では、日常生活用具としては盲人用タイプライター、盲人用時計、特殊寝台などの利用が目立ち、補装具では盲人安全杖、松葉杖、補聴器、車椅子などの利用が多い。

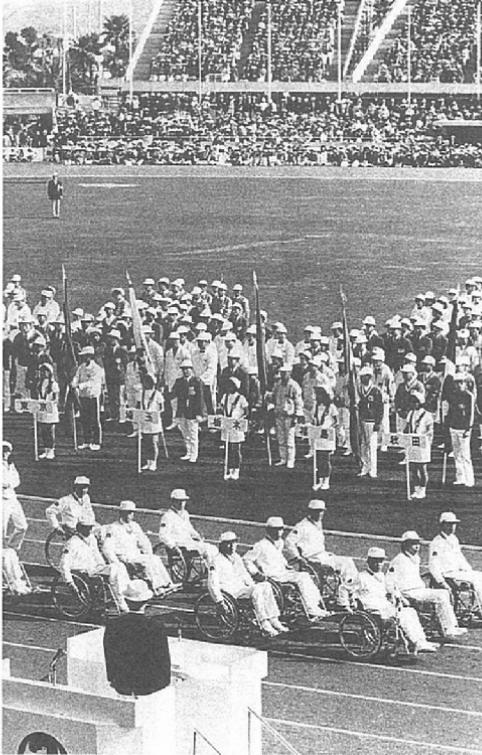
友愛パスと  
特別回数券

また昭和四十六年十月には、更生への努力をしている身体障害者に対し、市民のいたわりと励ましの気持

ちを表すため市単独の事業として、六歳以上七十歳未満の一、四級の障害者に市営の電車、バスおよび民営三社のバスに無料で乗車でき、美術館、動物公園などにも無料で入場できる友愛バスの交付を開始（民営への適用は五十三年から）。五十年七月からは東桜島地区の身体障害者にも特別回数券（友愛バス特別回数券）を交付して国鉄（現JR）・桜島町営バス、同町営フェリーの利用ができるようになった。両事業の交付状況は昭和六十三年度で、友愛バス三千八百十人、特別回数券三十一人となっている。五十三年には鹿児島市内

内のタクシー会社が身障者専用の福祉タクシーの運行に踏み切った。

このほか山下小学校への情緒障害児学級開設（四十六年）、老人身障福祉電話の取り付け（五十年）、聴覚障害者の福祉を増進するための難聴児学級開設（山下小、四十九年）、耳の不自由な人が病院、金融機関などいろんなところで感じていた不便を少しでも解消するため診察券、健康保険証、預金通帳などに貼るシンボルシール交付、手話通訳ができ、



鹿児島市での全国身障者スポーツ大会開会式（昭和四十七年十一月）

シンボルシール交付

デイ・サー  
ビス事業

体の不自由な人への理解を持つ人を増やすため、初級、中級別の手話通訳講習会（五十七年から）など実施。国際障害者年の昭和五十六年には在宅重度心身障害児（者）療育講習会、言語障害児の訓練などの諸事業も開始された。さらに障害者に生き甲斐のある楽しい人生を送ってもらおうと、昭和四十二年、第一回身体障害者体育大会を開催。以後も毎年、運動競技を通じて障害者が体力の増強を図り、社会的更生、お互いの親睦に努めている。四十七年には身体障害者一日レクリエーションが開始され、第八回全国身体障害者スポーツ大会も鹿児島市で開かれた。五十八年度には、県の補助を得て在宅障害者デイ・サービス事業、精神薄弱児（者）一日ふれあい事業も始まった。五十八年四月から実施されているデイ・サービス事業は、なかなか就労の機会を得にくい在宅の重度身体障害者らが通所して創作活動、軽作業、機能回復訓練を行うことにより、自立を図るとともに生きがいを高めようというもので、市福祉コミュニティセンター、市中心身体障害者総合福祉センター「ゆうあい館」で身体障害者福祉バスを運行、機能回復などの訓練のほか、点字講習会、更生相談なども実施している。精神薄弱児（者）一日ふれあい事業は外出の機会に恵まれない在宅の精神障害児（者）が一般世帯の親子と野外に集い、集団生活への適応訓練を行うとともに、自立更生への意欲を養い、体力増進を図ろうというもので、六十二年度までは毎年、三百人近い参加者数となっていたが、六十三年度は一気に四百二十人の参加となった。

**さまざまな手当** 経済的な面の援助も昭和四十年以降は著しく伸びている。四十五年四月には、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡したり、廃疾状態になった後の心身障害者に年金を支給、生活安定を図る心身障害者扶養共済制度が発足。同年、鹿児島市では重度心身障害児に対する市民福祉

重度心身障  
害者等医療  
費助成制度

手当の支給が始まった。四十九年七月からは市単独の重度心身障害者等医療費助成制度がスタート（十月からは県補助）、五十二年四月に障害児保育助成事業、五十三年度に身体障害者用自動車改造費助成、五十九年十月に聴覚障害者同士のコミュニケーションを深め、緊急連絡、情報伝達をスムーズにするためミニファクスを設置する際の聴覚障害者ミニファクス設置費助成事業、六十一年度には日常生活において常に特別の介護を必要とする二十歳以上の在宅重度心身障害者に対する特別障害者手当、二十歳以下の重度心身障害児に対する障害児福祉手当など国、県、市が実施。体の不自由な人たちがより生活しやすいよう制度の改善、充実に努めている。

鹿児島青い  
芝の会

麦の芽共同  
作業所

**自立を目指す障害者** 障害者の自立志向を反映して、障害者自身や、ボランティアによる組織づくり、自立への模索が目立ってきたのも四十年代以降の特徴である。脳性マヒの障害者だけで組織している「鹿児島青い芝の会」は昭和五十二年に結成され、健常者と語る会を開くなど自主的に活動、五十三年には重度障害者とボランティアが集まって「鹿児島に共同作業所をつくる会」を結成、「麦の芽共同作業所」を実現させて現在、「麦の芽福祉会」（五十七年五月設立）として障害者が自立でき、一個の人格として安心して生活できる社会の実現を目指している。同会は鹿児島市永吉町の会員宅に自力で共同作業所を開設、工芸品などを製作し、バザーを開いて販売したり、無人野菜販売所をつくるなどの活動を展開している。作業所の運営資金はこうした販売の収益金や廃品回収などで賄ってきたが、財政面では厳しい状態が続いており、同会は六十年四月に設立された障害乳幼児療育所の「あすなる福祉会」と協力、補助金大幅アップのための社会福祉法人認可を求め、平成元年七月、十万人署名を県に提出した。また平成元年四月、鹿児島市城西二丁目

国が推進本部設置

も個人のアップートの二階を改造、重度の精神薄弱児（者）に開放した福祉作業所「めぐみ学園」が開設された。このほか社会奉仕をしたい人、受けたい人を無料で結ぶ「民間ボランティア銀行」も登場してきた。

### 国際障害者年

昭和五十六年の国際障害者年は一九七六年の国連総会で決められ、障害者の社会への完全参加と平等を目指し、世界中の人々が計画的行動を始めるよう呼び掛けた。日本では五十五年三月、総理府に国際障害者年推進本部（本部長・内閣総理大臣）を設置。障害者福祉の在り方を審議決定する中央心身障害者対策協議会内に官民合同の特別委員会を設け、推進本部の窓口として総理府内に国際障害者年担当室を開設した。一方、民間の障害者団体も同年四月、国際障害者年日本推進協議会を結成、政府・民間が足並みをそろえての推進体制を整えた。

県推進本部の発足

鹿児島県では五十五年八月、民生労働部に県推進本部を設置、障害者団体、学識経験者らによる「障害者年県懇話会」を開いて準備を進めた。そして国際障害者年事業費として五十六年度予算に十二億八千二百万円余を計上。一般の理解を深めるため①県障害者福祉大会の開催②小中高生を対象にした「記念作文コンクール」の実施などの事業を行い、「障害者福祉基金」を開設、「心身障害児総合相談センター」建設計画を打ち出した。

市推進連絡協議会

鹿児島市には四十九年十月、心身障害者対策基本法に基づく心身障害者対策協議会（行政機関関係者、学識経験者計十八人で構成）が設置されていたが、五十六年の国際障害者年になると市としての推進連絡協議会をつくり、同年十月には、国際障害者年記念の市社会福祉大会を開いた。鹿児島市としても国際障害者年で生まれた障害者福祉の機運を一時的なものとしないうため、先に述べた「障害者対策長期行動計画」を十年

間にわたる障害者対策の基本的方向として定めた。

### V 高齢者福祉

急速な高齢化の進行

**高齢化の現状** 医療の発達は死亡率の低下をもたらし、日本人の平均寿命（ゼロ歳の人が期待できる平均余命）は、昭和六十年現在、男子七四・九五年、女子八〇・七五年と世界でも有数の長寿国となっている。それは同時にわが国の社会の高齢化をもたらした。過疎地が多く、人口流出の激しい鹿児島県では、特に高齢化の進行が速く、第三表のように昭和六十年現在、六十五歳以上の人口が総人口に占める割合が全国平均で一〇・三%なのに対し、鹿児島県は一四・二%と大きく上回っている。県都の鹿児島市は、周辺市町村などからの流入もあり、人口が年々増加、六十五歳以上の構成比は九・一%と全国平均を下回っている。六十三年四月現在、六十五歳以上の高齢者の実数は、四十年度の倍以上に達し、男二万三百四十三人、女三万八千八百八十二人（市調べ）に上っている。このうち独り暮らしのお年寄りは男八百人、女五千六百六人（六十三年四月一日現在）市社会福祉協議会調べ）、在宅の寝たきりのお年寄りは男二百三十二人、女三百四十一人

第3表 高齢者人口の推移

年度	全 国 鹿 児 島 県 鹿 児 島 市								
	総人口	65歳以上人口		総人口	65歳以上人口		総人口	65歳以上人口	
		人 口	構成比		人 口	構成比		人 口	構成比
40	98275	6181	6.3	1854	157	8.5	371	21	5.6
45	103720	7331	7.1	1729	174	10.1	403	26	6.4
50	111934	8858	7.9	1724	199	11.5	457	33	7.1
55	116916	10574	9.0	1785	227	12.7	505	39	7.8
60	121020	12390	10.3	1819	258	14.2	※531	48	9.1

（単位：千人、%） ※は市単独集計

(六十二年五月一日現在Ⅱ市調べ)、痴呆のお年寄りは在宅三百六十八人、施設二百人(五十九年七月一日現在Ⅱ県調べ)。鹿児島市としても、健やかで充実した長寿社会づくりが大きな命題となっているのは例外ではなく、「生き生き健康社会づくり」(赤崎義則市長)は市政の主要テーマの一つに掲げられている。

## 市立いしき園



いしき園

**施設の整備充実** まず施設面では昭和二十六年設立の「鹿児島市養老院」が三十四年開設の鹿児島市立玉里園の養老施設となり、三十八年、養護老人ホーム「玉里園」と改称していたが、老朽化のため移転する運びとなり四十七年、伊敷団地(西伊敷四丁目)に新築完成、翌四十八年四月に移転して、名称を「市立いしき園」に改めた。救護施設も併設している同園は鉄筋コンクリート二階建て、一部平屋建てで、談話室、訓練室、作業室のほか、冷暖房給湯、インターホンなどを備えている。養護老人ホームの定員百人に対し、平成元年三月一日現在、百八人のお年寄りが入所している。

また昭和五十一年五月には、単身室三十、夫婦室十を備えた鹿児島市の軽費老人ホーム「谷山荘」が上福元町にオープン、平成元年三月一日現在で単身室二十九世帯、夫婦室一世帯が利用している。このほか鹿児島市には、特別養護老人ホームが「ひまわり療護園」(犬迫町)、「三船園」(吉野

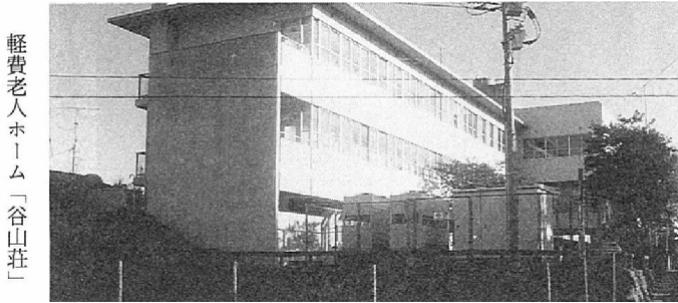
老人ホーム

市民福祉手  
当高齢者住宅  
整備資金貸  
付制度

町)「清谿園」(山田町)「錦江園」(平川町)「美樹園」(下福元町)「泰山荘」(皆与志町)「睦園」(吉野町)の七園、養護老人ホームに「慈眼寺寿光園」(下福元町)があり、平成元年三月一日現在、特別養護老人ホームは定員合計五百六十七人に対し五百六十七人、養護老人ホームは定員合計百八十人に対し百七十八人と、いずれもほぼ定員いっぱいの状態となっている。

**経済面での援助**

お年寄りの暮らしの安定を手助けするための経済面での施策としては昭和四十五年、六十五歳で六ヵ月以上寝たきりのお年寄りに対する「市民福祉手当」の支給が始まった。当初年五千円の支給だったが、四十九年度から八千円となり、その後五十三年度一万二千元、六十年一万五千元とアップ。六十一年度からは、市民福祉手当から分離、独立して、「ねたきり老人介護手当」となり、金額も年額三万円に引き上げられた。さらに平成元年度からは二万円引き上げられて五万円となった。



軽費老人ホーム「谷山荘」

昭和四十八年四月からは、市単独事業として老人居室高齢者住宅整備資金貸付制度がスタート。高齢者と同居している人が、高齢者用の専用居室ときの住居に増改築するか、または改造する場合、そのための資金として、一世帯二百二万円を限度として貸し付け、高齢者と家族が好ましい関係を維持できるような配慮、併せて高齢者福祉の増進を図っており、昭和五十九〜六十三年度の五年間で三十七件の利用があった。

医療費の無  
料化

### 高齢者医療

健康を守る手助けとしての医療費助成では、昭和四十五年から、満六十五歳以上のお年寄りが白内障の手術をする際、保険診療による自己負担分を助成する制度が実施されていた。四十八年からは、六十五歳以上の医療費が無料化されたが、五十八年の老人保健法施行とともに再び有料となっている。五十八年度からは、やはり六十五歳以上のお年寄りに対する健康診査を実施。五十九年度には受診対象年齢が六十二歳に引き下げられた。さらに六十三年度からは六十一歳以上にまで引き下げられ、「六十代からすこやか老後健康診査事業」として実施している。また四十八年度からは、お年寄りが自分の健康に留意する一助にと、老人医療費助成対象者に対し、「老人保健手帳」を配布している。同年には八十歳以上のお年寄りに対する医療費の九割給付も始まり、翌四十六年には給付開始年齢が七十五歳に引き下げられた。しかし四十八年一月、国がお年寄りの医療費を無料化したことで、市としての措置は廃止した。

老人保健法  
の施行

「福祉の切り下げ」と、一部にあつた強い反対を押し切る形で昭和五十七年、老人保健法が公布された。同法は七十歳以上の高齢者かまたは六十五歳以上で一定の障害のある高齢者への医療と四十歳以上の成人・高齢者への保健事業が内容。国民健康保険への国庫負担減少を図っており、高齢者医療は同法が施行された翌五十八年から有料に逆戻りした。六十一年十二月の改正で、高齢者医療の自己負担は外来一カ月八百円（施行時の二倍）、入院四百円（百円増）となった。鹿児島市には対象者が平成元年三月末現在、三万四千四百四十七人いる。

老人保健施  
設

この改正により一方では、七十歳以上の高齢者と寝たきり老人など老人医療受給対象者が、新しく制定された老人保健施設を利用した場合、一人一カ月二十万円の老人保健施設療養費が支払われることになってい

る。厚生省は六十二年、全国で七カ所のモデル施設に予算補助、平成十二年までに総病床数を二十六万〜三十万床にまで拡充する計画をもっている。鹿児島県内には同施設は、六十三年十二月の指宿市を皮切りに、平成元年七月までに五市町で開設に踏み切っているが、鹿児島市には同月現在まだ開設されていない。

また鹿児島市は昭和五十七年度から、七十歳になるお年寄りに「生きがい」「健康づくり」「生活設計」をわかりやすく冊子にまとめた「すこやか読本」を配布している。

長寿者を敬  
い祝福する  
条例

**敬老精神の高揚** 鹿児島市に一年以上居住する百歳以上のお年寄りに対し、長寿を祝福、併せて市民の高齢者に対する敬いの心を伸ばすため、昭和四十八年四月、「長寿者を敬い祝福する条例」を公布、毎年誕生日に祝金二十万円を支給することになった。制度発足の初年度の受給者は六人だったが、その後第四表のような受給者数で推移。最も少なかったのが、五十、五十一年度の二人、最も多かったのが六十三年度の二十二人となっている。同じ市単独事業として市は三十二年から、八十八歳以上のお年寄りに対し、敬老の日に「祝金」一万円と記念品を支給している。五十七年には、老人福祉法の施行二十周年を記念した老人福祉大会が実施された。

また、お年寄りの利便を図り、併せて市民の敬老意識をより高めようと始められた市の単独事業が、昭和四十二年九月にスタートした「敬老パス」。市民の敬老の意思を表し、併せてお年寄りが人生を楽しんで過ごせるよう市内に居住する七十歳以上に交付し始めたもので、利用範囲も当初、市営交通機関に限定されて

第4表 百歳以上の高齢者に対する長寿者祝金受給者数

年度	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
人数	6	3	2	2	3	5	4	4	9	10	9	10	14	16	14	22

いたが、五十三年には民間バスにも拡大。それに先立つ五十年には、市営交通機関が走っていない東桜島地区のお年寄りの利便を図るため、桜島町営バス、フェリーの回数券が発行された。この敬老乗車証は、市営の平川動物公園、美術館、磯公園の無料入場、祇園之洲コミュニティセンターの温泉利用、鹿児島県高校野球連盟主催の高校野球大会にも利用できる。市が六十年に調査したところによると、利用していないお年寄りはずか五・七%に過ぎず、月に五回以上の利用が六割を占めた。利用目的は通院(三三・六%)、余暇、娯楽(二六・九%)などが目立ち、同年五月末現在、二万三千八百五十八人に交付、対象者の八割強がバスを持っている勘定となっている。また六十年には市が、研修やレクリエーション、交流などの際のお年寄りたちの足として利用できる「老人福祉バス」を購入、市に登録した老人クラブに無料で提供している。また平成元年六月からは、老人クラブが市外のクラブとの交流のため、市外に出かける際のバス借り上げ料の半額補助を開始した。

## 老人クラブ

**生きがい対策** お年寄りの生きがい対策も市行政の大きな柱となってきた。老後の生活を健全で豊かなものとするための老人クラブは、平成元年三月末現在で、三百五十八クラブ、会員数二万三千七十四人となっており、鹿児島市はこれらのクラブへの補助金として平成元年度予算で三千六百八十四万円を組んだ。土と緑に親しみ、農作業を通じて親睦を図ってもらうため、市街地やその周辺に開設している老人レジャー農園は四十七年に第一号が鴨池町にオープン。翌四十八年には県の補助事業となり、六十三年度末現在で二十カ所となっている。また四十八年には、スポーツを通じたお年寄りの健康と仲間づくり、地域社会に対する貢献を図るため、県の半額補助を得てゲートボール場設置事業を始め、設置数は六十三年度末現在で六十一カ

所に達している。同年にはレジャー用品貸し付けも市単独事業で開始。ゲートボール、レコードプレーヤー、カラオケセットなどの貸し付けがスタート、お年寄りたちの楽しみに役立てられている。しかし、ゲートボール用品の普及が進んだためか同セットの貸し出し数が激減、代わりにカラオケセットが人気を呼ぶなど貸し出し内容にも時代が反映されている。六十二年度には、高齢化社会の到来について市民の意識を喚起、さらに各世代間のふれあいを通じて生き生きとした健康社会づくりを推進しようと、市単独で「長才（おせ）まつり開催事業」をスタートさせ、初年度は九月二十一日から一週間、お笑い演芸会、シンポジウム、市立高校生の施設訪問など実施（ゲートボール大会は五月）した。また高齢者の能力、経験を社会に生かすための「シルバー人材事業」は五十六年に始められ、仕事を請け負い、会員登録したお年寄りにあつせんするための「鹿児島市シルバー人材センター」も十月に発足した。

寝たきり・  
ひとり暮らし・  
痴呆のお年寄り  
対策

高齢者人口の増大に伴い、寝たきりやひとり暮らし、痴呆症のお年寄りの数も増え、こうしたお年寄りたちに対する対策が重要視されるようになってきた。脳卒中などの後遺症のため、床につきつきりとなり、食事、排便などの日常生活に支障をきたしているお年寄りは昭和六十二年五月一日現在、鹿児島市に五百七十三人。これらのお年寄りたちのために、昭和三十八年十二月に始められた、老人福祉法による老人家庭奉仕員派遣事業があり、鹿児島市では六十三年度に二十八人の奉仕員と日額家庭奉仕員十人が延べ千六百十八世帯を延べ一万一千四百七十八回訪問している。身体機能低下防止のため、日常生活用具の給付も実施しており、六十一年度には特殊寝台、マットレス、エアーマット、便座の給付があった。お年寄りたちの相談に乗る老人福祉相談員が四十三年に配置され、四十四年には、傷病などにより老人家庭が一時的に介護を必要

移動浴槽車  
派遣事業

とする場合、市に登録された介護人が訪問、六十五歳以上のお年寄りの世話をする「老人介護人制度」が始まった。

寝たきりのお年寄りに定期的に入浴してもらうための「移動浴槽車派遣事業」も昭和四十九年十二月に始まり、同年十二月、独り暮らしのお年寄りの安否を確認、孤独感の解消を図ろうと老人家庭訪問員が設置され、昭和六十三年度には対象になるお年寄り千六百八人を延べ千四百六十八人の訪問員（一人に対する重複訪問もあり）が訪問した。また五十二年には年二回、寝たきりのお年寄りの寝具を無料で乾燥する事業、翌五十三年には六十五歳以上の寝たきり、あるいは病弱のお年寄りを介護している家庭が、病氣、出産、事故、介護疲れなどの理由で、家庭での介護ができなくなった場合、一時的に特別養護老人ホーム、養護老人ホームに入所させ、世話をする「在宅老人短期保護事業」がスタート。また六十一年には、お年寄りの自立を助け、社会的孤立感を解消、心身機能を維持することを目指し、特別養護老人ホーム「清谿園」「泰山荘」で入浴、給食、生活指導、日常動作訓練などのサービスを提供する「デイ・ホーム事業」を開始。翌六十二年には、特別養護老人ホーム「清谿園」デイ・サービスセンターで家族介護教室、健康チェック、送迎サービスまで加わった「デイ・サービス事業」も始まり、平成元年度までにさらに「泰山荘」「ひまわり療護園」でも実施されるようになった。

独り暮らしのお年寄り対策としては昭和四十七年度に始まった老人福祉センターホンの設置があり、病氣、火災その他の緊急事態に対処するため、市単独事業として六十三年度末までに千五百五十台を近くの家庭との連絡用に設置した。孤独感を和らげるとともに、安否の確認をするため、電話の架設費を負担する老人福

老人福祉  
センター  
ホンの  
設置

社電話設置事業は五十一年度にスタート、六十三年度末までに四百二十三台が設置された。脳卒中などの発作に襲われ、緊急の連絡をとろうにも電話の所までもたどり着けないような時、ペンダント式のボタンを押すだけで、あらかじめ決めてある通報者に連絡が取れるシステムの「緊急連絡用電話設置事業」は、六十年度から始まり、六十三年度末までに八台を設置、うち六台が使用中となっている。鹿児島市は平成元年度予算にも十五台分を計上している。

お年寄りの  
心の相談室

深刻化している痴呆のお年寄り問題では、昭和六十年に鹿児島県民生労働部が公表したデータで、鹿児島市には三百六十八人の在宅痴呆のお年寄りのいることがわかった。いち早く専門の施設や、専門家を中心にした研究会をつくり、予防策や介護法を探っていた岡山県などに比べ、鹿児島の対応は遅れていたが、そのなかで鹿児島市には五十九年、中央、山下両保健所に「お年寄りの心の相談室」ができた。同年五十二件の相談を受け、十一人を精神科医が訪問相談、三十七人に対し、老人衛生指導員が介護などの訪問指導をした。そして翌六十年六月、両保健所に「痴呆老人相談電話」を常設、介護に悩む家族からのさまざまな相談に応じている。また六十三年三月には、鹿児島市犬迫町に県内初の痴呆、寝たきり老人専門の病院として、ベッド数四百床の病院が誕生、お年寄りたちの療育に当たっている。

社会科副読  
本の作製

またお年寄りとのふれあいを通じて敬老精神を培おうという動きも官民双方であり、民生委員、警察官や消防署員をはじめ民間のボランティアが独り暮らしのお年寄りを訪問する友愛訪問活動も活発。高齢化社会への小中学生の認識を高めるための「社会科副読本作製事業」は昭和六十三年度から始まり、鹿児島市は同年度に小学六年生用八千三百部、中学三年生用八千八百部、平成元年度の計画で小学六年生用八千五百部、

中学三年生用九千部を作成、予算としてそれぞれ四百五十九万八千円、三百七十六万円を計上した。同時に六十三年度から「高齢者のしおり作製事業」も始まり、お年寄りに生涯を楽しく過ごすための自己啓発の必要性を感じていただくとともに、利便を図ろうと市の高齢者福祉政策を網羅した「主役は私たち」を作成した。作成部数は六十三年度で一萬五千部、平成元年度でも同部数を予定、予算として六十三年度で五百五十万千円計上、平成元年度でも四百六十三万五千円を組んでいる。

【参考文献】 「市政概要」 「かごしま市のふくし」 「鹿児島市市政記録」 「鹿児島市のあゆみ」 「鹿児島市統計書」 「鹿児島市障害者対策長期行動計画」 「鹿児島（県政）三五年のあゆみ」 「グラフかごしま」 「福祉のすがた」 「民生労働行政のあらまし」 「鹿児島県社協二十五年度誌」 「かごしま県民生委員・児童委員活動六十年誌」 「鹿児島大百科事典」 「国民百科事典」（平凡社） 「現代用語の基礎知識」（自由国民社） 「国勢調査結果報告」

# 第二章 保健衛生

## I 医療制度

「医療先進  
国」の仲間  
入り

日本の医療は「すべての人が健康な生活を過ぐす」という最終的な目標に向かい、技術の高度化、施設・機器の近代化を進め、制度の改廃を重ねてきた。人類を悩ませ続けてきた伝染病はほぼ克服され、医療技術の進歩で心臓の先天的異常なども治療できるようになり、臓器の移植さえ行われる時代になった。長い間日本人の死因の第一位を独占、国民病として恐れられてきた結核は今や、五大死因の中にも入っておらず、脳血管疾患、がん、心疾患、不慮の事故、肺炎および気管支炎が上位を占めている。しかし、「医療先進国」の仲間入りを果たした日本には、高齢化社会の到来、医療費の増大、医師過剰時代の到来、病院・医院など医療施設の経営危機など問題はなお山積している。例えば老人医療の問題をとってみると、昭和四十八年、七十歳以上の無料化が実現したが、翌年の石油ショックで、日本経済が失速、財政赤字が増大したため、国民健康保険への国庫支出を減らそうと五十八年二月、老人保健法を施行して再び有料化、さらに六十一年十二月の改正で自己負担額アップに踏み切った。また五十九年十月の健保法改正で、被用者保険被保険者本人に対する一割自己負担導入、日雇健保廃止と本人八割給付、家族通院七割給付などを内容とする退職者医療制度創設を実現するなど、財政との兼ね合いで制度が揺れ動いている。こうした医療保険制度について、政府は一九九五年を目標とした一元化の方向を打ち出している。また臓器移植が盛んに行われるようになるに

第5表 主要死因別死亡者数

	総数	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	不慮の事故	全結核	老衰	肺炎及び気管支炎	その他
昭和43年	2604人	588人 22.6%	636人 24.4%	256人 9.8%	120人 4.6%	101人 3.9%	102人 3.9%	77人 3.0%	724人 27.8%
44	2452	614 25.0	378 15.4	252 10.3	146 6.0	95 3.9	91 3.7	81 3.3	795 32.4
45	2577	600 23.3	417 16.2	318 12.3	129 5.0	83 3.2	91 3.5	117 4.5	822 31.9
46	2462	594 24.1	450 18.3	275 11.2	160 6.5	68 2.8	82 3.3	128 5.2	705 28.6
47	2474	615 24.9	418 16.9	284 11.5	140 5.7	77 3.1	82 3.3	110 4.4	748 30.2
48	2574	632 24.6	411 16.0	293 11.4	134 5.2	72 2.8	75 2.9	134 5.2	823 32.0
49	2569	567 22.1	495 19.3	317 12.3	122 4.7	50 1.9	75 2.9	136 5.3	807 31.4
50	2574	581 22.5	518 20.1	318 12.4	135 5.2	70 2.7	95 3.7	119 4.6	738 28.7
51	2713	623 23.0	524 19.3	367 13.5	118 4.3	55 2.0	75 2.8	125 4.6	826 30.4
52	2719	630 23.2	520 19.1	341 12.5	123 4.5	58 2.1	75 2.8	139 5.1	833 30.6
53	2626	590 22.5	539 20.5	354 13.5	114 4.3	55 2.1	55 2.1	120 4.6	799 30.4
54	2690	568 21.1	629 23.4	388 14.4	127 4.7	32 1.2	78 2.9	135 5.0	733 27.2
55	2897	584 20.2	612 21.1	506 17.5	98 3.4	36 1.2	93 3.2	165 5.7	803 27.7
56	2754	528 19.2	617 22.4	444 16.1	87 3.2	22 0.8	85 3.1	191 6.9	780 28.3
57	2727	513 18.8	679 24.9	422 15.5	101 3.7	21 0.8	75 2.8	209 7.7	707 25.9
58	2887	535 18.5	679 23.5	439 15.2	125 4.3	24 0.8	85 2.9	203 7.0	797 27.6
59	2827	495 17.5	622 22.0	481 17.0	114 4.0	20 0.7	92 3.3	240 8.5	763 27.0
60	2996	515 17.2	682 22.8	514 17.2	102 3.4	22 0.7	65 2.2	252 8.4	844 28.2
61	2844	478 16.8	676 23.8	531 18.7	113 4.0	11 0.4	75 2.6	235 8.3	725 25.5

がんが死因の首位に

つれ、死の判定をめぐる論議が続き、がんの患者本人への告知も論争が絶えない。

鹿児島県内、鹿児島市に目を移すと、第五表のように昭和六十二年度の鹿児島市の主要死因別死亡者数は第一位が悪性新生物（がん）で総死亡の二六・五％を占め、二位が心疾患（一七・二％）、三位が脳血管疾患（一六・二％）とほぼ全国と同じ傾向。悪性新生物の一位は昭和五十四年から続いており、五十三年以前は昭和二十八年以来、脳血管疾患が一位だった。また、昭和三十三年まで第三位だった全結核は六十二年には死亡者十五人で、十三位となっている。脳死の問題は鹿児島大学医学部などで検討が進められており、医療施設の経営危機は、施設の過度な集中が進んでいる鹿児島市で特に、現実の問題となりつつある。

国民医療費増大の加速

### 医療費の増大

高齢化社会の進行、成人病をはじめとする慢性疾患の比率アップなどの要因により、医療費は急速な膨張を続け、昭和四十年に約一兆一十億円だったのが五十七年には十三兆八千億円を突破、この間十七年で実に十二・三倍以上にもなった。さらに平成元年六月に発表された昭和六十二年国民医療費の厚生省推計調査では、前年度比の伸びが五・九％（第七表は前年比）と、政策目標になっている国民所得の伸びの範囲内（三・六％以内）を上回った。鹿児島県は都道府県別の一人当たり医療費で全国十二位の十六万七千九百円だった。健康保険制度は給付の充実を図る一方、費用の増大を保険料収入と国庫負担の拡大に頼ってきた。しかし別表に見られるように、国民医療費の増加の速度は国民所得の増加をはるかに上回り、その対策は急務となっている。このため厚生省は六十二年一月、事務次官を長とする国民医療総合対策本部を設置。医療制度の検討に当たっている。

診療報酬の改定

一方、医療提供者側に対する診療報酬の改定は、四十年代以降だけでも、四十七年二月に医科、歯科とも

第6表 国民所得と国民医療費の動向

区 分	A 国民所得	B 国民医療費	A増加率	B増加率	B/A
昭30年	67,720	2,388		11.0	3.53
31	75,874	2,583	12.0	8.2	3.40
32	87,901	2,897	15.9	12.2	3.30
33	91,880	3,230	4.5	11.5	3.52
34	105,287	3,625	14.6	12.2	3.44
35	129,120	4,095	22.6	13.0	3.17
36	155,723	5,130	20.6	25.3	3.29
37	174,992	6,132	12.4	19.5	3.50
38	201,919	7,541	15.4	23.0	3.73
39	233,770	9,389	15.8	24.5	4.02
40	260,654	11,224	11.5	19.5	4.31
41	303,961	13,002	16.6	15.8	4.28
42	360,053	15,116	18.5	16.3	4.20
43	424,793	18,016	18.0	19.2	4.24
44	499,383	20,780	17.6	15.3	4.16
45	591,527	24,962	18.5	20.1	4.22
46	646,451	27,250	9.3	9.2	4.22
47	746,010	33,984	15.4	24.7	4.56
48	918,231	39,496	23.1	16.2	4.30
49	1,090,608	53,786	18.8	36.2	4.93
50	1,210,259	64,779	11.0	20.4	5.35
51	1,371,196	76,684	13.3	18.4	5.60
52	1,513,952	85,686	10.4	11.7	5.66
53	1,675,717	100,042	10.7	16.8	5.97
54	1,807,073	109,510	7.8	9.5	6.06
55	1,950,487	119,805	7.9	9.4	6.14
56	2,055,238	128,709	5.4	7.4	6.26
57	2,160,386	138,659	5.1	7.7	6.42
58	2,244,226	145,438	3.9	4.9	6.48
59	2,373,218	150,932	5.7	3.8	6.36
60	2,512,338	160,159	5.9	6.1	6.37
61	2,620,343	170,690	4.3	6.6	6.51
62	2,704,315	180,759	3.2	5.7	6.68

(単位：億円、%)

一三・七%、四十九年二月には医科一九・〇%、歯科一九・九%、同年十月には医科一六・〇%、歯科一六・二%、五十一年四月医科九%、八月歯科九・六%、五十三年二月医科九・三%、歯科一二・五%と着実に引き上げられてきた。しかし五十三年の改定から三年間は据え置きとなった。赤字が続いていた政府管掌健康保険の財政が好転したこともあり、五十六年六月には改定が実施されたが、引き上げ率八・一%で、一八・六%

退  
保  
險  
医  
生  
總  
辭

第7表 医療機関従事者数

(各年12月31日現在)

年次	医 師	歯科医師	薬 剤 師	助 産 婦	看 護 婦 (士)	准看護婦 (士)	保 健 婦	歯 科 歯 科 衛 生 士 技 工 士	科 工 士
45	868	148	290	161	787	1,191	50		
46	913	154	284	158	836	1,246	51	64	68
47	926	161	279	158	861	1,272	50	49	69
48	938	169	280	166	905	1,316	52	65	88
49	950	163	310	159	969	1,424	53	76	99
50	986	170	319	168	1,034	1,509	55	89	102
51	1,074	197	368	161	1,135	1,585	63	105	118
52	1,124	204	385	155	1,233	1,728	66	158	140
53	1,138	223	386	169	1,326	1,854	62	168	151
54	1,138	255	450	173	1,458	2,042	70	183	170
55	1,203	288	486	164	1,628	2,216	69	196	187
56	1,246	315	515	172	1,791	2,371	71	220	188
57	1,238	335	545	169	1,822	2,563	71	241	209
59	1,360	390	555	169	2,144	2,738	82	283	235
61	1,474	438	544	166	2,429	3,074	84	269	231

※57年以後奇数年が調査年に変更

という薬価基準の大幅引き下げを計算に入れると、実質的な引き上げ幅は二%に留まった。薬価基準は五十八年一月四・九%、五十九年三月一六・六%と引き下げられ、五十九年には二・八%の診療報酬改定もあったが、医療費ベースでは二・三%の引き下げとなっている。

一方、四十六年には、健康保険法の改正をめぐり、日本医師会が政府に反発、保険医総辞退を全国に指令、鹿児島市医師会もそれに従って七月一日から一カ月間、ほぼ全面的に保険医を辞退するという一幕もあった。政府管掌健保の赤字解消を狙い、四十五年十二月



鹿児島市医師会臨床検査センター

に発表された健保法一部改正案は日本医師会、歯科医師会、薬剤師会の三師会がこぞって反発するところとなり、二月十七日に同改正案が国会に提出されると、相次いで批判が発表され、日本医師会は二月二十二日、厚生行政への非協力の姿勢を打ち出して二十四日には厚生省関係委員を引き揚げた。三月四日に至っては保険医総辞退体制整備予告を通知。さらに四月十四日の健保法近代化促進全国医師大会での保険医総辞退体制確立の決議、四月二十八日の日本医師会の保険医辞退とりまとめ指令と、事態は急を告げた。

中央のこうした動きを受け、鹿児島県では三月二十八日、医療危機突破鹿児島県医師大会が開かれ、五月一日には県医師会臨時代議員会で保険医総辞退を決定。五月三十一日には辞退届を提出した。そして七月一日、全国に足並みをそろえて保険医辞退に突入、七月二十八日に武見日本医師会長、佐藤総理大臣、斉藤厚生大臣の三者会談で合意が成立、三十一日に保険医総辞退が解除され、保険医再登録の手続きが始まるまで一カ月間、医師会加盟のほぼ全医師が保険医を辞退したことになった。

鹿児島県内の総合的な保健医療体制を確立、救急、へき地、母子保健、農村医療など、鹿児島県の医療が

抱えている問題について協議・調整を図る場として県医師会、県歯科医師会、薬剤師会、鹿児島大学医・歯学部、県の五者で昭和五十七年二月、鹿児島県地域保健・医療協議会が設置された。同会ではより効果的な施策を打ち出すため、各団体が相互の連絡調整に当たるとともに、協力し合つての調査・研究に従事。六十年には、四月に開かれた県小児科医会のシンポジウムで「小児医療後進県」ぶりが指摘されたのをきっかけに、同協議会内に「小児医療検討小委員会」を設置。「最低百床のベッド増」などの提言がなされている。

市地域保健  
協議会

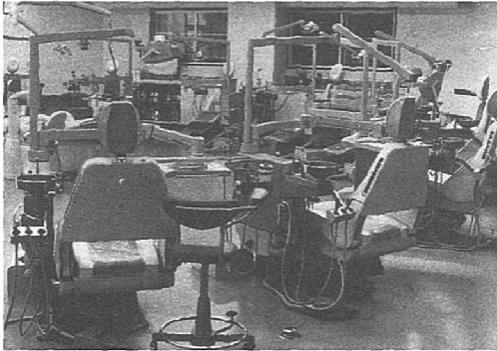
県の協議会に先立ち、昭和五十二年二月には、市民の健康を保持し増進させるため鹿児島市地域保健協議

会が発足、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会の医療三師会など医療関係者、学識関係者、保健所などが構成メンバーとなり、公衆衛生部会・救急医療部会などを設けている。

また、六十二年六月に策定された県保健医療計画により、鹿児島医療圏（鹿児島市、鹿児島郡）の病院の病床数が定められ、鹿児島市では病院病床の増設は認められなくなった。

医療機関の  
従事者数

県保健医療  
計画の策定



県歯科医師会口腔保健センターの実習室

**医療関係団体** 鹿児島市内で医療機関に従事している人は別表のように、昭和四十五年末には医師八百六十八人、歯科医師百四十八人、薬剤師二百九十人、助産婦百六十一人、看護婦（士）七百八十七人などとなっていた。これらの中では助産婦がほぼ横ばいとなっているが、他の従事者は年を追うごとに増えており、六十一年末現在では医師が一・七倍

## 市医師会

の千四百七十四人、歯科医師が約三倍の四百三十八人、薬剤師が二倍近い五百四十四人、看護婦（士）が三倍を越す二千四百二十九人となっている。医師、歯科医師、薬剤師を県、全国のデータと比べてみると、鹿児島市の場合、医師は人口十万人当たり二百七十七・五人。これに対し県は百五十五・七人、全国は百五十七・三人で、鹿児島市への過度とも思える集中ぶりが浮かび上がってくる。歯科医師の場合は鹿児島市が人口十万人当たり八十二・五人なのに対し県は四十四・三人、全国は五十四・九人とやはり鹿児島市偏在が顕著である。一方、薬剤師は鹿児島市の人口十万人当たり百二・四人に対し県が六十五・九人と県内での鹿児島市集中は著しいが、全国の人口十万人当たり百十一・八人と鹿児島市を上回っており、数字のうえからは県内の薬剤師の絶対数が全国に比べ少ないという分析ができる。

昭和三十六年四月、連携関係をかたちづけていた日本医師会と日本歯科医師会に日本薬剤師会が加わり、三師会を結成したのを受け、鹿児島市でも三十八年三月鹿児島市医療三師会（三師会）が結成された。このうち鹿児島市医師会は明治年間に誕生、終戦後の昭和二十二年十二月、新生鹿児島市医師会として衣がえ、四十三年一月に鹿児島郡医師会と合併して現在の姿になっている。発足当時の会員数は二百四十二人だったが、鹿児島郡医師会との合併時には四百四十五人に。さらに鹿児島市の人口膨張と、同市への診療施設集中を映してほぼ一本調子で増え続け、昭和四十九年には五百人を突破、平成元年三月末現在では八百六人にまで増えている。鹿児島市医師会は二十八年四月、准看護婦学校を設立したのをはじめとして四十五年には、緊急患者のため全国で初めて年中無休・二十四時間体制の臨床検査センターを開所した。同年十一月には市医師会館が完成、下荒田町の化学及び血清療法研究所二階にあつた事務局、看護学校、臨床検査センタ

一が一緒に移転、それまでの仮住まいから解放された。同年十二月には成人病センターが発足、四十八年四月には高等看護学院が開校、六月には臨床検査センターに病理検査室が開設された。翌四十九年五月には成人病センターが第一回市民糖尿病教室を開催、十一月には臨床検査センターが自動分析機による検査を開始したほか、五十年十一月には成人病センターに循環器部門を設けるなど、施設・設備を年々充実させ続けてきた。

## 市歯科医師会



鹿児島市医師会休日夜間急病センター

太平洋戦争後の昭和二十二年十一月、鹿児島市歯科医師会は新生歯科医師会として再出発。昭和四十二年六月には初めて「歯の衛生週間」行事として図画、ポスターの展示会を主催した。同行事は翌年以降も毎年開かれ、「歯の無料相談所」なども開設されている。昭和五十九年六月一日には、県歯科医師会などと共催で第一回鹿児島県歯周病予防大会を開催。昭和四十五年十一月には照国町に鉄筋コンクリート五階建ての県歯科医師会館が完成、十一月八日には、歯科技工士学院の開学、母子歯科センターの開設記念を兼ね、落成式が行われた。同会館には現在、鹿児島市歯科医師会も同居している。母子歯科センターなどの入居していた建物は地下一階、地上六階建てに増改築され、同センターは昭和五十三年四月、「口腔保健センター」に発展解消して再スタートを切った。

## 市薬剤師会

在では二百六十八人とほぼ二倍になっている。

鹿児島市薬剤師会は昭和五十二年五月十一日、社団法人としての設立許可を受けた。当時の会員数は二百七十三人だったが、その後年々増え、五十五年には三百二人と三百人台に乗り、五十七年には三百八十五人にまで達した。以降は増減を繰り返して、平成元年には三百六十二人となっている（数字はいずれも三月三十一日現在）。この間同会では、毎年十月の「くすりと健康の週間」に講演会や相談会を開催、五十八年十一月には「薬草展」も開いた。一方、各地の公民館や生活学校、成人学級、婦人学級などにも積極的に向き、「薬の正しい使い方」の普及に努めたり、「薬草の効用」などを説いている。昭和五十八年一月八日には、鹿児島県薬剤師会館が与次郎二丁目にオープン。鉄筋コンクリート三階建て、延べ床面積九百九十平方メートルの建物には、ホール兼展示場のほか薬事情報センター、くすりと健康の相談室、理化学試験室、細菌試験室などを備え、県民の健康増進に寄与するとともに薬事情報の提供、相談などに応じている。

## 県看護協会

鹿児島県看護協会は昭和五十六年五月、鹿児島市鴨池新町に「看護研修会館」を建設、従来不足がちだった看護学校卒業後の教育を充実させ、高度化する一方の現代医療への対応を図る一方、育児やお年寄りの健康問題など一般家庭での悩みに電話で答える「赤ちゃんとお年寄りのダイヤル相談室」を始めた。

## 休日・夜間 診療体制の 準備

急患のたらい回しなどの批判に対応、鹿児島市医師会は昭和四十二年から「日曜祝祭日当番医制度」をスタートさせた。診療時間は当初、午前九時から翌朝の午前七時までだったが、医師、看護婦の労働が過重なため四十五年、午前八時から午後八時までに変更。五十年からは午前九時―午後五時となったが、五十四年に診療終了時間を午後六時までと一時間延長、同年三月始動の市医師会休日夜間急病センターと連動、休日

の急患に対する診療体制を整えた。同センターは鹿児島市加治屋町の市医師会館に隣接して建設され、診療時間は日曜・祝日の午後六時から十一時まで。準公的な夜間診療所は、同市で初めてだっただけに、市民には福音となった。また昭和五十三年四月から、県口腔保健センターが、休日の午前十時から午後四時まで、診療に当たっている。

#### 救急医療の 充実

昭和五十二年三月、都道府県単位としては全国初の鹿児島救急医学会が発足した。同医学会は鹿児島県の救急医学のレベルアップを図り、併せて救急医療体制の整備・充実を目指しており、同年九月には第一回の救急医療県民講座を開催、翌五十三年に始めた救急医療週間、救急医療の日（九月九日）は次第に全国に広まり、五十六年十一月、鹿児島市で開かれた第九回日本救急医学会総会では全国的行事にすることが満場一致で決議された。

また、鹿児島市医師会は四十七年十一月、集団災害に備えて医療救護隊を結成。洋上での救急医療に対応するため「洋上救急センター」が設置された昭和六十年十月には、鹿児島をはじめとする全国六支部が業務を開始した。

昭和五十九年六月には、市医師会病院の開設に伴って、入院加療を要する重症患者に対応する第二次救急医療体制が整備された。また一般的な疾病やけがについては①病院群輪番制②休日夜間急病センター③休日在宅当番医制——があり、さらに頭部外傷など重篤な患者に対応する第三次救急医療体制には鹿児島大学医学部付属病院救急部、市立病院救命救急センター、南九州中央病院が当たっている。

## II 医療機関など

市立病院の  
充実

**病院の近代化** 昭和十五年、鹿児島市立診療所として産声を上げた市立病院は、昭和三十二年にガン治療施設を開設するなど徐々に施設を充実、四十七、四十八年に第一次病院整備事業の本館高層部・低層部が相

次いで完成し、鉄筋コンクリート地下一階、地上七階の近代的病院に生まれ変わった。診療科目も次々に充実、四十二年に当時鹿児島県内では初めての脳神経外科を開設したのをはじめ、第一次病院整備事業完了後だけでも、消化器、整形外科が増えて十五科、四百七十床（市立産院含む）の総合病院となっており、人工透析部、不妊クリニックなどが開設された。そして昭和五十一年、鹿児島市立病院の名を全国に高めた日本初めての五つ子が誕生。一月三十一日に生まれた五つ子は、超未熟児だったにもかかわらず、医療スタッフの手厚い看護のもとスクスクと成長、五月には晴れて同病院を退院し、東京の日大病院に移った。さらに同病院では昭和五十五年、二組目の五つ子が誕生、再び全国の注目を浴びた。

五つ子の誕生がきっかけとなって、昭和五十一年の衛生統計で全国六位の高い数値を示していた早期新生児の死亡率を改善しようと、昭和五十三年十一月、市立病院に新生児センターがオープン。すでに開設されていた

五つ子ちゃ  
ん誕生

周産期医療  
センターの  
オープン



市立病院

母子保健指導センター、翌年二月に設置された分娩（べん）センターとともに、鹿児島島の宿願となっていた周産期医療センターを形成することになった。異常分娩の恐れがある妊産婦や未熟児をはじめとする重症新生児を二十四時間体制で監視治療する同センターのオープンをはじめとする周産期医学の充実で、鹿児島県の周産期（妊娠七カ月から生後一週間未満）死亡率は昭和五十年の二十・七人（胎児・新生児千人に対する割合）から昭和五十八年の十・八人へと大幅に改善された。さらに同年、小児科病棟を増床、昭和六十年には救命救急センターと形成外科を開いた。五十二年には、伝染病専門の市立病院として運営されてきた城西病院（明治四十三年開設）の管理運営の委託を受けた。五十九年には、医師七人、看護婦二十二人のスタッフに増強、一床しかなかったCCU（冠動脈疾患集中治療室）も三床に整備された循環器内科が二十四時間体制での救急医療を開始した。昭和六十三年度のベッド数は七百一床（市立産院二十床、城西病院六十床含む）。六十二年度には、二十四万三千三十七人が入院、三十万八千五百八十五人が外来を訪れ、同病院は今や鹿児島市民ばかりでなく、県民の医療の中核センターとして大きな働きをしている。

大学病院の  
移転と整備

明治十三年に誕生した鹿児島医学校付属病院は、いったん私立になり、さらに鹿児島市が経営に当たった後県立病院となった。その後県立鹿児島医学専門学校が開校するとその付属となり、学校が県立医科大学、県立鹿児島大学医学部と改組される度に病院の名称も変わり、昭和三十三年の大学の国立移管とともに国立鹿児島大学医学部付属病院として市立病院とともに、鹿児島県の医療の中核として存在してきている。しかし山下町のキャンパスは敷地が十平方メートルに満たず、狭かったため、昭和四十九年、同市宇宿町に移転した。引越しには七月から八月までかかり、要した費用は二億円を越す九州初の大型移転だった。新しい建

国立南九州  
中央病院の  
開設



鹿児島大学医学部付属病院

物は地下二階、地上八階、延べ四万余平方メートル。同年九月にオープンしたあと、五十一年に頭部疾患診断用のX線断層撮影装置、六十三年三月には耳鼻咽喉科に内視鏡ビデオを導入するなど最先端の医療機器を次々と導入して診断、治療に活用、五十九年には重傷・特殊治療中心の救急部を開設、六十二年には南九州初の大形高圧酸素治療装置を備えた救急集中治療棟が完成し、市・県民が大きな事故などに遭った場合の治療に当たっている。

鹿児島市山下町の鹿児島大学医学部と同付属病院跡に昭和五十六年七月、国立南九州中央病院がオープンした。南九州四県を対象にした同病院は、鉄筋コンクリート八階建ての手術棟、サービス棟、病棟、三階建ての外來診療棟、管理棟と研究棟からなり、診療科目は循環器とがんを専門に、循環器科、心臓血管外科、消化器科、放射線科、麻酔科を置き、ベッド数は三百床を予定していた。しかし、五十万人都市に二つの国立病院は認められなかったため、同市下伊敷町の国立鹿児島病院とのからみで百床でスタート。二十四時間体制で脳卒中、心臓病など循環器系の救急患者を引き受け、初期治療から高度な専門治療、リハビリテーションまで一貫した診療が行われている。五十九年三月、当初計画通り病床三百となり、翌年四月には十六診療科体制となった。同病院のオープンと同時に、明治二

済生会鹿児  
島病院

市医師会病  
院のオーブ  
ン



南九州中央病院

十四年に創設された陸軍病院を前身とする同市下伊敷町の旧国立鹿児島病院は、同病院の伊敷分院となり、五十九年四月に至って本院の中央病院に吸収され、八十三年の歴史を閉じた。同分院跡は六十年四月、県民総合保健センターとなり、形を変えて県民の健康保持・増進に貢献し続けている。

鹿児島市南林寺町に昭和五年、済生会鹿児島診療所として開設された済生会鹿児島病院は、数回の増改築を繰り返し、ベッド数は昭和五十年二月までの五十床から何回かの増減を経て五十八年十一月から八十床となっている。しかし、診療科目は昭和五十七年四月、それまでの八科目から外科、小児科、産婦人科、皮膚科を廃止、以後は内科、放射線科、泌尿器科、呼吸器科の四科目体制となっている。

また鹿児島市医師会は昭和五十七年九月、①手術、入院が必要な重症患者の救急治療を施す②個々の開業医では持てない高度の機器を装備した検査入院施設を持つ③乳幼児検診などを行う地域医療センター④会員医師の技術研修の場として、鴨池新町で鹿児島市医師会病院の建設に着工、同五十九年六月、落成した。同病院は敷地六千平方メートル、建物の延べ面積一万三千五百六十五平方メートルで、地下一階、地上八階。ベッド数二百五十五で、内科、小児

鹿児島赤十字病院



市医師会病院

科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科など十一科目。ＣＴスキヤナー（コンピュータ付きエックス線装置）、ＩＣＵ（集中強化治療室）、ＣＣＵ（冠動脈疾患集中治療室）などを備えて二十四時間の救急体制をとっており、開業医からの紹介を受けた患者を対象に救急医療、高度医療を行う県内医療機関の新しい核としての機能を發揮している。

結核予防・撲滅のため大正十二年、鹿児島市郡元町の民営海浜病院を買収した日本赤十字社鹿児島支部は昭和十四年五月、谷山市平川町（当時）に移転改築、錦江療院となり、四十三年四月には錫山出張診療所を開設した。同院は三十三年四月錦江赤十字病院と改称、四十三年四月からさらに鹿児島赤十字病院となり、五十三年五月から一般九十五床、結核七十五床、六十年八月、一般百二十床、結核五十五床になっている。同病院は昭和五十三年三月、火ノ河原出張診療所を開設した。なお同支部は昭和十二年十一月、樋之口町に診療所を開設、十四年に閉鎖し、二十四年八月には郡元町の支部（当時）構内に鹿児島診療所を開設していたが、同診療所は昭和三十三年四月、錦江赤十字病院付属となったあと、四十九年四月の閉鎖まで続いた。

その他の公的病院

このほか鹿児島市内には部内を対象とし、一般には開放しないのを原則とする施設として郵政省の鹿児島

第8表 医療施設の状況 (各年12月31日現在)

年次	総数(病院、診療所)		病 院 診 療 所		歯 科 所		助 産 所	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数		
47	414	11,876	101	9,107	313	2,769	119	113
48	417	11,971	102	9,180	315	2,791	124	111
49	423	12,044	102	9,221	321	2,823	129	112
50	423	12,119	101	9,228	322	2,891	136	112
51	436	12,250	100	9,214	336	3,036	146	108
52	449	12,673	101	9,533	348	3,140	155	105
53	457	13,047	103	9,797	354	3,250	169	106
54	468	13,690	105	10,289	363	3,401	179	106
55	486	14,552	111	10,847	375	3,705	185	110
56	495	15,039	113	11,205	382	3,834	190	110
57	498	15,196	114	11,337	384	3,859	192	110
58	494	15,489	118	11,699	376	3,790	199	112
59	493	16,007	120	12,251	373	3,756	205	112
60	497	16,481	118	12,667	379	3,814	210	116
61	498	16,766	117	12,909	381	3,857	213	116
62	501	17,244	122	13,617	379	3,827	219	108

通信病院（下伊敷町）、鹿児島鉄道病院（武一丁目）などがあった。しかしこのうち、上荒田町にあった日本専売公社（現日本たばこ産業）の鹿児島地方局病院は、同局の機構改革に伴い四十二年九月、病院を廃止、診療所に縮小された。また鹿児島鉄道病院は昭和六十年四月、鹿児島鉄道健診センターに衣替えし、病床四十六床も廃止。さらに昭和六十二年四月の国鉄民営化移行とともに、JR鹿児島鉄道健診センターとなった。

また、民間の病院では昭和六十二年三月、下荒田町に鹿児島徳洲会病院がオープン。同年九月には県医師会が県知事、県議会議長に「徳洲会阻止」の要望書を提出している。このほか犬迫町に老人性痴呆症専門の病院も開設された。

県内病床の  
四割が鹿児  
島市

### 診療施設の状況

鹿児島市の病床数は昭和四十五年十二月末現在、病院九千床、診療所二千五百二十四床の計一万一千五百二十四床だった。これに対し、県全体の病床は合わせて三万一千五百二十九床で、鹿児島市の占める比率は三六・五五%。その比率は五十年三七・一三%、五十五年三九%、六十年三九・一四%と

年々上昇、六十二年十月一日現在では県全体の病床数が病院三万四千四百十三、診療所九千四百三十六の合計四万三千八百四十九床なのに対し、鹿児島市は病院一万三千六百九十五、診療所三千六百四十九の合計一万七千三百四十四床と比率は三九・五五%と四〇%目前になっている(第八表は十二月末現在の数字)。

医療技術の  
高度化



鹿児島大学歯学部附属病院

施設・機器の近代化、充実とともに、患者に対する高度な医療の提供も可能となってきた。鹿児島市立病院での二組の五つ子の誕生は不妊治療における多胎児誕生の例であるが、昭和六十二年には同病院で九州初の体外受精児が誕生、六十三年七月には体外受精による三つ子も生まれている。また近年、脳死を認めるか否かが議論を呼んでいるが、鹿児島大学医学部倫理委員会が六十一年四月、問題を含まない移植を承認したのを受け、同年八月には大学病院で初の腎臓移植が行われた。六十三年六月には九州初の結合体双児分娩手術にも成功している。脳死問題については同大学の研究所が六

十三年一月、独自の脳死判定マニュアルを作成した。

### 歯学部の開設と歯科診療の現状

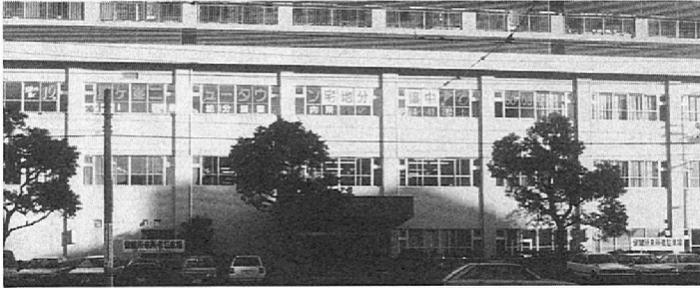
南九州三県の歯科医師数は、全国が人口十万人に対し三十七・三人だったのに対し、鹿児島が二十四・六人、宮崎が二十七・〇人、沖縄が十四・三人と極端に低い数字となっていた。このため三県は一致して歯学部の誘致に乗り出し、昭和五十二年五月の国立学校設置法一部改正で同年十月の鹿児島大学歯学部（五系、十四大講座）開設を見た。オープンしたのは鹿児島市宿町の医学部隣接地。九階建て研究棟と四階建ての付属病院は五十四年十一月に完成。国立立大学のなかで九番目の付属病院は、総合診療室など新しいシステムを取り入れ、十診療科、四十床からなる。

五十三年四月には、鹿児島市照国町の県歯科医師会館に併設して建設を進めていた「口腔保健センター」が完成。日曜・祝日の急患治療に当たるほか、県内では初めて体の不自由な人の診療も行うようになった。また昭和五十七年六月五日には県口腔保健協会が旗揚げ、県民の虫歯予防に乗り出した。

日赤血液センターが業務開始

昭和二十七年八月の日本赤十字社法制定により、日本赤十字社鹿児島支部から改称した同鹿児島県支部は昭和四十年一月、下荒田町の化学血清療法研究所鹿児島血液銀行内に鹿児島県赤十字血液センターを開設、採血、製造、供給の業務を開始した。同センターは郡元町の支部構内に移転したあと、昭和五十二年十一月、鴨池新町に鉄筋コンクリート四階建て延べ面積約八百七十平方メートルの鹿児島県赤十字会館が完成すると支部事務局とともに移転。昭和三十九年十二月に第一号を導入、その後次第に台数を増やして六十三年度末現在では六台となっている移動採血車とともに、六十一年二月に開設した「献血ルーム・天文館」で積極的な市民への協力要請を展開している。

献血者は業務が始まった直後の昭和四十年には一万千九百七十七人で四十三年に三万人台に乗った後停滞していたが、四十八年には四万五千台に達し、以後は年々増加。五十六年に十万五千五百六十人と十万人台



中央保健所

になり、六十三年の実績は十四万七千二百八十二人、二十八万二千二百二十五ユニットとなっている。これに対し同年の供給は二十二万七千六百九十九ユニットとなっているが、献血には季節的な変動があるほか、血液型などの要因もあり、他県からの応援をもらうなど度々ピンチに陥っている。四十五年からは成分調剤を開始、より効果的な供給を目指している。

### 看護婦等の養成機関

医療を支えるのに看護婦の存在は欠かせないが、医療の高度化が進むとともに看護婦に求められる知識もより専門化、高度化している。こうしたスタッフを確保するため、鹿児島県内には高等学校の衛生看護科や専攻科、公立・私立の養成機関があるほか、医師会や大きな公的病院などは付属の養成機関を持ち、それぞれ看護婦、准看護婦の確保に努めている。このうち鹿児島市内にあるものは看護婦養成の三年課程として鹿児島大学医療技術短期大学部看護学科（宇宿町、一学年定員八十人）、国立南九州中央病院付属看護学校（下伊敷町、一学年定員五十人）、鹿児島高等看護学院（永吉町、一学年定員二十人）、鹿児島市立高等看護学校（加治屋町、一学年定員三十人）の四校がある。二年課程としては全日制の鹿児島中央看

護専門学校専門課程（上福元町、一学年定員三十人）、定時制（夜間）の鹿児島県医療法人看護専門学校専門課程（柳町、一学年定員三十五人）、鹿児島市医師会看護専門学校専門課程（加治屋町、一学年定員四十人）の三校。さらに准看護婦養成のための機関として、鹿児島市医師会看護専門学校高等課程（加治屋町、一学年定員二百四十人）、鹿児島県医療法人看護専門学校高等課程（柳町、一学年定員五十人）が設置されている。

鹿児島大学  
医療技術短  
期大学部

また鹿児島大学医学部は従来から看護婦のほか保健婦、助産婦の養成機関としてそれぞれ付属の学校を持つていたが、高度な医療技術者を確保するため昭和六十一年四月、鹿児島大学医療技術短期大学部を開設、前述の看護学科とともに理学療法・作業療法の二学科が定員それぞれ二十人でスタートした。さらに平成元年四月からは、鹿児島大学医学部付属病院に付属していた保健婦学校、助産婦学校が廃止され、同短大に保健婦養成のための専攻科地域看護学特別専攻コース（定員二十人）、助産婦養成のための専攻科助産学特別専攻コース（同）を設けている。

鹿児島歯科  
学院

歯科関係の医療技術者養成機関としては、昭和四十二年四月、県歯科医師会立の歯科衛生士学院が開学、翌四十三年三月には第一期生三十五人が卒業した。同年四月一日には歯科助手学校を併設。同校は昭和四十五年三月で閉校され、同年一月二十六日には念願の歯科技工士学院設立を厚生省が認可、四月開校の運びとなった。昭和四十六年十一月七日には両学院が合併した鹿児島歯科学院の開校式が行われた。同学院は衛生士科、技工士科からなり、県歯科医師会館に隣接の地下一階、地上六階建てビルに母子歯科センターとともに入居している。

谷山保健センター



### 保健所

昭和二十八年八月、中央、山下の二保健所体制となった鹿児島市の保健所は三十四、四十年に担当区域の手直しが行われ、機構も中央保健所が三課十係、山下保健所が二課四係となった。現城山町の県衛生研究所隣にあった山下保健所は昭和四十二年、新市庁舎ができるとともに山下町の現在地へ移転。新屋敷町にあった中央保健所も昭和四十七年四月、鴨池二丁目の鴨池ビルに新築移転。担当区域は市域を二分し、北を山下、南を中央と分けていたが、昭和四十八年四月から西田校区と桜島地区の十三町が中央保健所から山下保健所へ移管された。業務内容も幅広くなっており、市民に対する健康教育や、保健衛生に関する調査、医療や環境衛生・食品衛生の監視・指導、飼い犬の取り締まり、妊婦・乳幼児・お年寄りに対する健康講座、各種の相談業務、伝染病予防接種、営業関係、病院等の許可申請など枚挙にいとまがない。

### 昭和六十三年 年度の実績

昭和六十三年年度の実績をみて、食品衛生営業許可事務の取扱件数は申請が五千三百九十九件、許可が五千三百二十一件、環境衛生が申請・届出二百九十五件、許可・確認二百九十三件。健康診査、保健指導は妊産婦健康相談六千六百十一人、乳幼児健康相談八百五十五人、一歳六ヵ月児健康診査六千四百十一人、三歳児健康診査六千四百十六人、成人健康相談二万五千七百六十四人、精神保健相談・指導延べ四千六百六十四人などとなっている。

### 成人病検診

また老人保健法に基づく成人病検診も実施しており、昭和六十三年度は一般及び基本健康診査の対象者九

万九千人のうち三万三千四百九十七人が受診し受診率は三三・八%。胃がん検診も九万九千人が対象で、受診者は七千二百十五人と受診率七・三%になっており、子宮がん検診は十万三千二百人の対象者のうち一万二千五百八十八人が受診し受診率は一一%。乳がん検診の場合は対象者十万三千二百人の二・五%、二千五百七十二人が受診した。

両保健所の  
機構

こうした業務に対する昭和六十三年四月一日現在の両保健所の機構は、中央保健所が公衆衛生、保健予防の二課と谷山保健、衛生検査の二センターを持ち、その下に医務、指導、獣疫、予防、衛生看護など十六係、山下保健所が公衆衛生、保健予防の二課・五係ある。医師、獣医師、保健婦、助産婦、看護婦、栄養士、各種専門技師、監視員など職員の定員は、中央が合計百三十一人、山下が四十八人となっている。中央保健所に属している谷山保健センターは、谷山地区の人口が急増し、従来の谷山福祉会館内が手狭になるとともに、より充実した保健サービスが求められるようになったため昭和六十二年四月、建設された。鉄筋コンクリート三階建てで新たに医師、看護婦、栄養士を配置。同市中央保健所で取り扱っていた三歳児健診、三種混合予防接種、栄養教室なども開けるようになった。

### Ⅲ 保健予防衛生

伝染病の種  
類

#### 伝染病

伝染病は伝染病予防法によってコレラ、赤痢など十一種の法定伝染病とインフルエンザ、狂犬病など十二種の届出伝染病に分けられている。法定伝染病と同じ扱いを受ける指定伝染病にはポリオ（急性灰白髄炎）、ラッサ熱があり、結核、らい、性病、寄生虫病などはそれぞれの法律で届け出を必要とされてい

戦後の発生も下火に

る。またコレラ、ペスト、痘瘡、黄熱は検疫法で検疫伝染病に指定されている。

太平洋戦争末期から終戦直後にかけては、医療不足、戦災による国土の荒廃、外地からの引き揚げなど伝染病がまん延ししやすい条件が重なり、チフス、コレラ、日本脳炎などの病気が広がった。しかし昭和二十三年六月の予防接種法制定、二十四年五月の防疫監吏、防疫技師設置や伝染病院の整備促進など予防を中心とした医療面での対策が次々と取られ、戦後の混乱も次第に収まり始めると伝染病の発生もだんだん下火になり始めた。もつとも日本経済が立ち直り、力を強めてくると、日本人の海外渡航者の数も激増、今度は海外でまん延している伝染病を国内に持ち込み、しばしば大きな問題になるようになった。

県内での真性コレラ発生

鹿児島空港の国際空港化、喜入原油基地へのタンカー入港など外国貿易に携わる船の寄港増など、鹿児島県もそうした伝染病が入ってきたりしやすい条件は整っている。現実に五十一年七月には化学タンカーの船員が真性コレラと断定され、他に五船員からも菌が発見された。

その他の伝染病流行

このほかの伝染病では、風しんが五十年、五十二年、五十八年、集団風邪が五十一年（A香港ビクトリア型）、五十二年とそれぞれ集団発生した。五十六年から五十八年にかけてはツツガムシ病の大発生がみられ、五十八年には咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎（はやり目）、五十九年には急性性血性結膜炎（アポロ病）、はしか、ヘルパンギーナ（幼児の夏風邪）の流行がみられた。

結核

現代では「過去の病気」とされている結核も鹿児島県内で時々集団発生、県民を驚かせている。昭和五十二年七月には、送迎用バスの運転手が開放性患者だったことから鹿児島市唐湊幼稚園の園児二十人が集団感染、十年後の六十二年には同市内の鹿児島中央高校で十三人が病気にかかり、九人が入院した。平成元年五

## 性病

月には、同じ私立中学出身の高校生と、その私立中学の四人が結核にかかり、入院している。

性行為で移る病気は性病といわれ、梅毒、淋病、軟性下かんがその主たるものであった。この三つの病気について四十年代以降の流れをみると昭和四十一年には鹿児島市で梅毒が男二十四人、女子十人の合計三十四人、淋病が男子百九人、女子十六人の合計百二十五人、軟性下かんが男子だけで七人と計百六十六人の届け出があった。届け出の総数は四十二年に四百四十八人と急増したが、以後は減少。五十二年には百八十七人にまでなった。しかし五十四年には四百十人となり、五十七年には百七十四人と最低記録を更新したが、五十八年五百六十五人、五十九年七百五十四人とピークに達し、六十年五百九十五人、六十一年四百五十六人と高水準で推移。六十一年の場合、うち六八・二%の三百十一人、六十二年には男女合わせて百五十七人の患者のうち六六・二%の百四人が二十代から三十代の男子に集中している。

## 新しい性病

こうした従来からの代表的な性病とともに近年、エイズに代表される新しい病気がまん延する傾向にある。WHO（世界保健機構）では、昭和五十年（一九七五年）、STD（性行為感染症）という言葉を採用した。日本で多いものとしてはクラミジア感染症、尖圭（せんけい）コンジロームなどがある。もともと性病の場合、届け出のないケースも相当数あるとみられており、実数は届け出数よりかなり多いものと思われる。

## 性病の予防

性病の予防対策としては昭和二十三年制定の性病予防法で規定された妊婦、結婚前などには無料で検査を実施。また毎年六月を中心に一週間実施される性病予防週間には無料で梅毒検査を行っており、平成元年には七十一人が受検した。同週間にはパンフレットを配るなど性病予防についての広報活動も実施している。

エイズ

アメリカで多発していたことから、日本でのまん延が心配されていたエイズ（後天性免疫不全症候群）は六十年三月に国内での患者第一号が発見され、以後は検診によつて患者数が急速に増加してきている。六十年末までに厚生省のエイズサーベイランス委員会が確認した患者数は九十七人、感染者千六十五人となつており、同省の研究班は平成四年末までに患者数が三百人から四百人、感染者数が四千人前後に達すると予測している。男子同性愛者に多いが、麻薬を静脈注射で常用する人や輸血により感染した人も増えており、致死率が高く五〇%を超すため、社会の不安も大きい。鹿児島県内では六十二年二月、十七保健所にエイズ相談窓口が開設され、県直轄の十五保健所と鹿児島市の中央、山下両保健所では三月から希望者に対する血液の抗体検査も始めた。同年五月には、県内でもエイズ原因ウイルス陽性者が発見されたとの報告が県難病対策連絡協議会でなされた。六十三年三月には鹿児島県エイズ対策連絡協議会が発足。県環境保健部長を会長に医学関係者十一人で構成し、県が実施している対策の広報や、相談・検査体制を了承している。

母子衛生

### 母子衛生・精神保健

母子衛生の面では妊娠の届出があると妊娠、分娩（べん）、育児への心構え、健康管理上の諸注意、成長発達の目安などを書いた母子健康手帳を妊婦に交付、同時に妊産婦の健康診査、保健・栄養指導、母性講座などを実施している。出産後も育児教室、乳幼児に対する健康診査などを行い、母性・乳幼児の健康増進を図っている。

性教育、指導

その一方では、結婚前の女性に対するブライダルスクール（婚前学級）や優生保護相談など性教育、家族計画指導も実施、後者は昭和六十二年に中央、山下両保健所二十四回の集団指導で四千二百十三人、百四十六回の個別指導で九百人に対する指導の実績を残している。人工妊娠中絶は昭和四十一、四十二年が三千件

台だったが、四十三年に四千件台、四十七年に五千件台となり、六十年から再び四千件台下がった。六十二年は四千七十二件の人工妊娠中絶が行われた。鹿児島市には昭和二十八年四月一日、鹿児島市優生保護相談所が設置され、中央保健所の開設とともに同保健所に移された。同相談所では優生保護の見地から結婚の相談に応じ、遺伝など必要な知識の普及を図るとともに受胎調節に関する適正な方法の普及・指導を図っている。

## 精神保健

現代社会のストレスに対して適応しきれない人が増大するにつれ、精神面の健康に対する注目度も急速に高くなってきた。こうした社会情勢に対応、厚生省は①心の健康が身体並みに重要視され、社会の高齢化とともに精神面の健康を害するケースが目立ってきた②身体面に比べ立ち遅れている精神面の健康の管理と予防知識の普及が緊急の課題となっている―などの理由から、従来使われていた「精神衛生」という言葉を「精神保健」に改め、従来の精神衛生法も昭和六十二年九月、精神保健法と名称を変えて公布、翌六十三年七月に施行された。

精神保健  
デ  
イ・ケア

鹿児島市では中央、山下両保健所で精神保健相談を受け付けており、昭和六十二年度には両保健所で合計延べ千四百九十九人が利用している。また訪問指導では延べ三百二十九人の実績を残している。四十七年から始まった精神保健デイ・ケアでは精神病で在宅治療中の人を対象に対人関係の改善、社会適応の訓練を実施しており、六十二年度には百四十二回で延べ千七百四十六人が作業、陶芸、料理、スポーツなどを行った。昭和五十二年九月には心に障害を持つたり、その疑いがある幼少児に対しての総合的相談を受け、指導助言にあたる「心の障害児相談室」を開設したほか、昭和五十三年から精神保健社会適応訓練制度、自閉症児や親

に対し療育の仕方を集団指導する自閉傾向児療育集団指導および訓練を実施している。

昭和五十四年度には酒害者が断酒・自立に成功するため、家族の治療的・支援的態度の形成を図る酒害対策事業がスタート。両保健所で常時相談を受け付けており、昭和六十二年の実績では延べ九十一人が相談に訪れたほか、酒害家族講座を五回開き延べ百三十七人が受講、酒害講演会には九十三人が参加した。近年問題になってきている老人性痴呆症に対しては老人精神保健相談を実施しており、六十二年度には延べ二百六十四人の相談を受けた。また延べ二百八十六人を訪問指導、家族集団指導も十五回、三百二十四人に対して行われ、二回開かれた思想普及講演会には百九十八人が参加した。

### 公衆衛生

飲食物についての取り締まりでは、昭和二十二年、食品衛生法として食品に関する従来の個別の規則が統一された。同法により鹿児島市でも山下、中央両保健所に食品衛生監視員が配置されており、行楽期、梅雨期、年末年始などを中心に監視、指導に当たるほか、食品添加物などに対する試験・検査も市民の健康を守るうえで欠くことのできない重要な任務となっている。食品衛生に対する監視では、昭和三十九年から設けられた食品衛生監視モニターの協力も大きな役割を果たしており、営業者自身も食品衛生指導員による巡回指導など実施している。しかしこうした厳重な監視体制を敷いているにもかかわらず、鹿児島市内でも度々食品衛生に端を発する食中毒、赤痢などが発生。昭和四十年以降では四十九年に十件、三百八十八人、五十一年に三件、百六十三人、六十年に三件、百七十九人の食中毒患者を出した。赤痢は四十年百七十六人、四十一年二百六十六人と大量の患者が発生したが、患者発生数はその後四十三年の六十六人が最高で、特に四十五年以降は一ケタの数字が続いている。しかし四十四年には、患者発生数は十四人だったもの

のうち一人が亡くなった。

市食肉セン  
ター

と畜については、昭和二十八年八月に現行の屠場法が新たに制定され、輸入獣畜肉についても食品衛生法の一部改正で規制が加えられることになった。鹿児島市では明治四十二年七月、伊敷に市立と場が創設され、昭和三十二年十月に市食肉センターとして郡元（現新栄町）に新築移転、現在に至っている。同センターは約一万平方メートルの敷地に検査室棟、牛馬などのけい留所、と殺解体処理場、冷蔵室などを備え、昭和四十二年度で五万五千六百四十五頭をと殺していたが、肉食が急激にウエートを大きくしてきた食生活の変化を受けて処理頭数は年々増え五十年、二十九万四千四十九頭、五十五年、三十四万三千八百四十七頭、六十二年度では三十七万七千六百七十頭にも達した。

環境衛生

昭和三十二年六月までに整備された理容師法、旅館業法、公衆浴場法、興業場法、クリーニング業法、美容師法のいわゆる環境営業六法により、市は興行場、公衆浴場、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、理容所、美容所、クリーニング業など不特定多数の人が集まる施設の許認可業務、監視取り締まりを実施、施設に対する改善勧告や従業員の健康管理などに当たっている。こうした施設は昭和四十一年の総数千八百カ所から六十一年には二千九百九十一カ所と約千二百カ所の増加。なかでも美容所、クリーニング業がそれぞれ三百八十一カ所から九百四十三カ所、二百四十九カ所から八百二十一カ所と伸びたのが目立っている。その他の監視対象施設は昭和六十一年十二月末日現在では興行場二十三カ所、公衆浴場百二十四カ所、ホテル三十七カ所、旅館二百八十六カ所、簡易宿所十九カ所、下宿四カ所、理容所六百三十五カ所、火葬場二カ所となっている。特にエイズの広がりが社会問題化してからは理・美容所についてはエイズに対する消毒等について

## 狂犬病予防

も監視・指導を徹底している。

狂犬病予防対策として、鹿児島市では昭和二十五年に制定された狂犬病予防法に基づき、毎年春秋二回の登録と狂犬病予防注射を実施している。登録頭数は四十年の八千七百頭から六十一年には一万千八百



鹿児島市動物管理事務所

十九頭と横ばいに近いが、注射頭数は四十年に八千七百頭あったのが四十七年の一万九千二百八十頭をピークに五十九年には一万七千八百十三頭となった。翌六十年には一万千六百七十一頭と激減しているが、これは年に春秋二回だった注射が同年から一回になったためである。一方、犬の捕獲頭数は四十年の四千七十六頭が四十七年には五千頭を超したが、以後は年々減少し、六十一年には千六百六十二頭となって野犬の減っていることを示している。しかし犬による咬（こう）傷の届け出も毎年絶えず、六十一年にも四十四件あった。ただ鹿児島市内における狂犬病の発生は、大正三年四月に一回、狂犬病危険区域の告示が行われただけ。不要犬の引き取りは六十一年で千七十三頭あり、捕獲した犬とともに田上町広木にある畜犬管理センターで最低三日間飼育した後、引き取り手がなければ処分される。

同センターは昭和四十七年まで田上町前ヶ迫にあったが、施設が貧弱なうえ、周辺に家が建て込み始め、犬の鳴き声や臭いに対する苦情が強くなってきたため、四十八年四月、現在地に移転。六十二年四月には業務を鹿児島市

市動物管理  
事務所

狂犬病予防協会（六十三年三月に鹿児島市動物管理協会と改称）に委託、同年十月の増改築完成とともに中央保健所内にあつた同協会の事務所を同センターに移した。六十三年四月には不要なこの引き取り業務を追加、同センターの名称も鹿児島市動物管理事務所とした。

#### IV 環境衛生および清掃

環境衛生改  
善運動地区

**ソ族・昆虫等の駆除事業** ペストや腸チフス、コレラなどの菌を媒介するソ族や蚊、はえ、のみなど昆虫等の駆除は戦後、占領軍の指導、援助のもとDDTなど強力な薬剤が導入されてから本格化した。鹿児島市でも保健所の環境衛生係が中心になって、駆除実践運動を強力に推進。昭和二十年代には駆除モデル地区を指定するなど模範的活動を展開、地域住民の自主的な組織も発足して行政、市民が一体となって駆除に努め、昭和四十年にはほぼ市全域に衛生自治団体が組織され、六十三年三月末現在では五百五十三地区にのぼっている。世帯、人員数では十三万七千七百八十一世帯、三十八万五千七百八十七人で、総人口に対する割合は七三％に達しており、市の環境衛生を飛躍的に向上させるのに大いに貢献している。

ゴキブリの  
増殖とノ  
ミ、ダニの  
復活

衛生思想の普及と殺虫剤の開発で吸血害虫は三十年代に比べ激減、はえや蚊も環境整備によつて少なくなつた中で、しづとく増殖しているのがゴキブリ。住まいの近代化がかえつて快適な生存環境となり、駆除の決め手にも事欠いている。市としては毎年五月末に駆除のための薬剤を全世帯に無償配布、駆除の手助けをしている。またソ族は全市的にはめつきり姿を見なくなつたものの、繁華街の天文館などには飲食物の残りを狙つて出没。町内会で駆除に当たるなどしている。家庭の冷暖房化、カーペットの普及などでノミ、ダニ

など一時はほとんど姿を見なくなっていた吸血昆虫も復活、市ではシロアリなどとともに駆除業者の紹介など相談に応じている。

### 駆除の現状

市環境衛生課には昭和四十七年ごろまで夏場になると衛生班が登場。昆虫属などの駆除に当たっていたが、現在では駆除の主体は町内会となっており、市としては一年に三回、業者に委託して公共側溝への薬剤散布を実施している。ソ族の駆除の場合、市は町内会単位での申し込みがあれば薬剤を提供、それ以外の昆虫属などの駆除については市に煙霧器や散粉器などの機器類を準備、町内会で散布するときに要請があれば貸し出している。

### ゴミ収集量の増加

#### 清掃事業

廃棄物を適正処理することにより、生活環境の保全を図り、公衆衛生を向上させるため、鹿児島市は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、清掃事業を実施しており、各家庭から出たゴミを定期収集しているが、昭和四十三年四月から谷山地区、四十六年六月からは東桜島地区も定期収集に組み入れられた。また四十七年八月からは全市的に、それまでの樹脂バケツによる収集を樹脂袋に改善、収集時の周辺へのゴミ散乱を最小限に留めるよう図った。昭和六十二年度は一般家庭十九万二千九百四十一世帯などから可燃ゴミ週二回、不燃ゴミ週

第9表 ごみ処理状況

年 度	計画収集 世 帯 数	収 集 (トン)			処 理 (トン)			1日平均 処理量 (トン)
		総 量	直 営	業 者	総 量	焼 却	埋 立	
40	66928	52368	51231	1137	52368	5614	33847	168
45	108428	75419	50815	24604	75419	46343	11737	243
50	147940	97571	68485	29086	97571	40647	56924	312
55	177475	117672	82726	34946	117672	91736	25936	381
60	189542	131573	92375	39198	131573	101111	30462	423

一回の計画収集を行った。昭和四十年度に年間五万二千三百六十八トだった鹿児島市のゴミ収集量は、第九表のように四十五年度七万五千四百十九ト、五十年九万七千五百七十一ト、五十五年十一万七千六百七十二ト、六十年十三万五千五百七十三トと増え続け、六十二年には約十四万二千八十一トに達した。前年度に比べ約三・三%の伸びで、このほか事業所や市民が処理場に直接持ち込むゴミが同年度で七万五千二百七十ト以上。市としては収集車を毎年増強したり、能力アップを図るなど収集力の向上に努めており、昭和六十二年度は人員が直営百四十六人、委託が十六業者九十三人、車両が直営五十台、委託三十一台を投入した。しかし、昭和四十五年から六十年では、人口が一・三二倍になったのに対し、ゴミは一・七四倍と人口の増加率を上回って増えている。このため市としては、市民に家庭から出すゴミの減量と呼び掛けたり、リサイクル運動を進めるなど対策を講じている。

日 ゴミゼロの  
また昭和五十八年からは環境美化に対する市民の意識を高め、ゴミのない鹿児島市をつくろうと、五月三十日を「530（ゴミゼロ）の日」と定め、児童・生徒や婦人など市民総ぐるみの清掃活動を実施している。

北部清掃工  
場

昭和五十三年一月、鹿児島市犬迫町に完成した北部清掃工場は、都市づくりの大きな課題となっている。ゴミ問題の解決に大きく貢献している。同工場の完成まで鹿児島市は田上町広木にある広木清掃工場（昭和四十一年七月完成）に頼ってきたが、同工場の処理能力は一日二百四十トしかなく、市内の各家庭、事業所から出される膨大な量（当時、可燃性のゴミだけで一日五百ト）のゴミの処理にはとても追い付かないような状態だった。このためかなりのゴミが五ヶ別府町の細田口埋め立て処分地に処分されるか、広木コンポスト

## 南部清掃工場の構想

施設（昭和四十九年六月一日に操業停止）で堆肥化されていた。こうした問題を解決しようと市が五十六億円をかけ建設した北部清掃工場は鉄筋コンクリート四階建て、延べ面積一万平方米。一日に百五十トのゴミを処理できる焼却炉を三基備え、作業はすべてオートメーション化されており、運転操作は工業用モニターのついた中央制御室で行うという近代的なもの。火入式のあと試験操業を続け、同年四月一日から本格的な操業を開始した。桜島地区には一日の処理能力四トの東桜島焼却場（東桜島町）が昭和四十六年三月に完成している。

また鹿児島市は広木清掃工場の老朽化と取り扱うゴミの量の増大に対処するため、南部清掃工場（仮称）の建設を計画、将来の処理量の増加まで見越し、一号用地に三万平方米の敷地を確保、昭和六十三年度予算で用地取得費、環境アセスメントの経費として約十億四千六百万円を計上した。順調なら平成二年度に本體工事に着手、平成五年度の稼働を目指している。

## 埋め立て処分

埋め立て処分地としては、広木処分場のあと昭和四十九年二月から同年十月まで山田処分場、同年十一月から五十一年三月まで青木処分場を使用。五十一年四月から六十一年八月までの十年間にわたっては細田口処分場で埋め立て処分をしてきたが、同処分場も満杯となったため、昭和六十一年九月一日から犬迫町の横井埋め立て処分場を開設した。面積三十六万平方メートルの土地に、四百五十万立方メートルの埋め立てが可能とみており、三十年間にわたる使用を予定している。

## 市衛生公社

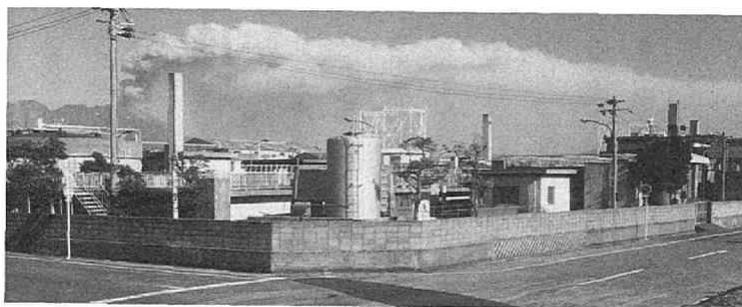
### し尿処理

五十万都市づくりへ、ゴミ処理とともに大きな課題となっていた鹿児島市のし尿処理は長い間、許可制により民間業者で行われてきたが、料金をめぐる利用者とのトラブルやバキュームカー保管など

で苦情が相次ぎ、市は公社化を検討してきた。昭和四十九年五月には市清掃事業審議会が「十二業者を統合、現行の許可制度は改めるべきだ」との答申を出し、十二月市議会でも公社移行の要望が決議された。市は五十年二月には衛生公社設立準備委員会を設置、六月発足をめどに準備を進めていたが、一部業者は補償金などの措置を不満として汲み取りストに入ったり、市庁舎に座り込むなどの抗議行動にでた。

こうした問題を乗り越え、五十二年八月には県から公社設立の許可があり、五十二年四月から操業開始となった。公社は東開町に管理棟、車庫があり、バキュームカー四十九台を保有。六万二千世帯を対象にし尿の収集にあたる体制でスタートした。

くみ取りし尿の年間収集量は、昭和四十年度の八万七千五百三十一キロリットルから四十五年度十万三千八百八十八キロリットルと増えた。しかし便所の水洗化や、昭和六十二年度末では尿汲み取りに並ぶまでになった浄化槽の普及で、以後は五十年年度九万九千九十八キロリットル、五十五年度九万三千八百五十七キロリットル、六十年年度六万九千六百七十三キロリットルと減少してきた。また浄化槽汚泥の年間収集量は、浄化槽の普及により五十年年度二万七千五百五十六キロリットル、五十五年度三万八千四百四十三キロリットル、六十年年度四万五千五百六キロリットルと増加してきたが、下水道の普及などで近年は横ばいの傾向にある。



協田処理場

し尿等の年  
処理量

## 脇田処理場

収集したし尿や浄化槽汚泥を処理するため、鹿児島市は脇田処理場を建設、昭和四十四年三月三十一日に完成した第一施設と、四十七年三月二十二日に完成した第二施設で合計一日三百七十キロリの処理能力を持っている。六十二年の実績では、収集したし尿六万二千七百七十三キロリを同処理場で、海洋投入で浄化槽汚泥四万六千九百九十五キロリを処理している。

## V 公共下水道

### 第一次計画の策定

**昭和三十年代までの公共下水道** 排水施設、処理施設、ポンプ施設などからなる公共下水道は、鹿児島市の場合、昭和二十七年に第一次計画を策定、中央、城南、上町地区の市中央部から本格的に着手。甲突川の天保山橋下流左岸には沖ノ村污水处理場（後の錦江処理場）が三十年十一月、一部通水を開始した。終末処理場を持つ公共下水道の通水は当時、西日本で初めてのことだった。

### 第二次計画の策定

処理区域を拡大するための第二次計画（二十七～四十四年度）は三十五年十月に認可を受け、汚水管敷設を北は上町方面、南は甲突川を渡って荒田・中洲地区へと延ばし、錦江処理場の整備・拡充も図った。

### 大型団地造成への対応

**昭和四十年代以降の公共下水道** 国の第二次下水道整備五カ年計画に基づき、四十三年四月には第三次計画（二十七～四十六年度）へと計画変更を行い、さらに鴨池・城西地区へと汚水管が延長。四十年代に入ると鹿児島市では、周辺部の山林を切り開いて大型団地が続々と誕生。これらの団地に対する下水道の整備が急務となったため、四十五年二月には事業計画の変更を実施、第四次計画（二十七～四十六年度）で新興住宅団地と汚水管を接続し計画排水処理面積は第三次計画より三百六十軒増えて千二百十軒となり、計画排

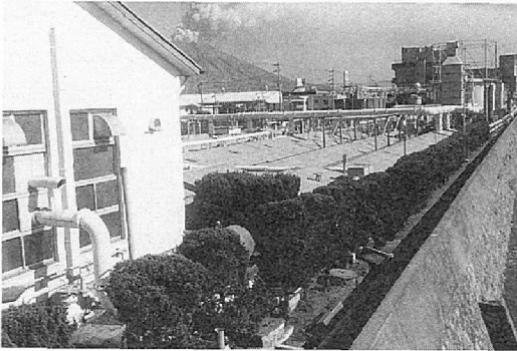
二号用地処  
理場の操業

水・処理人口は二十万人に達した。

また、特定公共下水道として昭和四十五年から総工費十一億六千万円（うち半額は企業負担）をかけ建設を進めていた二号用地処理場が翌四十七年八月から操業を開始した。同処理場は広さ二百五十八畝の団地全域に污水管をめぐらし、永田川河口の終末処理場で活性汚泥法により工場廃水を処理しようというもの。一日一万一千立方メートルの処理能力をもち、廃水のBOD（生物化学的酸素要求量）二四〇ppmを二〇ppm、SS（浮遊物質）一八〇ppmを七〇ppm以下にして排出する。処理場の完成に

より同年八月一日から各工場の廃液たれ流しは禁止されることになった。

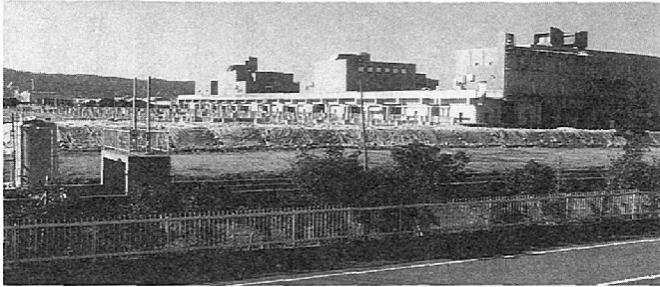
第四次計画のあと四十七年十二月には、新都市計画法の施行（四十四年六月）に伴い第五次事業計画が認可された。この事業計画により、四十九年三月には、一日九千六百メートルの処理能力をもつ南部処理場脇田分場が運転を開始した。また、五十年七月には二号用地に南部処理場が着工、四年後の五十四年七月には一部通水を開始した。第五次計画で草牟田、伊敷、原良の一部、郡元、紫原、宇宿、空港跡地、慈眼寺団地、三号用地などが、計画排水処理区域に編入され計画排水・処理面積、計画排水・処理人口はそれぞれ三千二百七十八人、三十八万人に達した。五十八年七月に認可された第六次計画では、計画排水処理区域がさらに千年団地、武岡ハイランド、せざる団地、桜ヶ丘団地などにまで拡大され、計画排水・処理面積、

第五次事業  
計画

錦江処理場

## 受益者負担 制度の導入

## 施設の整 備・拡充



南部処理場

計画排水・処理人口はさらに四千四百五十人、四十万人に拡大、六十一年六月認可の第七次計画（平成三年三月完成予定）では五千六百七十人、四十五万五千人を目標としている。六十一年度末現在、市街化区域（下水道計画区域）面積の四七・三%を整備、行政区域内人口五十二万七千七百九十四人に対する下水処理可能人口は三十三万九千六百人で、普及率六四・三%。また六十三年度末現在の普及率は七〇・六%に達し、九州では北九州の八七・四%、福岡の七九・〇%に次ぐ高さとなっている。

この間、四十八年四月から受益者負担制度を導入、下水道の既設市街地と同年度から工事を予定していた原良、薬師、西田、武、上荒田、脇田の一部の地籍者から土地一平方メートル当たり百三十一円を徴収することになった。それまで建設財源の不足から、計画に比べ大幅に遅れていた鹿児島市の下水道整備は、受益者負担を導入したことで急速に伸び、四十八年度だけで十四億五千五百万円の事業費を投入、二十七ヶ所に及ぶ污水管を埋設、錦江、南部の両処理場や大明ヶ丘ポンプ場の整備を行った。

公共下水道の処理区域は、錦江、南部、二号用地、谷山、一号用地の五処理区域に分かれ、昭和三十年十一月二十九日には錦江処理場が開業して処理を開始。四十四年四月には脇田処理場が操業を開始。一日二百二十キログラムの処理能力で、BOD（生物化学的酸素要求量）一二〇〇ppmを三〇ppmにまで落とし

て海中に放出していたが、四十七年三月、同処理場の二期工事が完成すると処理能力は一日三百七十キロリットルにまで高まり、それまで行われていた一日約百キロリットの海洋投棄が姿を消すとともに、鹿児島市内のし尿は公共下水道と脇田処理場で処理できることになった。四十七年八月一日には四十五年に着工していた二号用地処理場が開業し、四十九年三月には一日九千六百リットの南部処理場脇田分場が処理を開始。さらに昭和五十四年七月、南部処理場の一期工事が完成、通水を開始した。紫原、谷山方面の公共下水道の普及に備え、鹿児島市水道局が総工費九十四億円をかけ、五十年七月から建設していたもので、六万平方メートルの敷地に鉄筋コンクリート四階建ての管理棟と同五階建ての汚泥処理棟がある。活性汚泥法による処理能力は一日四万八百リットル。一日五万六千リットの処理能力をオーバーしていたため、違法排水を余儀なくされていた錦江処理場への下水流入量を減らすという目的は達成され、同時にBOD、SS、大腸菌の濃度も基準以内に収まるようになった。

また鹿児島市内五カ所の下水処理場から出る汚泥を肥料化する工場の建設にも着手、五十六年四月には操業を開始して一日五十三リットの脱水ケーキ（原汚泥）を肥料化、「サツマンソイル」の名称で商品化している。

浄化槽の普及

また、公共下水道がまだ普及していない地域では浄化槽の設置が進みつつあるが、昭和六十二年度までに鹿児島市に届け出があった約二万五千件のうち九八・三％に当たる二万四千八百五十五件がし尿だけを処理する単独浄化槽となっている。しかし、生活雑排水のBOD負荷をみると一人一日当たりし尿が十八リットルであるのに対して、雑排水は三十二リットルと二倍近くにもなっている（五十年建設省編「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」）。このデータからも雑排水を含めた合併処理は急務となっており、鹿児島市では五十

四年の建築基準法改正以来、五十一人槽以上の設置に際しては合併処理を義務付けている。しかし毎年設置されている浄化槽のほとんどは単独型であり、鹿児島市では六十三年三月末現在、開発団地を中心に二百六十基の小型合併浄化槽が設置されているに留まっている。このため鹿児島市は六十三年四月、市生活排水等対策推進要綱の一部を改正。従来公共施設にのみ適用されていたBOD一リットル当たり三十ミリグラム以下の基準を一般住居にも拡大適用することとした。市では同時に工費がかさむ合併型の設置に対し、単独型との差額の三分の二を補助。残り三分の一を国が補助するのと合わせ、単独型の工費並みで合併型を設置できるようにしているが、六十三年度予算の段階では、公共下水道がなく水質保全が特に重要視される河頭浄水場上流の甲突川流域、滝之神浄水場上流の稲荷川流域、磯海水浴場に直結する磯川上流域に限定されている。

## VI 火葬場・墓地

唐湊火葬場の閉鎖

**火葬場** 鹿児島市には昭和四十年以前にできた火葬場として、昭和十三年五月に事業を開始した唐湊火葬場（田上町）と、昭和三十七年四月に供用開始となった谷山火葬場（上福元町）の二カ所があった。このうち唐湊火葬場はそれまで鹿児島市で主流を占めていた土葬を火葬に変えていくきっかけをつくったが、時の流れによる老朽化には勝てず、昭和六十三年十月末をもって閉鎖された。十二月一日に最後の慰霊祭があった同火葬場は市営としては初めてのものであり、五十年間にわたって十一万體余を火葬してきた。

唐湊火葬場に代わって昭和六十年十二月に着工、同六十三年十一月一日から供用開始となったのが、小山田町の北部斎場である。鉄筋コンクリート造り平屋建てで総事業費約三十億円。火葬棟、斎場棟、待ち合い

北部斎場の  
オープン

棟の三棟からなり、延べ面積は四千平方メートルになる。唐湊が火葬炉八基だったのに対し、北部斎場は無煙・無臭の炉十三基を設置。同時に、建物のデザインは曲線を基調にし、屋根を銅板ぶきにしたほか、くつろげるスペースとしての待合室を設けるなど従来の火葬場のイメージを一新、厳肅さのなかに近代的なしやれた感覚を採り入れている。

同市は、老朽化が目立ち、火葬炉等にも不備な面がある谷山火葬場についても平成三年度のオープンを目指し、約二・二倍の一万二千平方メートルに拡張、整備、「南部斎場」（仮称）とする計画をもっている。同施設については昭和六十三年度予算で用地取得費八千五百万円を計上した。

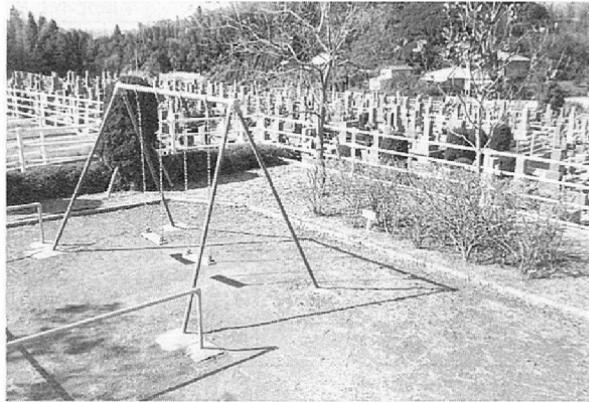
### 武岡墓地の誕生

#### 川上墓園と星ヶ峯墓園

**墓地** 人口の増大に伴い、墓地に対する市民の需要も高まり、鹿児島市では昭和四十年代以降新設された市営墓地として五十年四月一日、面積約二万平方メートルの武岡墓地が誕生。墓園として昭和十一年九月に開設された唐湊（田上）、昭和三十九年四月に開設された万田ヶ宇都（上福元町）に加え、昭和五十八年二月には川上町に面積二万八千八百平方メートルの川上墓園、昭和六十一年には面積五万二千四百平方メートルの星ヶ峯墓園が五ヶ別府町にそれぞれオープンした。両墓園のオープンで同市の市営墓地は、十萬四千平方メートル弱と市内で最大の唐湊をはじめ合計十八ヶ所、面積四十四万一千八百平方メートルに達した。墓地は従来、墓地埋葬法による嫌忌（迷惑）施設とされていたが、そうしたイメージを打ち破るもののでき始めており、郊外型墓園として誕生した川上墓園や星ヶ峯墓園などは広大な敷地に遊具広場や緑地公園などのオープンスペースを設け、家族で墓参と同時に散策なども楽しめるようになっていく。

さらに狭い空間を有効に活用するため、昭和五十年七月、小松原二丁目小松原納骨堂が完成、四百四十

川上墓園



平方メートルの敷地に四百五十基の祭壇を備えている。また、昭和四十年から四十二年にかけての区画整理に伴い、谷山市（当時）の高見墓地と笹貫墓地の統合計画が出されながら住民の反対で据え置きとなっていたが、昭和六十二年八月、東谷山納骨堂（東谷山一丁目）として完成した。総工費一億三千三百万円をかけて建設した同納骨堂は鉄筋コンクリート二階建てで延べ床面積五百三十四平方メートルの建物に四百三十二基の祭壇を備えている。

市営ばかりでなく民間での墓園開設も昭和三十一年以降相次いでおり、昭和六十三年度末現在で市が把握している数字は十二カ所、十六万八千三百平方メートルとなっている。

慰霊碑関係では、昭和四十九年六月十七日、市役所前に太平洋戦争民間犠牲者慰霊碑「霊よ安らかに」を建立。昭和五十一年の集中豪雨により、あつという間に二家族九人が犠牲になった宇宿町のがけ崩れ現場に翌五十二年五月、近くの人が碑を建てた。また、昭和



東谷山納骨堂

第10表 鹿児島市の市営墓地

平成元年1月10日現在

墓 地 所 在 地	設置年月日	面積 (㎡)	使用区画
興 国 寺 冷水町279	M43. 10. 5	23,796	3,083
草 牟 田 草牟田一丁目30	M44. 9. 12	77,244	9,250
露 重 郡元町1291	T 8. 3. 1	8,093	1,014
郡 元 郡元町1346	T 8. 3. 1	23,621	3,980
平 原 鴨池町1884	S 3. 4. 3	2,377	251
坂 元 坂元町185	S11. 8. 29	62,457	5,533
宇 宿 宇宿町2871	S11. 9. 2	7,951	893
唐 湊 田上町1039	S11. 9. 7	103,881	7,449
旧 唐 湊 鴨池町1587	—	674	—
高 免 高免町220	S27. 3. 31	1,317	74
古 里 古里町232	S28. 3. 31	872	102
別 ケ 迫 伊敷町300	S28. 8. 3	3,439	453
湯 之 東桜島町2001	S32. 10. 5	1,122	72
原 良 原良町2254	S33. 4. 1	1,577	192
万田ケ宇都 上福元町6176	S39. 4. 1	19,719	2,695
武 岡 武町1156	S50. 4. 1	20,921	2,331
永 吉 永吉町833	S23. 8. 23	1,500	271
川上墓園 川上町471	S58. 2. 1	28,837	2,400
星ヶ峯墓園 五ヶ別府町1789-2	S61. 3. 1	52,406	3,556
計	18カ所	441,807	43,599

六十一一年の七・一〇豪雨災害で犠牲になった人たちの弔い、災害の再発防止を誓う慰霊祭が翌六十三年の当日、武町内会と吉野町三船町内会の主催で開かれた。

第11表 納骨堂

名 称 所 在 地	設置年月日	建物面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	祭壇数 (基)
小松原納骨堂 小松原2丁目32-3	S50. 8. 6	440	1013	450
東谷山納骨堂 東谷山1丁目66-3	S62. 8. 7	534.48	955.75	432
計	2カ所	974.48	1,968.75	882

## Ⅷ 公害防止

水俣病などの発生

### 公害防止行政の歩み

わが国の経済発展に伴う重化学工業など産業の重厚長大化、技術革新の進行、石炭から石油へのエネルギー転換は、広域的な大気汚染や有害物質による水質汚濁などをひき起こした。同時に経済発展に伴う人口の都市集中、消費生活の高度化により都市河川の汚濁、自動車排ガスによる大気汚染、近隣騒音なども起こってきた。環境の著しい汚染は、しばしば住民に重大な健康被害をもたらし、なかでも熊本県を中心とする水俣病、三重県の四日市ゼンソク、富山県のイタイイタイ病などは特に悲惨な例として知られている。これに対し、国をはじめとする行政の対応は遅れがちであったが、住民意識の高まりもあって次第に産業・都市公害の抑制・防止が行政の重要な任務として課せられるようになった。国の公害行政の始まりは昭和三十九年三月、閣議決定により公害対策推進連絡会議が設置されたことによる。同年六月には厚生省に公害課が置かれ、翌四十年に入ると、厚生大臣の諮問機関として公害審議会が設置された。そして四十二年八月、同審議会の答申を基に「公害対策基本法」が施行された。昭和四十三年からは公害関係諸法の制定が相次ぎ、同年十二月にまず騒音規制法が施行されると、四十六年には大気汚染防止法と水質汚濁防止法、翌四十七年に悪臭防止法、五十一年に振動規制法が施行された。

### 鹿児島県の公害行政

こうした国の動きを受けて鹿児島県では昭和四十年四月、企画部開発課の分掌事務に「公害対策の総合調整に関すること」が初めて加えられた。それからは県公害対策要項の策定（四十四年四月）、県公害対策審議会の設置（同年六月）と急ピッチで、翌四十五年六月には県公害防止条例が制定さ

国が公害対策推進連絡会議を設置

県公害防止条例の設定

れた。同年はさらに、十一月にそれまでの県公害対策要項を廃止し、新たに県公害行政推進要項を策定、十二月には公害紛争処理法に基づき、県公害審査会が設置された。一方、県の行政組織面では四十四年七月に専任職員四人からなる公害係が、衛生部環境衛生課に新設され、翌四十五年七月、衛生部公害対策室の設置

## 環境局の設置

## 県環境センターオープン

## 市に環境保全局新設



県環境センター

で鹿児島県の公害行政が本格的なスタートを切った。同年末のいわゆる〈公害国会〉で、公害関係十四法が制定または改正されると、鹿児島県では翌四十六年七月、公害課が発足するとともに、衛生研究所が公害衛生研究所と装いを新たにした。同年十月には新「鹿児島県公害防止条例」、四十八年三月には鹿児島県自然環境保全条例を制定。四十九年四月には衛生部に環境局を新設、公害対策、公害規制、環境保全の三課体制となった。さらに昭和五十七年五月一日、城南町に県環境センターが発足、環境保全の〈お目付役〉として県内の大気、水質などの監視を始めた。この間四十七年六月にはスウェーデンのストックホルムで国連人間環境会議があり、「人間環境宣言」を採択、六月五日から一週間を環境週間とし、環境保全に対する意識の高揚を図ることになった。

**鹿児島市の公害行政** 鹿児島市の公害行政は、昭和四十二年八月、衛生部環境衛生課に公害担当参事を置いたのがスタート。翌四十三年七月

には行政部に市民安全課を新設、公害担当三人を配置した。同月には市

大気監視センターの設置

民安全課に環境保全室を新設。四十八年七月には環境保全局環境保全部ができて、公害対策課が設置された。その後市の公害行政を担当する機構では四十九年五月、市民局衛生部衛生検査センターに水質検査のため係員三人を配置、五十年三月には、新栄町に水質検査所がオープンした。五十一年八月には環境保全局環境保全部が廃止され、環境局公害衛生部公害対策課となり企画調整、大気騒音、水質、試験検査の四係に職員二十人を配置、五十五年八月、試験検査係に一人が増員された。施設や機器類の整備面では四十六年十二月に公害監視車を購入、四十八年十二月大気汚染常時監視市役所局、四十九年七月同南消防署局、五十六年二月同有村局、六十三年二月黒神局がそれぞれ測定を開始した（南消防署局は五十二年十月谷山福祉会館、さらに六十二年九月谷山支所に移設）。五十三年三月には大気汚染監視センターが設置され、テレメーターを導入、同年十一月騒音パトロールカーを購入した。この間四十五年六月には騒音規制法、四十六年十月には大気汚染防止法、四十九年五月水質汚濁防止法、五十三年十一月振動規制法、五十四年十月悪臭防止法のそれぞれ政令市となった。

鹿児島市民の環境をよくする条例

公害対策基本法をはじめとする法律や条例は公害行政の骨格をなすものであるが、鹿児島市においても昭和四十九年一月、法律の対象外のものなどについて規制する独自の「鹿児島市民の環境をよくする条例」が制定された。同条例は公害絶滅を理念として掲げ、市民意識の向上を促すとともに公害防止対策を推進、「健康で安全かつ快適な生活」を市民に最大限保障することを基本的な方向としている。具体的には、生活環境の保全にかかる措置事項として特定工場・施設の規制、汚水の地下浸透禁止、有害性物質の調査、監視、深夜騒音、航空機宣伝放送・拡声器放送等の騒音規制、日照・電波障害にかかる規制などを掲げ、市

市公害対策  
審議会

民参加及び運用にかか  
る措置事項として市民  
の行政参加への配慮、  
違反者に対する罰則の  
適用—などを定めてい  
る。条例施行に伴い、  
四十四年に設置されて  
いた市公害対策審議会  
を、条例に基づいて再  
発足させ、市議会議員  
二人、学識経験者七  
人、市民代表六人の合  
計十五人が、市民の健  
康保持と生活環境の保  
全を図るため公害対策  
について調査審議する  
ことになった。また同

第12表 年次別の公害苦情処理件数

年度	煤	煙	粉	じん	廃液	汚水	騒	音	振	動	悪	臭	ガ	ス	地盤	沈下	その	他	計
44		4		6		3		38		2		21						1	75
45		1		7		13		36		2		11		3				1	74
46		13		12		21		64		12		13		4				1	140
47		19		29		37		136		26		48		2				27	302
48		23		7		40		83		19		32		2		2		8	216
49		14		1		56		107		4		21						15	218
50		25		7		65		99		8		39						21	264
51		11		10		76		109		5		27						5	243
52		11		6		62		126		8		32						9	254
53		12		14		50		163		16		51				3		6	315
54		9		4		62		118		21		25				2		5	246
55		12		2		41		108		15		39				3		7	227
56		10		3		53		122		12		33				2		4	239
57		10		4		40		133		21		33				4		2	247
58		10		5		70		134		13		25				2		6	265
59		8		4		54		130		13		41				3		12	265
60		14		2		51		76		13		25				2		5	188
61		10		1		58		82		12		26				4		1	194
62		16		8		47		72		6		30				1		3	183

条例の規定に基づき、各小学校区に一人と、鹿児島市、甲突川、谷山、桜島の各漁業協同組合からも一人ずつの計六十人の一般市民を公害監視連絡員に委嘱、公害の発生源、発生状況を監視、市域における公害の未然防止推進を図るとともに市が実施する生活環境保全施策への協力などを行っている。

公害苦情処理件数の急増

### 鹿児島市の公害苦情処理状況

鹿児島市の公害苦情処理件数を年次別に見ると、昭和四十四、四十五年度はそれぞれ七十五件、七十四件に留まっていたが、公害問題に対する社会の関心が高まりを見せるにつれて受理件数も急増し、四十六年度は百四十件、四十七年度は三百二件と倍増が続いた。以後は三百十五件と突出した五十三年度を除き、各年度とも二百件台で推移。六十年年度以降は百八十八件、百九十四件、百八十三件と二百件台に留まっている。五十三年度は、騒音、悪臭が増えたのが全体の数字を押し上げている。苦情の傾向としては、工場などから発生する産業型公害よりむしろ「都市・生活型」とも言うべきものが増えており、その代表格がカラオケをはじめとする近隣騒音であろう。第一二表の「公害苦情発生状況」を見ても各年度の苦情の最も多い項目は「騒音」となっており、しかも各項目の中で群を抜いている。六十二年度の発生状況を見ても、百八十三件のうちトップは騒音の七十二件で、三九%を占め、発生源は商店・飲食店が三十五件と最も多くなっている。ついで水質汚濁の四十七件（二六%）、悪臭の三十件（一六%）となっている。

水質汚濁では油流出、弊死魚事故などがあり、近年は生活排水による苦情も目立ち始めた。さらに発生源を特定しにくい面があるのも特徴である。悪臭では污水や塗装作業、プラスチック・ゴム類の焼却などが多い。

大気汚染・悪臭

大気汚染の主因となる二酸化硫黄、窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、炭化水素、粉じんは主に工場・

事業場のボイラー焼却炉等の燃焼施設や自動車等の輸送機関などから排出される。鹿児島市の場合、こうした汚染は軽微な状態だが、桜島の火山活動に伴う亜硫酸ガスや降灰による汚染が心配される。汚染物質については環境基準が定められており、鹿児島市では市役所、谷山支所、有村、黒神の四カ所に一般環境大気測定局を設置、市役所局には自動車排出ガス測定局を併設して二酸化硫黄、浮遊粉じん、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダントが基準内であるか否かをチェックしている。また市内八カ所に設けた測定点で二酸化窒素、降下ばいじんを測定しているほか、桜島地区に七カ所の測定点を設置、桜島の火山ガス濃度を調べている。交通公害については一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局のほか、市内の交通量の多い交差点、幹線道路付近で二酸化窒素の濃度を測定、局地的・地域的な汚染状況も調べている。昭和六十二年までの測定状況では、谷山地区で光化学オキシダント濃度がやや上昇する傾向にあったが、他は桜島の火山活動による影響がある以外は環境基準内の数値に収まっている。

## 放射能監視

また、川内市では昭和五十九年七月四日、九州電力川内原子力発電所一号機（出力八十九万キロワット）、同六十年十一月二十八日には二号機がそれぞれ運転を始めた。これに伴い、県環境センターは川内環境監視センター、九州電力などととも大気中の放射能に異常がないか監視を開始。三カ月ごとにその結果を公表するところになっているが、昭和六十三年度までに異常値検出の公表はなされていない。

チェルノブ  
イリ事故の  
影響監視

しかし海外では昭和五十四年三月二十八日にアメリカ・ペンシルベニア州のスリーマイル島原子力発電所で、そして昭和六十一年四月二十六日にはソ連ウクライナの首都キエフ近くのチェルノブイリ原子力発電所ですでに重大な事故が発生した。特にチェルノブイリの場合、炉心溶融が発生したと見られ、多数の死傷

## 放射能の検出

者が出たばかりか、付近一帯の数万人とも数十万人ともいわれる住民が遠方への避難を余儀なくされた。この事故で大氣中に放出された放射能はヨーロッパ一円のみならず、地球的な規模での汚染をひき起こすことが心配され、世界中を恐怖に陥れた。このため事故発生後直ちに科学技術庁、気象庁などを中心に大氣の監視体制がとられ、鹿児島県でも県環境センターなどでガンマ線などを一時間ごとに測定し始めた。この結果、同センターでは五月五日になって、午前零時からの二時間で大氣中の浮遊塵（じん）から大氣一立方メートルあたり一二・九<sup>ベキ</sup>のヨウ素131を検出。午後一時からの三時間にはルテニウム103、セシウム137を各〇・一五<sup>ベキ</sup>、テルル132を〇・二三<sup>ベキ</sup>検出したが、いずれも微量だった。

## 騒音振動

騒音規制法と鹿児島市民の環境をよくする条例に基づき定めた、特定工場で発生する騒音の規制基準は、例えば都市計画法で定めた第一種住居専用地域が夜間四十<sup>ベキ</sup>以下、昼間は五十<sup>ベキ</sup>以下、商業・準工業地域が夜間五十<sup>ベキ</sup>以下、昼間六十五<sup>ベキ</sup>以下など、時間帯、区域区分別に定められている。また鹿児島市では、住宅と商業施設の混在地域から工場・事業場を移転させる「住商工分離」を進めてきた。深夜営業騒音については午後十一時から翌日午前六時までの飲食店から発生する騒音は市条例により音量規制を受け、十一時から翌日午前六時までの間、住居系地域ではカラオケ装置などの音響機器や楽器の使用が県条例で制限されている。さらに六十年二月施行の風俗営業法改正によっても飲食店などのカラオケ騒音への音量規制ができることになった。建設作業時に起こる騒音については工法の改善が行われており、例えば杭打ち作業の場合など従来に比べ格段に低レベルとなった。その他の騒音を生じやすい機器類にも作業時間の制限がなされている。道路交通から発生する騒音・振動にはそれぞれの規制法に基づく要請基準が設定されており、基準を越

えたら騒音の場合は県公安委員会に、振動の場合は道路管理者および県公安委員会に改善、規制の強化を要請することができる。このほか拡声器を使った商業宣伝には音量、時間の制限があり、航空機からの商業宣伝は禁止されている。騒音公害から住民の環境を守るため鹿児島市は、昭和四十九年九月、高見馬場交差点に騒音表示塔を設けたほか、五十三年七月には騒音パトローカーを購入。工業専用地域を除く市内全域に九十五カ所の環境騒音測定地点を設置し、さらに六十年八月、一般地域、道路に面する地域に分け、環境基準の地域類型あてはめを実施。一例を挙げると、一般地域の第一種・第二種住居専用地域と住居地域の場合、昼間が五十デシベル以下、朝、夕が四十五デシベル以下、夜間が四十デシベル以下と定められている。

### 水質汚濁の現状と対策

ほど遠い環境基準の達成

鹿児島市には中心部を貫流する甲突川と自然流量に乏しい稲荷、新、脇田、永田、和田など六つの二級河川と清滝、荒田川などの小河川・水路がある。このうち二級河川には公害対策基本法に基づく環境基準の類型あてはめがなされており、水素イオン濃度、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数などによって水質環境が良好に保たれているものから悪化しているものまで、A A～Eの六類型に分けられている。六河川の場合、A類型が稲荷川の水車入口橋、甲突川のひまわり橋、B類型が甲突川の岩崎橋、永田川の新永田橋、C類型が稲荷川の黒葛原橋、甲突川の松方橋、新川の鶴ヶ崎第二橋、脇田川の脇田井堰、和田川の潮見橋となっているが、BODの環境基準を達成できていたのは昭和六十一年度までは甲突川だけだった。六十二年度には永田川も基準値を達成したが、稲荷、新、脇田、和田の四河川は、いくぶん良くなりつつあるところもあるものの、基準達成にはまだまだほど遠い状態にある。河川の水質悪化の原因として、工場、畜産排水が挙げられてきたが、近年は生活

生活排水等  
対策推進要  
綱の策定

排水の占めるウエートが急速に大きくなり、鹿児島市の場合、もともと流量の少ない中小河川であるうえ、都市化の進行に伴う飲料水・工業用水取水など川の高度利用が図られるとともに、生活排水などの増加で河川環境に重い負担がかかったうえ、団地の造成、路面のアスファルト化など雨水の涵養にとつても条件が悪化していることが、水質環境の向上の図られない原因として挙げられる。六十一年の水質環境管理計画調査によると、鹿児島市の河川に対する排出負荷量は、生活系によるものが約九〇%を占め断然ウエートが大きかった。このため同市は同年五月、「生活排水等対策推進要綱」を制定、市街化区域の公共下水道整備促進を図るとともに、市街化調整区域では個別、あるいは共同の排水処理を行うなど水質浄化に取り組むことにしている。六十三年四月には同要綱を改正して指導基準を強化、甲突川の河頭浄水場上流、稲荷川の滝之神浄水場上流、磯海水浴場につながる磯川上流で台所、風呂、洗濯から出る生活雑排水も処理できる「合併型」の浄化槽を普及するため、「単独型」との差額を補助（厚生省が三分の一、市が残額）することにした。合併型浄化槽を使うとし尿十三ヶと生活排水二十七ヶの合計一日当たり四十ヶの汚染原因物質を四ヶまでに浄化できる（単独型だとし尿の汚染原因物質一日当たり十三ヶを五ヶまでは浄化できるが、生活排水の二十七ヶ分はそのまま排出される）。

赤潮の発生

閉鎖性水域であり、海水が外洋と入れ替わるのに百十〜百八十日かかるといわれる鹿児島湾では、昭和五十年から六十二年にかけて六十五件の赤潮が発生。五十二年の六億九千九百万円、湾奥部から湾中部にかけての広い範囲でシャトネラ赤潮が発生した六十年の七億五千万円など大きな漁業被害を出している。赤潮発生の原因として挙げられるのは①沿岸域の都市化②工業化③養殖漁業の増加④大きな自浄作用を持っていた

鹿児島湾環  
境行政連絡  
会議の発足

工場排水へ  
の規制・監  
視

浅瀬・干潟の埋め立て―などである。鹿児島市は毎年、市沿岸の植物・動物プランクトンや底生生物などの調査を実施しているが、昭和六十二年度の調査では例年に比べ、出現したプランクトンの量・種類とも少なく、プランクトン相としては貧弱になっていた。しかし底質は黒色泥状をなしており、どぶ臭・流化水素臭がして底泥には汚染に強い生物のみが生存可能な状態で、一般の底生生物には到底生きていけそうもない環境になっていた。このように汚染が進みつつある鹿児島湾の環境を守ろうと五十三年十月、湾域五市十九町と県で組織する「鹿児島湾環境行政連絡会議」が鹿児島市の提唱で発足。県が六十一年三月に策定した「新・鹿児島湾ブルー計画」への協力など同湾の浄化に向け積極的な取り組みをしている。

河川・海域の環境を守るための対策として、発生源となる工場の排水に対する規制・監視があるが、鹿児島市の場合、昭和六十二年三月末現在で、水質汚濁防止法に基づく特定事業場が六百四十二あり、このうち七十九工場・事業場を定期的な監視対象としている。また市条例の特定事業場は五百十五、県条例は四十二となっており、六十二年度中の立ち入り調査件数は水質汚濁防止法関係が二百二十件あった（うち排水基準監視が延べ百七十八回）。この結果 pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、大腸菌などの排水基準値を超えていたのが延べ二十一事業場あり、改善命令三件、改善勧告二件、注意一件の行政処分を行っている。

河川の類型  
あてはめ

河川については公害対策基本法に基づいて環境基準が定められ、四十六年十二月、県知事による類型あてはめが行われた。鹿児島市の場合、六河川の九地点について四十九年六月までに、利用目的の適応性に合わせ、ABCの三類型にあてはめが実施され、五十四年四月、一地点レベルアップの見直しがあった。鹿児島

湾も五十年七月、A類型のあてはめが行われた。これらの水域に対しては底質の汚染状況や生物相の状況などの調査をしており、それをもとに汚染の発生源に対する規制・指導の効果を確認するとともに、取るべき対策の検討材料にしている。

鹿児島市内の工場・事業場に対しては水質汚濁防止法、水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準を定める条例（県四十八年四月施行）による規制があり、排出水の水質などを報告させるとともに立ち入り検査を随時実施するなどの規制・指導を行っている。鹿児島市ではこのほか、鹿児島市民の環境をよくする条例により、水質汚濁防止法で定める以外の十種類の施設につき規制・指導をしており、法や条例で規制できない工場・事業場については六十一年十月から生活排水等対策推進要綱に基づき指導を行っている。生活排水対策としては、公共下水道の整備を促進するとともに、し尿ばかりでなく厨房、風呂、洗濯排水などの生活排水も処理する合併浄化槽の普及が図られている。ちなみに鹿児島市の場合、届け出が出ている約二万五千基のうち約九七%がし尿だけを処理する単独浄化槽となっている。しかし生活雑排水の用途別BOD負荷を見ると、鹿児島市は五十年現在でし尿が一人一日当たり十八㍎、雑排水が一人一日当たり三十二㍎となっており、合併浄化槽の必要性を裏付けている。

鹿児島市の調査によると昭和五十二年現在で約六千六百本の井戸があり、一日当たり約十一万六千立方㍎の地下水を汲み上げている。しかし鹿児島市でも地下水の過剰揚水による塩水化が、海に近い繁華街中心部や臨海工業地域において昭和三十年代の後半から始まり、四十年代に入ると加速化した。四十九年には市条例により届出制を施行し、同時に節水を指導。市民の意識の高まりもあって塩水化の進行にややブレーキ

地下水・地  
盤沈下

がかかったものの市街化が進み、地下水利用が多くなった上之園、高麗、荒田地区では次第に塩分濃度の高くなった井戸が発生した。また地盤沈下については市街地に十カ所の水準基標を設け、水準測量を実施、経年的な沈下量を測定している。さらに、地下水大量使用者の自主的な揚水量削減のため、五十九年度から通産省が「地下水利用適正化調査」をスタート、鹿児島市内の四カ所にも水位を調べるための観測井が設置された。

近年クローズアップされてきた有害物質による汚染の点では、有機塩素系化合物が全国的に問題視されており、鹿児島市でもトリクロロエチレンなどの使用実態調査や水質調査に取り組んでいる。六十二年度末までの調査では一部暫定基準を超えたものがあつたが、飲料用の井戸水では異常は発見されていない。しかし四十九年九月十二日には、錫山地区内の飲料水から国の水道水基準を二倍以上も上回るヒ素が検出され、大きな問題となつた。このためその後にも住民の健康診断を実施、飲料水を調べたが、異常はなかつた。

【参考文献】「市政概要」「鹿児島市統計書」「衛生統計年報(衛生統計編)」「鹿児島県衛生部・保健環境部」「鹿児島市の都市計画」「鹿児島市水道事業・公共下水道事業年報」「日本国勢図会」「環境白書」「鹿児島大百科事典」「鹿児島市の環境」「鹿児島市医師会三十年史」「鹿児島県歯科医師会会史(八十周年史)」「グラフかごしま」「鹿児島市市政記録」「鹿児島大学三十年史」「市立病院百年史」「医療保障(中央法規出版)」「日本の医療史(東京書籍)」「鹿児島湾域家庭雑排水等対策推進要項」「環境行政10年の歩み」「市政のあゆみ」「流域別下水道整備総合計画調査、指針と解説(建設省編)」「市政要覧かごしま」「国民経済計算報告」

## 第三章 労働

### I 労働行政・情勢

労働力需給

**労働対策の充実** 昭和四十年代以降のわが国の経済は高度成長からオイルショックを経て安定成長へと移行、その後の急激な円高による不況など若干の変動はあったが、全体としては着実な成長を続けている。このような情勢のなか、労働力需給は緩和傾向にあり、六十年代から平成にかけては求人難に陥っている。このため企業によっては早々に就職内定者を決め、他企業からの引き抜きを防ぐため研修などの名目で缶詰め状態にし、社会問題にすらなつたところもあつたほどである。このような情勢のなか、「労働力供給県」と位置付けられている鹿児島県では、地場企業の労働力の確保が一層困難になりつつある。

厳しい中高  
年齢者の就  
職

全体として労働力は「売り手市場」となっているものの、中高年齢者等には依然厳しい情勢があり、社会が高齢化するなかで、労働行政の主要な課題ともなっている。こうした現状を踏まえ、鹿児島市としても労働者の能力開発に努めつつ、難しい状況下に置かれている中高年齢者、心身障害者、離職者などの雇用安定を図り、若年労働者にとつても魅力のある職場を確保、労働条件の改善や労働福祉の充実を図ることが求められている。

鹿児島人材  
銀行

鹿児島公共職業安定所を求職のため訪れた中高年齢者は昭和四十九年六万六千人、五十年八万一千人、五十一年九万人だったが、就職できたのは各年とも千九百人程度。このため五十二年十月には、山之口町のビ

シルバー人材センター

パートバンク

ルに鹿児島人材銀行がオープン。中高年齢者を対象に人材確保と、高度の技術を持つ中高年齢者の活用を図ることになった。特に求職難が目立つ中高年齢者対策として鹿児島市は、中高年齢者職業相談室を設置したが、厳しい状況は好転する兆しがなく、五十六年十月には市中小企業センター内にシルバー人材センターを設立、国、県、市が補助金を出して六十歳以上を対象に能力・条件に応じて仕事をあつせんすることになった。六十年十月には鹿児島市の鹿児島県住宅供給公社ビルに、鹿児島公共職業安定所がパートバンクを開設、職業相談に応じたり、求人・求職票を作るなど全国で千五百万人を突破、専業主婦を追い抜いた（六十年婦人労働白書）とされる婦人労働者の便宜を図っている。県外に働きながら、鹿児島県に帰って就職したい希望を持つ人を対象にした「Uターン希望者相談窓口」（ふるさと人材相談室）は六十三年五月に開設、鹿児島人材銀行をキーステーションに東京、名古屋、大阪の各県事務所で求人企業、求職者の紹介に当たっている。

男女雇用機会均等法

女性労働者の急増という社会的な背景のもと、性による労務管理の差別を撤廃しようと、六十一年四月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行された。鹿児島県内でも女性保健所長が誕生したり、デパートで社歴十年未満の女性が管理職に登用されるなど働く場での女性の進出には目覚ましいものがある。しかし夫婦共稼ぎに対する風当たりはまだ強く、結婚・妊娠などの機会に陰に陽に退職を迫られるケースが後を絶たないなど、法の趣旨が社会に完全に根づくまでにはなお時間がかかりそうだ。

公務員の四週五休制

### 週休二日制の実施

公務員の週休二日制が試行され始めたのは昭和五十年代の初めから。まず四週五休制

#### 四週六休制 試行

から始まった。そしてさらに国家公務員の四週六休制が昭和六十三年四月二十三日、正式にスタート。土曜閉庁への動きも、全国で本格化している。こうした情勢のなか、鹿児島県では県の知事部局が五十三年五月から、鹿児島市の市長部局は県より早い四月から四週五休制の試行を開始。前後して県内ほとんどの市町村が同一行動をとった。鹿児島市の同制度正式実施は六十年一月から。水道、病院も同時にスタートしたが、交通局は非乗務員が五十六年二月、乗務員が五十八年二月から試行を始めたのに留まっている。

六十年代に入ると四週六休制の試行も始まり、県自体は昭和六十二年十月、四週六休制を試験的にスタート。県地方課、自治労県本部などのまとめによると同年四月現在では、県内九十六市町村のうち九十三市町村が四週六休制を試行している。しかし県は平成元年一月、四週五休制への逆戻りを決めた。

#### 民間企業の 実態

一方、なんらかの形で週休二日制を取り入れている民間企業は六十二年九月末現在、三〇・一％に上ることが県労政課の調査でわかった。県内の六百企業を対象に調べ、うち四百五十五企業から回答を得たもので、前年より一・二ポイント伸びている。金融・保険業八五・七％、運輸・通信業四一・七％、サービス業三〇・七％などの高さが目立っており、労働者の多いところほど実施率が高くなっている。ただ週休二日制の中身となると、一カ月に一回の実施が四七・四％と圧倒的に多く、二回が一九％、隔週九・五％となっており、毎週実施しているのはわずか六・六％にすぎなかった。こうしたなかで銀行や郵便局、証券会社などの金融機関は五十八年八月から、第二土曜日の休日化を開始。六十一年八月には第三土曜日も休日化し、平成元年二月からは完全週休二日制に踏み切った。

#### 金融機関の 週休二日制 移行

#### 労働時間

県労政課が昭和六十三年六月に発表した県内の労働時間調査では、一日の所定労働時間を八時間としてい

るところが六四・七%と多く、平均は七時間四十六分だった。一方、県統計課がまとめた「鹿児島県の給与と労働時間」によると、六十二年の平均月間出勤日数は二十一・八日となっており、前年より〇・一日増加、全国平均よりも一日長くなった。平均月間総実労働時間も百八十二・七時間と前年より〇・六%増え、九州では宮崎とともに沖繩に次ぐ長さとなっており、労働時間短縮には逆行する傾向が現れている。また全国を六・八時間上回ったが、所定外労働時間は二・三時間少なくなった。五〜二十九人規模の事業所の平均実労働時間は百九十三・一時間で運輸・通信業が二百八・〇時間と最長。一〜四人規模事業所の平均月間出勤日数も二十五・一日といずれも三十人以上の規模の事業所の平均をオーバーした。六十一年七月二十二日には実情に合った労働時間短縮の実現を目指す「鹿児島県労働時間問題懇談会」が初会合を開いた。

#### 平均月間給与 と総支給額

**賃金** 鹿児島県統計課が七月末現在でまとめた昭和六十二年の「鹿児島県の給与と労働時間」によると、常用労働者三十人以上を抱える県内事業所の平均月間給与支給総額は二十五万六千八百七十一円となった。この額は前年を三・八%上回っているものの、全国の支給総額三十三万五千九百四十四円の七六・五%に留まり、九州では佐賀県を追い越したものの、最も高い福岡の三十二万四千八百五十二円に比べ六万七千九百八十一円低く、全国平均より七万九千七十三円、全国でトップの東京と比較すると十五万七千六百九十九円の差がある。また鹿児島県の給与を産業別にみると、最高となっているのは電気・ガス・熱供給・水道業の四十七万二千二百二十五円がずば抜けて高く、運輸・通信業の三十四万五千五百五十八円、金融・保険業の三十一万八千四百四十八円などが続き、製造業の二十万五千五百五十八円が最低となっている。また常用労働者一〜二十九人規模の事業所を対象に調べたところ、五〜二十九人では平均月間定期給与は十六万九千六百十六円、

## 最低賃金制度

一〇四人では十四万二千四百十五円となっており、それぞれ三十人以上の規模の事業所の八四・〇%、七〇・六%だった。六十一年六月には賃金などの情報を交換するため、五十八社が参加して「鹿児島賃金問題研究会」が発足している。

鹿児島県の最低賃金制度は昭和三十五年にスタートした。同年三月に第一号として製茶業で協定が結ばれ、四十二年までに四十三業種、七千四百事業所、五万三千人が加入し、当初の目標をほぼ達成。同年四月からは金額の引き上げ、より合理的な制度への指導など第二段階に入った。そして四十三年八月には従来の業者間協定から、労働基準局長が最低賃金審議会に諮問、その答申を基に職権で引き上げ額などを決定するようになった。鹿児島地方最低賃金審議会は昭和六十三年八月、最低賃金の月額三千四百二十四円への引き上げを、鹿児島労働基準局に答申、十月に発効したが、依然として全国最低水準にある。

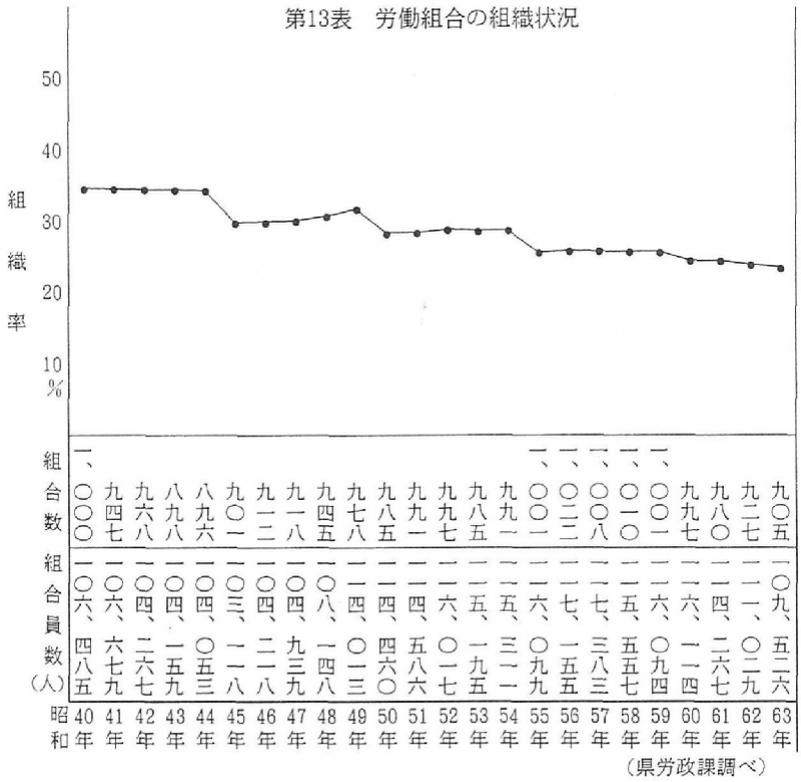
## 労働組合の数と組合員の数

### 鹿児島県・鹿児島市の労働情勢

鹿児島県労政課の調べによると、鹿児島県内の労働組合は第一三表のように、昭和四十年には千組合あり、組合員数は十万六千四百八十五人で、組織率は三四・一%だった。組合数は四十四年には八百九十六組合にまで減少したが、その後漸増傾向に転じ、五十六年には千二十二組合とピークに達した。以後は下降線をたどり、五十九年までは千組合台を保ったものの、六十年には九百九十七組合とついに六年ぶりの九百組合台となり、その後も低落傾向に歯止めはかかっていない。一方、組合員の数は四十年には十万六千四百八十五人となっていた。その後、組合数の減少にほぼ歩調を合わせて減少、四十五年には十万三千百十八人と四十年代以降の最低水準に達した。その後は次第に増え続け、五十七年には十一万七千三百八十三人と最高水準に到達。しかし、以降は組合数同様、低減傾向となり特に六十一年から

組合の組織率

第13表 労働組合の組織状況



の急速な減少が目立ち、六十二年には十萬九千五百二十六人にまで落ち込んでいる。組合の組織率についてみると、三十八年に三八・八%を記録しているが、以後はその数字を上回ることがなく、四十年代以降では四十、四十一年の三四・一%が最高となっている。以後、四十五年の二九・五%まで低下したあと四十九年には三二・七%まで盛り返したが、再び低落傾向となり六十三年の調査結果では二一・八%と二〇%の大打割れに急接近しつつある。そうしたなかで、目を引くのが新

しい組織としての連合（全日本民間労働組合連合会）の登場。上部団体別にみた組合員数で、トップは相変わらず総評系で五万四千六百四十一人（前年比二千八十五人減）とおよそ半分を占めるが、連合も三万五千四百四十三人（総評、県同盟への重複加盟あり）となった。またパートタイム労働者についての調査も三年ぶりに発表され、総数一万五千五十七人のうち組合に加入している労働者は八・六%の九百五十人と六十年の調査より九十二人増えたものの、組織率は逆に三・二ポイント低くなっていることがわかった。

## 低下の原因

こうした労働組合組織率の低下傾向は鹿児島県に限った現象ではなく、労働省が昭和二十三年から毎年六月現在で実施している労働組合基礎調査によると、推定組織率の過去最高は二十四年の五五・八%となっており、特に五十一年以降は毎年減少、五十八年には三〇%を割り、六十二年には二七・六%にまで落ち込んでいる。組織率低下の原因としては①不況業種の新規採用手控え②パート労働者の増加③定年退職者の組合脱退④地方行政の改革による公務員の減少⑤若年層の組合離れなどが挙げられている。

## 労組の状況

労働組合の状況を見ると、昭和六十二年六月末現在、鹿児島市内にある三百二十七組合のうち労働組合法による一般の労働組合は八五・九%の二百八十一、国営企業体の労組は三・四%の十一、地方公営企業の労組が〇・九%の三、国家公務員の労組が七・〇%の二十三、地方公務員の労組が二・四%の八、船員の労組が〇・三%の一となっている。組合員数では最も多いのが一般労働組合の三万七千五百九十三人で、以下多し順に地方公務員六千三百八十八人、国家公務員二千五百五十人、地方公営企業千三百七十人、国営企業体千三百五十二人、船員千九人。組合員数による規模別では、二十九人以下が最も多く二百六十三組合、三十〜九十九人が二百四十二組合、百〜二百九十九人が百十三組合、五百人以上が二十五組合で、三百〜四百九十九人

が十八組合となっている。

ナショナル  
センター

### 労働戦線統一への動き

わが国の労働団体は昭和二十五年七月に結成、春闘など労働運動に指導的役割を果たしてきた総評（日本労働組合総評議会）と、昭和三十九年十一月に全労（全日本労働組合会議）、総同盟（日本労働組合総同盟）、全官公（全日本官公職労組評議会）の三労働団体が全国統一組織として結成した同盟（全日本労働総同盟）、旧産別会議から脱退した産別民主化同盟派の指導下にある組合を結集、昭和二十四年十二月に結成された新産別（全国産業別労働組合連合）、総評、同盟、新産別のいずれにも加盟していない単産が三十一年四月、連絡会議の形で結成した中立労連（中立労働組合連絡会議）の四団体がナショナルセンターとして存在。その下に産業別組合（単産）があり、さらに加盟組合があるという図式になっており、ナショナルセンターは加盟組合・単産間の利害調整、労働争議の支援、調査、教育、宣伝活動や政府などがつくっている各種機関への労働者代表としての参加、国際組織との交流などを行っている。しかし労働戦線統一の動きが次第に高まるなか、五十七年十二月には、四十一単産、四百二十五万人が参加し展されたものとして六十二年十一月、加盟組合に対する指揮・統制権を持つ連合（全日本民間労働組合連合会）が発足。同時に同盟と中立労連は解散した。

新連合の旗  
揚げと新た  
な分裂

連合

全民労協

一方、総評は傘下の民間組合が先行する形で連合に参加していたが、平成元年九月二十二日の定期大会で組織の解散と、新連合（日本労働組合総連合会）への加盟を決めた。これでわが国最大のナショナルセンターだった総評の主要単産は新連合の旗揚げに参加することになり、労働界長年の念願だった「官民統一」が

実現することになった。しかし、新連合結成への動きは新たな労働界の分裂も生じさせており、日本医労連、国公労連など共産党系の統一労組懇（統一戦線促進労働組合懇談会）グループは全労連（全国労働組合総連合）、国労など社会党左派系の労組を中心にした全労協（全国労働組合連絡協議会）結成の動きが加速。労働界は新連合、統一労組懇、全労協という新しいナショナルセンターの時代に入った。また新連合参加を決めた単産のなかにも、日教組のように組織自体の分裂をひき起こしたところもあった。

労働運動の面では新連合という新しい組織ができたものの、選挙をはじめとする政治闘争、平和闘争の面では依然としてそれぞれ独自の道を歩むことになっており、連合の発足に合わせ旧同盟は「友愛会議」をつくり、総評も解散と同時に五年をめどに「総評センター」をスタートさせている。

県内の動き

鹿児島県内では、連合加盟のため、上部団体の全日本労働総同盟（同盟）が解散したのを受け、昭和六十二年十一月、鹿児島地方同盟（一万八千人加盟）も第二十四回臨時大会を開いて解散を決定。新たに上部団体のない独立の鹿児島県労働総同盟を結成した。翌六十三年二月二十日には、連合の鹿児島での地方組織づくりを目的とした「連合鹿児島県準備会」が発足（全国で七番目）。平成元年二月二十五日、全国で十六番目、九州で福岡、熊本に次ぐ三番目の組織として「鹿児島県連合会（連合鹿児島）」が旗揚げした。鹿児島市での結成大会では加盟単産としてゼンセン同盟県支部、情報通信労連県協議会など正式加盟二十三単産と、オブザーバー参加の中越パルプ労組の合計二十四組織、三万三千六百六十五人が確認された。同年三月十六日には、労働戦線の官民全面統一に向け、公務員労働者が一体となって対応することを狙った「県官公労働組合連絡協議会（官公労協）」が結成され、自治労、鹿教組、高教組、都市交通、全水道、全農林、市

立病院労組、全通、全林野の九組合、三万五千人が参加した。

## II 労働争議

賃金の引き  
上げ状況

**春闘** 四十年以降の春闘における賃金の引き上げ状況をみると、第一四表のように四十年代から五十年代初めにかけて賃金のアップ率は二ケタが続いていた。とりわけ四十年代後半から五十年代にかけての引き上げ率は高く、四十五年からの六年間は二〇%前後以上で、四十九年には、三六・六一%とずば抜けて高い数字を示したが、最高妥結額の開きが拡大するなど企業間格差が開く傾向を見せた。しかし全国情勢をみると五十年には、昭和三十年に春闘が始まって以来初めて前年の消費者物価上昇率を下回り、五十一年も九%と辛うじて物価上昇率と同水準を保った。県内では、五十三年以降、引き上げ率が二ケタを越すことはなく、六十二年には三・四六%と、四十年以降の最低記録をマークした。この間、組合側の要求額は四十六年に一円の大台に乗り、四十九年、五十六年にはそれぞれ三万六千六百十九円、三万二千六百六十三円と三万円台を記録した。その後要求額は次第に減少、五十、五十一年に二万円台になったあと、五十三年からは一万円台に落ち込み、五十九年には一万三千六百円と、四十七年の水準に戻った。

春闘妥結額

一方、妥結額の方は四十八年に一万二千三十三円と一万円台に乗り、翌四十九年には二万三千百六十四円と史上最高の数字を記録した。五ケタの賃上げは四十八年から五年間続き、五十三、五十四年には八千円台に落ち、五十五年から三年間は再び一万円台となった。しかし五十八年に七千二百七十一円と四ケタの数字になつてからは六十三年の春闘まで一万円台に乗ることはなく、六十二年には、五千八百三十円と四十五年以

第14表 鹿児島県内春闘の賃上げ状況 (単位：円、%)

年次	平均要求額	平均妥結額	賃 上 げ	
			額	率
昭和40年	—	2,649	—	+14.4
41	5,544	2,738	+ 89	+12.7
42	5,644	3,260	+ 522	+14.0
43	6,400	3,810	+ 550	+14.1
44	7,490	4,600	+ 790	+16.4
45	9,690	6,200	+ 1,600	+18.0
46	12,283	7,500	+ 1,300	+20.0
47	13,533	8,282	+ 782	+18.5
48	17,320	12,033	+ 3,751	+23.0
49	31,619	23,164	+11,131	+36.6
50	32,663	13,776	- 9,388	+16.7
51	22,443	10,670	- 3,106	+11.2
52	21,125	11,502	- 832	+11.0
53	18,544	8,472	- 3,030	+ 7.4
54	15,467	8,816	+ 344	+ 7.3
55	16,828	10,294	+ 1,478	+ 8.2
56	18,081	11,121	+ 827	+ 8.2
57	17,028	10,247	- 874	+ 7.2
58	15,305	7,271	- 2,976	+ 4.8
59	13,600	6,904	- 367	+ 4.5
60	15,032	7,557	+ 653	+ 4.7
61	15,315	7,005	- 552	+ 4.3
62	13,917	5,830	- 1,175	+ 3.5
63	14,996	6,969	+ 1,139	+ 4.0

来最低の数字をマークした。賃金の引き上げ額についてみると、四十五年には千六百円と初めて、前年に比べ四ケタのアップを労働側が獲得。四十九年には前年より一万千三百三十一円増で妥結と史上最高の引き上げになった。しかし、翌五十年には一転、九千三百八十八円もの大幅引き下げとなり、前年比マイナスの賃上げは五十三年まで四年間続いた。その後の賃上げ状況は、プラスとマイナスが交錯しているものの、いずれの額も割合小幅となっている。

四十二—四十五年

鹿児島県内の春闘相場に大きな役割を果たす私鉄は、昭和四十二年五月十八日、春闘の集団交渉を福岡で持った。しかし不調に終わり、二十日から交渉の舞台を鹿児島に移して続行、組合側は二十一日始発から予定していたストは中止したものの、二十四日には四十八時間ストに突入した。しかし突入直後に交渉が妥結し、中止した。翌四十三年には私鉄、全日通などの交運共闘が四月二十五日に二十四時間の統一ストを実施、鹿児島県内では利用者約十七万人に影響が出た。私鉄は二十八日にも四十八時間ストを構えて交渉に臨んだが、突入直後に妥結。ただ一つ残った三州労組も深夜になって妥協点に達し、それぞれストを中止した。しかし翌四十四年には私鉄の労使が激しく対立、地方労働委員会によるあつせんも進展しないまま、五月中に七波、延べ十日、二百四十四時間に及ぶ県内私鉄始まって以来で、県内の労働運動史上も前例のないストが断続的に実施された。翌四十五年には五月四日、林田観光労組を除いて二十四時間ストに突入、八日も、同労組以外の二十四時間ストを決行。十一日朝には本土二社と離島三社が相次いで妥結したが、林田産業交通だけは七十二時間ストに入り、十四日夜になってやっと合意点に達した。同年は日本瓦斯労組も五月九日から連続三日間にわたり二十四時間スト。十二日になって解決した。

四十六—五十年

四十六年春闘では、四月二十七日の時限ストを中止した私鉄県連が、九州集団交渉で示された第一次回答を不満として五月二十三、二十六日と相次いで、二十四時間ストを決行、二十三日のストだけで十五万人に影響が出た。二十八日未明にかけて交渉は急進展したが、鹿児島交通と、地元で個別交渉をしていた南国交通のみが二十八日からの四十八時間ストに入った。両社労使の交渉は二十九日に至ってようやく解決した。同年には富士運送も十年ぶりにストを実施、鹿児島地区タクシー合同労組も八千円の賃金引き上げを要求、

五月二十三日初の時限ストをしている。四十七年には、四月二十七日に「交通ゼネスト」が実施され、鹿児島県内ではほぼ半日のストが行われ、バス四百台、列車十本が運休、約七万人に影響が出た。さらに三十日には二十四時間ストを構えていたが、突入直後に合意が成立、ストは中止された。「スト権奪還全国統一スト」（二月十日、県内では自治労、全農林、市交通、市水道など二十六組合、四千八百人参加）で幕を開けた四十八年の春闘は、四月二十六日から公労協による「交通ゼネスト」、翌二十七日には鹿教組、高教組、自治労、公労協、民間など二十一単産が一〇四時間以上の時限ストなどを実施したが、私鉄は第三波二十四時間ストの行われた四月三十日に妥結した。四十九年は四月九日に全電通、全逓、全九電が拠点で全日スト、十日には国労、動労が全面九十六時間ストに突入。最大のやま場として設定された十一日には私鉄、都市交、教組、自治労、国公が加わってゼネスト状態となり、五十万人の足がマヒした。こうした状況を打開しようと政府と春闘共闘委は準トップ会議を持ち、收拾に努めた。鹿児島県内では列車が十三日夕になって九十一時間ぶりに運行を再開、春闘は大きな山を越したが、十五日から本格化した県内私鉄の交渉は大手同様に難航、延べ七日間、百三十八時間のストを経て四月二十三日に前年実績のおよそ二倍に当たる二万六千七百五十円で妥結した。前年に続くスタグフレーション下で行われた五十年春闘では四月十五日から十八日にかけて実施された春闘共闘委の第三次行動で、公労協三単組が二時間から二十四時間、民間が一時間から半日のストを実施。決戦スト二日目の五月八日には国労、動労がストに入り、国鉄ダイヤはほぼ全面マヒ、鹿児島、宮崎両県では十五万人の足が乱れた。ヤマ場の九日には両労組と全電通、全林野など公労協をはじめ、自治労、市水道、市交通、私鉄など八十三組合が最高二十四時間のストに突入、県内全域の交通が完全

にストップした。私鉄の賃上げ交渉も難航、十三、十四日には四十八時間ストが実施されたが、なお解決せず、さらに十七、十八日とストを決行するなか、十八日早朝に至ってようやく合意に達した。また四月十七日には日航、全日空が二十四時間、東亜国内航空（現日本エアシステム）が十二時間のスト。さらに二十四日には東亜国内航空が二十四時間ストを行って鹿児島空港の五十四便はすべて欠航、翌二十五日は管理職により二十便が運行された。同年五月二十日には、同盟系の南国殖産労組が四十八時間のストに入ったが、昼過ぎに急転妥結した。

五十一—五十五年

全国的に経営者ペースで終始した五十一年の春闘において、県内では三月十七日、第一波として公労協の二十四時間ストを拠点に自治労、一部民間が一時間から半日のストを実施、七千五百七十四人が参加した。第二波の三月三十日には私鉄が半日、市交通が午前八時までのストを行い、十万二千人の足が奪われるなど交通に大きな影響が出た。さらに四月十四日の私鉄半日ストを経て、二十日には交通ゼネストに突入。長距離列車を皮切りに県内の交通は翌二十一日までほぼ完全にストップした。「短期決戦型」「平穩型」となった五十二年の春闘で、県内では三月三十日に官公、民間の一部組合が三十分から十五時間のスト、春闘共闘委の第一、二波統一ストで公労協、一部民間組合が拠点二十四時間ストに入るなどした。私鉄も十七日に全国統一の二十四時間ストをしたあと、二十日から第二波の四十八時間ストに突入したが、間もなく妥結に至り、ストを中止した。五十三年春闘では三月三十日、前年から取り組み始めた、地域住民の生活・制度要求と労組の賃上げ要求をからめた地域春闘を実施。公労協、公務員共闘に民間の十二単産、五十三組合が十五分から四時間のストで参加した。四月二十五日からは国労、動労とともに私鉄が七十二時間のストに突入、



59年春闘での私鉄県連決起集会

鹿児島交通労組も早朝二時間のストを実施したため、県民二十八万人の足に影響が出た。二十六日には経営者側と組合側の合意が成立して私鉄ストを中止した。五十四年春闘では、四月二十五日に公労協が時間切れで七十二時間ストに突入、県内でも私鉄、国鉄が止まったため、十六万人の足が乱れた。中央では間もなくストが中止されたが、県内私鉄は二十六日早朝になってようやく合意が成立し、相次いでストを中止した。しかし南国交通は、配分基準に組合が反発、二十七日早朝に至ってやっとストが中止された。五十五年には、四月十六日に自治労が二十五分から二時間の統一ストを実施、鹿教組、高教組が始業時から一時間のストを打つなどの実力行使があった。十七日に二十四時間ストをした私鉄は十八日未明に妥結、概ね平穏な春闘となった。

五十六―六十年

五十六、五十七年はストなしの春闘となったが、五十七年十二月十六日には、人事院勧告や仲裁裁定の完全実施を求め、県総評が三万人の統一ストを実施、四千人の足に影響が出た。人勧の完全実施を求めるストは二十四日にも公務員共闘が第二波を行い、県総評傘下の各労組も参加した。五十八年には県内私鉄が福岡での集団交渉で示された回答を不満として四月二十六、三十日に三年ぶりの二十四時間ストを実施。二十六年のストでは十二万人に影響が出た。五月四、五日にも第三波のストを構えたが、突入直前に労使が合意し

た。失業率の増加、消費者物価の安定という条件のもとで行われた五十九年春闘は、集団交渉で回答を引き出せなかつた県内私鉄が四月十三日に前年に続く二十四時間ストを決行、十七日には第二波の二十四時間ストに入ったが、昼過ぎに合意が成立、ストを中止した。六十年は全国的には経済が明るさを取り戻したなかでの春闘となり、県内ではほとんど紛糾することもなく、例年に比べ早いペースで決着したが、私鉄はゼロ回答のまま四月十三、十七日に二十四時間ストを実施、十七日のストでは十万人の足が止まった。さらに二十一日、四十八時間ストに突入したが、直後に示された回答でようやく決着をみた。

六十一—六  
十三年

全民労協を中心とする民間労組主導の現実化路線が強まるなか、六十一年春闘は円高に直撃され、一方では国鉄の分割民営化という問題を抱えながら行われた。県内では私鉄が四月十三日に二十四時間ストを決行したが、昼過ぎには妥結。他の地場企業も概ね平穏に終わったが、全国的な傾向と同様、県内も賃上げ額・率とも四十年以来最低の水準となった。六十二年四月十六日には県内私鉄が終日ストを行い、十万人に影響。二十三日の東亜国内航空（現日本エアシステム）以外の航空三社による二十四時間ストでは県内で四千人に影響があつた。六十三年は県内私鉄が六年ぶりのストなし春闘となったものの、全日空とエア・ニッポンの乗員組合が四月二十六日、二十四時間の全面ストに突入、空の便は大幅に乱れた。

夏季一時金

**一時金闘争** 夏季一時金の妥結額は昭和四十二年に四万四千六百円であつたが、第一五表のように四十八年に十三万二千六百円と十万円の大台に乗り、五十年には二十万円台に達した。この間、四十九年には前年に対する伸び率四二・四％と最高を記録したが、翌五十年には九・四％と四十一年以降の最低の伸び率となり、以後は一ケタの伸びに留まっている。妥結額はさらに五十六年に三十万円を突破したが、六十年には

夏季一時金をめぐ  
る争議

第15表 一時金の妥結状況（県労政課調べ）

年	夏 季		年 末	
	妥 結 額	前年比伸び率	妥 結 額	前年比伸び率
45	72,860	21.4	93,760	24.4
46	83,420	14.5	105,969	13.0
47	97,770	17.2	125,120	18.1
48	130,260	33.2	168,084	34.3
49	185,449	42.4	229,239	36.4
50	202,919	9.4	237,688	3.7
51	220,050	8.4	267,951	12.7
52	241,221	9.6	288,401	7.6
53	252,254	4.6	307,262	6.5
54	268,944	6.6	331,394	7.9
55	293,329	9.1	349,910	5.6
56	307,280	4.8	360,829	3.1
57	319,957	4.1	379,431	5.2
58	332,712	4.0	382,281	0.8
59	335,490	0.8	390,403	2.1
60	348,905	4.0	400,835	2.7
61	348,222	△0.2	401,597	0.2
62	357,052	2.5	408,997	1.8
63	371,094	3.9	432,552	5.8

（単位：円、％）  
△は前年比減

無期限全面ストに突入、三日間にわたって新聞発行が完全にストップする状態となった。また同年八月には城山タクシ一の交渉が難航、労組が一日から九十六時間のスト、さらに七日から四十八時間のストを実施したが、打開の糸口はつかめず、十日からはついに全面ストに入った。六十三年六月二十二日に航空四社の労働組合がストを構えていたが、三社はストを回避、日航の乗員組合、客室乗員組合だけが実力行使に入り、同日と翌二十三日に東京―鹿児島線の上下四便が運休した。

○・二%と四十年以来初めてのマイナスとなった。六十三年の実績は四十六万三千百四十一円の要求に対して三十七万九千九十四円の回答があり、前年比の伸び率は三・九%だった。

夏季一時金をめぐっては昭和四十六年五月三日から鹿児島新報が

年末一時金 年末一時金の妥結額は昭和四十二年に五万六千九百円だった。その後毎年二ケタの伸びが続き、四十六年には十万五千九百六十九円と十万円の大台を突破。特に四十八年三四・三%、四十九年三六・四%とずば抜けた伸びを記録、妥結金額は十万円台到達からわずか三年で二十万円台に乗った。以後は五十一年に一二・七%と二ケタを記録したものの、あとは一ケタの伸びに留まっている。一方、妥結金額の方は五十三年に三十万円、六十年に四十万円とそれぞれ大台を替え、六十三年には平均要求額五十万九千八百八十九円に対し、四十三万二千五百五十二円で妥結、前年比の伸び率は五・八%となっている。

年末一時金をめぐる争議としては、四十五年十一月十一日から錦江機械労組が全面無期限ストに突入、十四日早朝になって労使の合意が成立した。また十二月十一日には城山タクシー労組が第二次回答を不満として四十八時間ストに入り、労使双方の主張は平行線をたどっていたが、十四日朝になってようやく解決。六十年十二月十七日には日航、エア・ニッポンがストを回避したものの、日本エアシステムは突入して約五千人に影響が出た。

国鉄再建監理委の発足

J R の誕生

**国鉄の民営化と組合の動き** 国の行政改革の一環として昭和五十八年六月、国鉄再建監理委員会が発足、六十年七月には巨額の慢性的赤字に悩んでいた国鉄の分割・民営化の方針を打ち出した。この方針に沿って六十二年四月、J R が誕生、九州の国鉄もJ R 九州として生まれ変わることになった。民営化に伴い、余剰人員の配転、整理が進められ、J R 九州鹿児島支店でも受け入れ先を探していたが、六十年三月、鎌田知事（当時）が県への百人受け入れを表明、学校職員にも七人が採用された。同年五月には、県が国鉄職員再就職促進連絡会議を設置、その席で国鉄側は六百人の県内企業採用を希望、この後鹿児島市の二十五人、鹿児島

新会社への  
採用

銀行が民間としては最大規模の四十人受け入れを表明した。

J R発足二カ月前の六十二年二月には鹿児島鉄道管理局職員のうち新会社に二千七百五十人を採用することが明らかになった。同時に二百七十人の不採用もわかり、国鉄清算事業団で採用のときを待つことになったが、その七五%が国労組合員だった。三月になると余剰人員対策として六十一年七月から随時設置されていた国鉄人材活用センターが廃止されることになり、鹿児島鉄道管理局管内の三十二カ所も全廃された。

組合の再編  
成

九産鹿労の  
誕生

J Rへと移行したのに伴い、国鉄内の労働組合にも再編成の動きが起こってきた。国鉄の分割・民営化に對しては、国労が一貫して反対してきたが、国労とともに長年、総評の主要組合として幾多の闘争を闘ってきた動労は国鉄分割・民営化に反対する総評の方針からの離脱を打ち出し、動労鹿児島地方本部もJ R移行前年の六十一年九月、県総評の闘争方針からの脱退を表明した。また、国労鹿児島地方本部からは同年十二月、六百二十人が分離して新たに九州鉄道産業鹿児島組を結成した。国鉄民営化当年の翌六十二年になると、一月には組合員の大量脱退（最盛期には四千六百人、一年前で二千八百人だったのが四百人台に減少）と、雇用交渉がなかなか進まないことから、国労鹿児島地方本部の執行部が総辞職。同地本再建委員会は、初会合で労使協調路線を否定、三月には再建を目指し、第四十六回臨時大会を開いた。二月には九州鉄道産業労組の発足を受け、九州鉄道産業鹿児島組が九州鉄道産業労組鹿児島地区本部へと改組、三月には労使協調路線をとってきた動労、鉄道労働組合（鉄労）、鉄道社員労組の鹿児島地方本部が九州旅客鉄道労組連合鹿児島地方本部を結成した。十月になると、動労、鉄労などが一本化、九州旅客鉄道労働組合鹿児島地方本部の誕生をみた。

九州旅客鉄  
道労組の旗  
揚げ

国労とJR  
の対立

JR九州が六十三年二月から三月にかけて実施した異動で、鹿児島支店の社員百四十人が北九州地区の営業部門に配置された。これに対し国労九州本部は①労働条件の大幅な変更でありながら、社員、組合の合意を得ていない②団交でも会社側の主張を一方的に述べるだけで誠意がないとして福岡地労委に斡旋を申請。同地労委は三月十四日、組合側の主張を全面的に認める勧告を出した。

採用に当た  
つての「差  
別」に対す  
る救済申し  
立て

国鉄の分割・民営化に当たって、鹿児島鉄道管理局管内でも二百四十人の不採用者が出たが、その多くが国労組合員だったため、国労本部と鹿児島など四地区本部は六十二年三月、「国労差別は不当労働行為だ」として公共企業体等労働委員会（公労委）九州地方調停委員会に救済申し立てを行った。同様の申し立ては鹿児島地方労働委員会にも行われたが、同地労委は平成元年五月、国労側の申し立てを全面的に認め、「JRが発足した昭和六十二年四月一日付で七十四人を採用」するよう命令した。JR九州は命令を不服として中央労働委員会に再審査申し立てしている。

私鉄鹿児島  
交通労組の  
誕生

一方私鉄バスの労働組合では、昭和三十九年九月に同資本だった旧三州バス、南鉄バスが合併、鹿児島交通が発足してからもそれぞれ独立を保っていた鹿児島交通南薩労組と三州バス労組が六十二年九月、二十三年ぶりに合併、私鉄鹿児島交通労組として再スタートを切った。

国鉄の五万  
人要員合理  
化に対する  
闘争

**その他の主な労働争議** 国鉄は経営近代化を進めるため、四十一年度から四十六年度までの第三次長期計画を立案。国鉄関係労組に対し、五万人要員合理化への協力を求めた。しかし国労、動労は対決姿勢を強め、それぞれ反合理化の全国統一闘争を組み、鹿児島でも西鹿児島駅などで国労、動労が順法闘争を実施。三月二十三日には春闘の盛り上げを図るためもあって、県総評が支援の決起集会を開いた。両労組はさらに

## 反マル生運 動

九月九日から十二日まで鹿児島運転所、鹿児島機関区などでストや順法闘争を行った。

また「職員一人一人が受け持ち職場で精一杯努力、赤字減らして国鉄再建を」と国鉄が展開しようとした全国鉄生産性向上運動（マル生運動）に対し、①合理化を前提とした再建②組合の不当差別、切り崩し策」と国労、動労は強く反発。昭和四十六年九月二十五日、運動の推進へ全国各ブロックのトップを切って鹿児島市で開催しようとした同運動南九州地区結成大会会場に約七百人でピケを張り、大会を流会に追い込んだ。

## タクシーの 労使紛争

昭和四十年代から五十年代にかけて、鹿児島県内ではタクシー会社の労働争議が多発している。鹿児島市内でも労使慣行・勤務体制の確立など求め、四十二年九月八日に結成された有村タクシー労組が十月にピケストを決行。四十三年には、「年末一時金で同盟系に対する裏金が支給されていた」「同盟系が組合切り崩し工作をしている」など会社側に対する組合員の不満が爆発し、十二月二十六日から無期限のピケストに突入。県の労働運動史上特筆される九十九日間もの長い争議となった。同年一月十五日に結成された鴨池タクシー労組では、組合員の脱退をめぐり労使紛争が起こり、八月二十六日に結成された徳永タクシー労組は組合三役の解雇に対し、三十日から四十八時間ストを打つなどした。四十六年には、鴨池タクシー・観光自動車賃上げ要求ストに対し、会社側は不法行為として組合役員を処分。これに対し組合側が行った不当労働行為の救済申し立てを協定違反とする会社との労使紛争に発展した。また城山タクシーの賃上げ要求ストに対し、会社はいったん出した回答を白紙撤回する行動に出たため、ストが続くなか、紛争はこう着状態となった。労使紛争が相次ぐなか、四十三年一月には鹿児島地区タクシー運転手合同労働組合が誕生した。

霧島観光交  
通争議

市農協職組  
の不当労働  
行為救済申  
立て

管理職試験  
反対闘争

主任制度反  
対闘争

四十九年七月一日には、組合結成（四月十九日）、労働協約締結をめぐって労使紛争が続いていた霧島観光交通で会社側がバス全面運休のロククアウト。組合側は地労委に不当労働行為救済申し立てを行っていたが、八月二十六日の団交で四カ月ぶりに全面解決、二十八日からバスが平常運行に戻った。また田上農協と鹿児島市農協は、六十二年八月一日を期して合併することになっていたが、市農協職組は合併を前にした七月二十八日、田上農協への就職を希望しながら採用されなかった幹部ら十七人の救済を求め、地労委に不当労働行為の救済申し立てを行った。

昭和五十年六月二十六日に定められた鹿児島県公立小・中学校管理職任用標準試験基本要項に従い実施されることになった管理職試験に対し鹿教組、高教組は一回の話し合いもままの実施要項発表に「権力行政の表れ」と強く反発。実施の撤回を要求して七月十五日に鹿教組が三時間、高教組が三十分のそれぞれ時限ストを行った。また昭和五十年十二月の学校教育法改正による主任制度導入をめぐる教委と教組の対立は翌五十一年に入っても続き、二月には県総評など主催の「主任制度粉碎・民主教育を守る県民集会」が県内三カ所で開かれたほか、三月には主任手当反対のストがあり、これに対して県教委は千百八人の処分をした。五十三年三月県議会で給与条例改正案が可決され、月額五千円の主任手当が支給されることになったが、主任制を①学校における中間管理職づくり②民主的学級運営の破壊—ととらえ、主任制反対だけのストを四回も組むなど「勤評」「学テ」以来といわれる反対闘争を組んできた鹿教組、高教組は支給された主任手当を組合に抛出し、「奨学資金」「学校図書費」などとして使うことを決めた。しかし県教委は図書費としての受け取りを拒否した。

反安保の運動

### 反戦・平和運動

昭和四十五年の日米安全保障条約自動延長、翌四十六年の沖縄返還協定締結を中心とする数年は、同条約自動延長に対する反対と沖縄の即時無条件返還を求めている市民・学生の運動が盛り上がった時期である。安保自動延長をまる一年後に控えた四十四年六月二十三日には、鹿児島県反安保実行委員会と鹿児島地区反安保実行委員会が千二百人を集めた集会のあと、市内目抜き通りをデモ行進、七〇年安保闘争の本格スタートを切った。東京などでは過激派の学生が火炎瓶闘争を展開するなど大量の逮捕者を出し、大荒れとなった同年の一〇・二一国際反戦デーでは、鹿児島市中央公園に百団体、四千人が集結、「安保破棄、沖縄の即時無条件返還」を求めたアピールを採択、デモ行進をして大会を終えた。十一月十三日の首相訪米に際しては、県内十五単産、二万八千人が一時間から一時間半の抗議ストを実施、鹿児島市では電三十二本、市バス十七本が止まった。

条約自動延長の四十五年に入ると、四月二十八日の「沖縄返還デー」に、沖縄の完全復帰などを要求する県民集会在二千人規模で行われ、六月一日には県反安保実行委と鹿児島地区反安保実行委が集会を持ち、二十一日には三千人規模で反安保県民集会を実施。自動延長の二十三日になると県内の公務員共闘、公労協、民間百二十組合が早朝の時間外集会や時限ストを実施した。

沖縄返還闘争

沖縄返還協定の国会での採決を控え、四十六年十一月十日には、沖縄のゼネストに呼応、本土でもさまざま運動が生まれ、東京などではまたも火炎瓶が飛び交う騒ぎとなった。一方、鹿児島市では中央公園に総評系の約千人が集まって集会を開き、市内をデモ行進。十七日に衆議院の特別委員会で協定が抜き打ち的に強行採決されると、翌十八日に約二千人が抗議の集会、デモを実施。十九日には自治労、市水道、交通局、

私鉄、鹿教組などの労組が抗議の時限ストを行った。

ベトナム反  
戦運動

また昭和四十年二月七日にアメリカ軍による北ベトナムの爆撃が始まると、全国的に反戦運動が盛り上がり、鹿児島県内でも革新勢力を中心とするさまざまな抗議や北爆の即時停止を求める集会、行動が組まれた。なかでも四十一年十月二十一日の国際反戦デーには、県公務員共闘が反戦ストを決行、国労、私鉄を中心に、同共闘としては安保以来の規模となる一万九千人が参加し、鹿教組が半日スト、自治労が早朝一時間のストを実施したほか米軍の艦船が日本に寄港する度に阻止闘争が組まれるなど、昭和五十年四月にサイゴンが解放されるまで、ベトナム反戦の運動は沖縄返還闘争、反安保闘争などとともに反戦・平和運動の重要な柱の一つに掲げられた。

さらに核戦争の恐怖が大きくなるにつれ、世界で唯一の被爆国として反核の運動にも力が入れられ、核実験、原子力艦船の寄港に対する反対運動や、川内をはじめとする原子力発電所の建設に反対する運動なども取り組まれた。

【参考文献】 「鹿児島県労働運動史」 「鹿児島県地方労働委員会年報」 「民生労働行政のあらまし」 （鹿児島県民生労働部） 「鹿児島県勢要覧」 「鹿児島県統計年鑑」 「鹿児島市統計書」 「鹿児島県の経済と社会」 「鹿児島大百科事典」 「国民百科事典」 （平凡社） 「鹿児島市のあゆみ」 「鹿児島市市政記録」 「市政概要」 「現代用語の基礎知識」 （自由国民社） 「鹿児島県憲法を守る会二十年のあゆみ」

## 第四章 公共事業

### I 水道事業

谷山市との  
合併

**上水道** 鹿児島市の水道事業は昭和四十二年四月の谷山市との合併に伴い、昭和二十六年創設の「谷山水道事業」を廃止して鹿児島市水道に合併、水道行政も一本化された。合併当時、谷山市から引き継いだのは水源施設が五ヶ別府水源地（取水水量、一日当たり三千立方メートル）、慈眼寺水源地（同三千四百立方メートル）など六カ所、取水量の合計一万二千立方メートル、配水施設が七カ所、容量の合計三千三百四十四立方メートルだった。

第九回拡張  
事業

その後も鹿児島市の人口は増加を続け、市民の生活様式も近代化、さらに産業活動も活発化するなど水需要は増大の一途をたどることが予想されたため、給水施設の拡充整備は市の水道行政にとって急務となった。特に三十年代には需要の急増に対し貯水量が不足するなど施設が追いつかず、市内の高台を中心に度々断水に追い込まれていたため、対策を迫られた市水道局は昭和四十三年度から、五十五年度を目標年次とする第九回拡張事業に着手。その第一期工事として河頭浄水場の取水量を七万立方メートルに増強するなどの施設の整備・拡充を行い、市内各所に配水池を新設した。引き続き四十七年度からの第二期工事で、滝之神発電施設を買収、四十九年二月から滝之神浄水場の建設工事にかかり、五十年三月には一部通水にこぎつけ五十二年度に至って完成した。第九回拡張事業ではこのほか、地下水開発による水源地築造を行った。この間、水問題に悩む鹿児島市は、四十九年十二月、専門家、学識経験者などからなる「水問題協議会」を発足させ、

水道行政の在り方について意見を聞く場を設けている。一方、五十年五月には水道局の新庁舎が鴨池新町に完成。六月に松原町旧庁舎から移転した。

昭和五十年  
の異  
常  
渇  
水

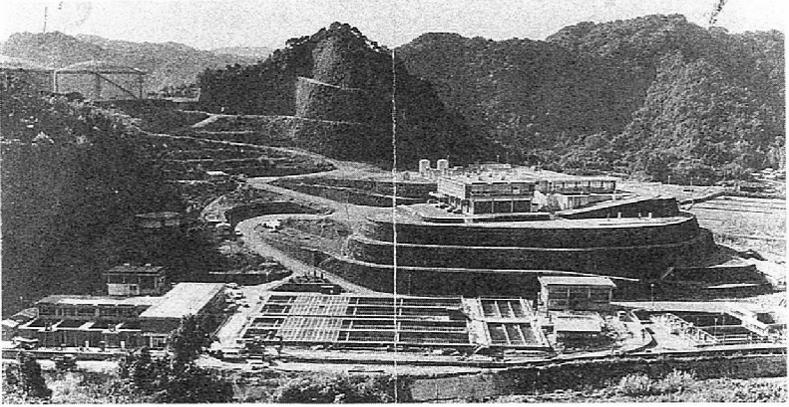
オイルショックの後、日本経済は高度成長時代に別れを告げ、安定成長の時代へと入っていった。しかし、鹿児島市の場合、人口の集中と都市部・臨海部の発展が続いた。しかも五十三、五十四年には降雨量が激減し、水道局には「渇水対策本部」を設置、市民に節水を呼び掛けるとともに配水本管の水圧を落とすなどのバルブ制限をせざるをえないまでの状況に追い込まれた。五十四年の場合、利用者による自主制限を要請する第一段階（五月三十一日から）だけには留まらず、バルブ操作を含む第二段階まで進んだが、六月中旬になってようやく平年並みの降雨があり、時間給水という非常事態は避けることができた。こうした事態に直面する前に、昭和四十八年六月、県、市は工業用水と生活用水の確保のため万之瀬川からの導水計画を発表していたが、地元の反対が強く、足踏みしていた。しかし渇水という苦い経験を味わったことから、当面の需要増に対する対処を迫られることになり、五十四年三月、同川からの取水を甲突川に変更することで県の許認可を得、同川から日量にして四万立方メートルを追加取水することになった。このため五十五年五月、石井手取水場、五十八年一月、小野取水場がそれぞれ取水能力二万立方メートルで通水した。この間、五十六年六月には管理本館などを含む河頭浄水場の大規模な改良工事が完成、五十八年度の見寄水源地などの工事完成により第九回拡



鹿児島市水道局の庁舎

比重の高い  
生活用水

第十回拡張  
工事

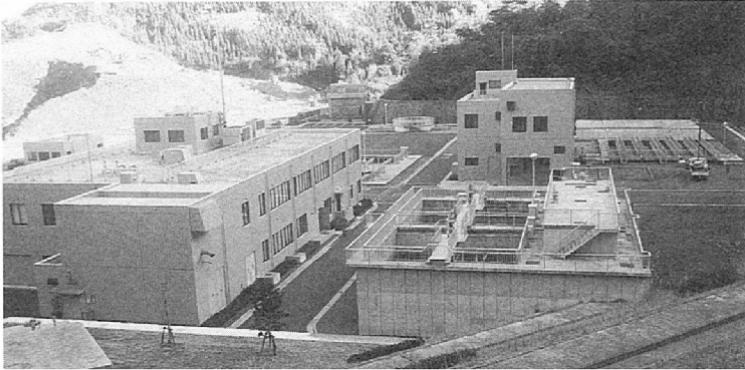


河頭浄水場

張事業計画は終了した。五十八年度末の事業完了時にはそれまでの一日最大計画給水量十一万四千立方メートルが、一気に二十四万立方メートルにはね上がり、計画給水人口も三十四万人から四十八万人と、十四万人も増えた。浄水施設、送水施設、配水施設の改良や、配水管網も整備されたことで、給水も円滑化された。

昭和六十一年度の鹿児島市の行政区内人口五十二万七千二百九十四人に対し、給水人口は四十八万八千五百九十三人となっており、給水普及率は前年度より〇・三%落ちて九二・六%となった。年間給水量は六千二百九十万五千三百七十八立方メートル、うち有効水量は五千六百六十二万六千九百三十八立方メートルといずれもやや減少。有効率はちょうど九〇%となっている。有効水量五千五百五十一万五千二百八十六立方メートル（有効率八八・三%）を用途別に見てみると、生活用水が七四・三%と四分の三を占め、そのなかでも一般家庭用水が七一・二%と圧倒的な割合を占めている。これに対し都市活動用水は営業用一一・一%、官公署・学校用五・三%などが主なところとなっている。

人口の増加、生活水準の向上による給水需要の増大には、今後



平川浄水場

水之瀬川導

もブレーキがかかることはまず考えられない。対応策として水道局は昭和五十七年度から、万之瀬川導水を基軸とする第十回水道拡張事業を計画、五十七年六月議会で設置条例改正の議決を受けた。同年十二月には厚生大臣の認可もおり、同事業に着手。総工費四百三十五億二千万円をかけ、目標年度の平成七年度には行政区域内人口五十八万人に対し、五十五万人への給水を計画している。一日最大給水量は二十九立方メートルに設定、うち十一立方メートルを甲突川、四万立方メートルを稻荷川のそれぞれ表流水から、九万立方メートルをわき水と地下水から取水することにしており、残る五万立方メートルを万之瀬川から導水する計画。一人当たりの一日最大給水量は五百二十七リットルと見込まれている。

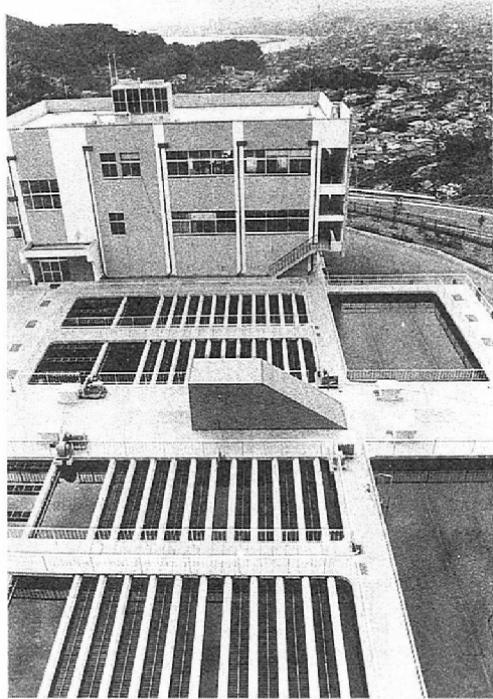
将来の鹿児島市民の生活用水、県が建設する一号用地、二号用地など鹿児島臨海工業地帯給水用に、万之瀬川から日量十六万二千立方メートルを取水する計画が昭和四十八年六月に発表された。しかし取水量が膨大だったため水系流域市町は四十八年七月、「万之瀬川流域水利用対策協議会」を結成、反対の態度を打ち出した。その意向を受け、計画取水量は日量九万五千立方メートルに削減されたが、計画は暗礁に乗り上げた格好になった。五十二年五月には、条件つきながら一市四町が取水に対し賛成の意

比重の高  
ま  
る表流  
水の取  
水か

向を打ち出したものの、金峰町が反対の態度を崩さなかった。五十六年九月に至って、同町議会全員協議会で県知事、鹿児島市長が取水に対する協力を要請し、ようやく金峰町長が計画に対して同意。一日最大取水量を、九万五千立方メートルから七万五千立方メートル（上水道五万五千立方メートル、工業用水道二万立方メートル）に削減し、万之瀬川流域水利用対策協議会に協力要請することになった。五十六年九月には鹿児島県、鹿児島市、同対策協の三者が協定に調印、五十七年二月、「万之瀬川導水事業に関する基本協定書」を締結し、ようやく第十回水道拡張事業の核となる同計画が動き出した。五十八年十二月着工された万之瀬川導水路は、当初予定の六十二年度内完成がずれ込み、平成元年五月に完成。同年六月には加世田市で通水式があり、営業運転に入った。同導水路は加世田市川畑から鹿児島市平川までの全長二十・八キロメートル。トンネル工事での大量出水、地質を固めるための凝固剤注入で工事中断を余儀なくされるなどのトラブルもあり、通水は当初計画より一年三カ月遅れた。総工費は百六十七億円。一日最大七万五千ト（上水道用五万五千ト、工業用水二万ト）を取水、川辺郡川辺町田上岳に設けた調整池までポンプで上げ、さらに八十三億円かけて建設した平川浄水場まで自然流下水として送る。

### 施設の整備

上水道を利用者に給水するための施設として昭和六十三年度末現在で、甲突川の河頭、稲荷川の滝之神に設けられた水源地でそれぞれ十一万立方メートル、四万立方メートルを取水。冷水ほか十九カ所の水源地で地下水五万五千立方メートル、郡元ほか二十一カ所の水源地で地下水三万四千六百立方メートルを取水している。第十回水道拡張事業計画ではさらに表流水から五万立方メートルを取水することになっており、同事業完了時の水源種別では、表流水二十万立方メートル、地下水三万四千六百立方メートル、湧水五万五千四百立方メートルと表流水が三分の二



滝之神浄水場

七六一  
を占める。浄水場は河頭、滝之神の二カ所であり、それぞれ十一万立方メートル、四万立方メートルの処理能力を持つ。有効貯水量七万立方メートルの石井手、三万九千立方メートルの河頭をはじめとする配水池は、総有効貯水量二十三万六千二百三十立方メートル（昭和六十三年度末現在）に達している。また、導水管、

上水道の普及率  
九二・九％

送水管、配水管の総延長は同日現在で千七百九十七キロメートルを超した。

**上水道普及率の向上** 度重なる拡張計画により鹿児島市の上水道普及率は年々向上、昭和四十年に八〇・四％だったのが、四十五年八一・六％、五十年八四・六％と伸び、五十三年には九一・〇％と九〇％の大台に乗った。その後も普及率は徐々に伸びており、五十五年九二・一％、六十年九二・九％まで上昇。六十三年度末現在でも九二・九％となっている。

簡易水道

**簡易水道ほか**

鹿児島市の上水道給水区域外にあり、それぞれの地域の居住者で組織された組合が管理運営に当たっている簡易水道や専用水道、飲料水供給施設は、上水道の普及率が上がるとともに減少する傾

向にあり、おおむね人口百人以上五千人以下を基準としている簡易水道は、昭和六十三年度末現在、小山田町十一、皆与志、犬迫町が各六、伊敷、吉野両町が各三など合計三十三施設となっており、合計二千八百二十一戸、八千四百四十四人に給水している。

また大型団地などで独自の水源を利用、団地内に給水している「専用水道」は、星ヶ峯団地など水源を上水道にあおいでいるものが三施設あり、給水人口は一万五千八百九十八人。西郷団地のように自家水源を持つものが五施設で、給水人口一万九千八百十八人となっている。

#### 飲料水供給施設

簡易水道より規模が小さい集落で、独自の水源を利用している飲料水供給施設は昭和六十三年度末現在、下福元町大久保、犬迫町中組、吉野町三船などに十施設があり、総給水人口は千百三十六人。また上水道が普及していない地域にある学校では「学校水道」が利用されており、昭和六十三年度末現在では皆与志、犬迫、小山田の三小学校となっている。五十七年に着工した第十回拡張事業では、現在上水道が普及している地域の近辺にある簡易水道なども上水道に切り替えていくことにしており、同時に飲料水供給施設十施設も上水道に編入していく計画となっている。

## II 都市計画

#### 新都市計画法

**都市計画の基本理念** 昭和四十三年に施行された新都市計画法は、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」(第一条)ことを目的にうたい、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限の

鹿児島市の  
都市計画

もとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」（第二条）を基本理念として掲げている。

鹿児島市の都市計画は大正十二年に都市計画法法の適用を受け、十四年に都市計画区域を決定してスタート。戦災により市街地の九三%を焼失したが、直ちに復興に取り組み、昭和二十年十二月には戦災復興計画の基本方針を策定。三十四年度までに土地区画整理事業をほぼ完了した。その後は無秩序な市街地化が進んでいる地域や、今後市街化が予想される区域で、道路、公園等を整備、個々の宅地の利用増進を図る「土地区画整理事業」を進める一方、四十六年二月には市街化区域、市街化調整区域の土地利用計画を決定、効率的な公共投資と、農林漁業との調和のとれた土地利用を進めることになった。両区域は五十八年三月、第一回の変更決定が行われている。

土地利用計画の基本となり、土地の合理的利用と暮らしやすい生活環境をつくり出すための用途地域は昭和五年の区域指定が初めて。戦災復興計画の立案に当たつての再検討、谷山市との合併などによる数度の変更を経て昭和四十八年六月、法改正により容積制限等を加えた用途地域の指定があり、同五十八年十二月に第一回の変更があつた。

市街化区域  
及び市街化  
調整区域

市街化区域は、既成市街地とおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、市街化調整区域は、原則として新しい開発行為を禁止し、市街地の無秩序な膨張を抑えるための区域とされている。四十六年の区域区分決定時に比べ、人口の大幅増、大規模団地開発、産業構造の変化など条件が変化したため、五十八年に変更決定した都市計画区域は四十六年に比べ百一十増え二万八千九百四十軒、市街化区域は九百三十二軒増え七千八百六十二軒、市街化調整区域は八百二十一軒減り二万七千七十八軒となっている。

用途地域

用途地域には第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域があり、それぞれ建物の容積率、建ぺい率が定められている。また建築物の種類によって建てられる地域が制限されており、住民がより快適な生活を送る一助となっている。

地域の特性  
に応じた規制

このほか特別の目的から土地利用の増進、環境の保護などを図るため、建物の用途などについて地区の特性に応じた規制が行われる特別用途地区があり、鹿児島市では昭和四十五年十月、与次郎ヶ浜の商業地域内に観光地区百九・六が指定された。しかし、条例制定後起きた石油ショックなどで社会情勢が激変、地元商店街から規制緩和を求める陳情が出され市は六十三年三月、カルチャーセンター、結婚式場、事務所、スポーツ練習場、公衆浴場、社会教育関連施設なども建設できるよう用途指定を緩和。建築物のデザイン、色彩、緑化などの指導を環境整備基準として要綱で定めた。また火災の危険を排除するための防火地域・準防火地域は昭和二十八年の準防火地域指定以来、数度の変更が加えられ、四十三年五月には防火地域三十二が、準防火地域百九十三・一六が指定、現在に至っている。昭和三十八年には約八十五がを駐車場整備地区に指定、駐車場法に基づき制定された「鹿児島市駐車場条例」では、延べ床面積が三千平方メートルを超過する建築物における駐車場の位置等を定めている。さらに緑の保護育成、景観風致の保全を図るため、慈眼寺地区の九十九が、寺山地区の九百十四がを風致地区に指定、港湾としての機能を十分発揮でき、背後地の保護育成を図るため、鹿児島港臨港地区の七十七・九が臨港地区に指定されている。

道路には交通機能を流す機能とともに、目的地に近づくためのアクセス機能、標識、電話ボックス、電柱、ガス管などの地上および地下占有物を設置する収容機能、景観の形成、防災、環境保全などの機能があ

都市計画  
道路

り、鹿児島市では昭和二年、三十二路線、四十五・四<sup>キ</sup>が初めて都市計画道路に指定された。その後、戦災復興事業で大幅な再編成を行い、都市の発展に応じた何度もの追加変更を経て、昭和六十二年三月三十一日現在では、都市計画区域内で国・県・市道合わせて千六百四十二<sup>キ</sup>を計画決定、うち千百三十五・六二<sup>キ</sup>（六九%）が改良済み。市街化区域内では合計百五十六・五八<sup>キ</sup>を計画決定し、うち百十二・六七二<sup>キ</sup>（七二%）が改良済みとなっている。都市計画道路に付属した広場は、JR西鹿児島駅前、同駅裏など七カ所、六・二<sup>ハ</sup>が計画決定されている。

#### 都市計画公園

**公園・緑地** 市民にとってやすらぎと憩い、レクリエーションの場となる公園、緑地は、都市の美観を構成する役割をも持っている。災害が発生した時の避難の場、公害防止の緩衝地帯としても欠かせないものであり、鹿児島市では昭和六十一年四月一日現在で、二百九十一カ所、三百三十七・七二<sup>ハ</sup>を都市計画公園として計画決定、あるいは予定しており、このうち城山、多賀山をはじめ近隣・児童公園など二百八十四カ所、二百五十一・四五<sup>ハ</sup>が開設されている。市民一人当たりの公園面積は、開設済みの分で四・七八<sup>ハ</sup>、開設予定の分まで含めると六・四一<sup>ハ</sup>となる。

#### 吉野公園のオープン

昭和四十年代以降に新たに開設された主な公園を挙げてみると、四十五年五月には吉野町に県立吉野公園がオープン。真正面に桜島、眼下に錦江湾を望む広さ三十・九<sup>ハ</sup>の同公園には四季折々の花が咲き乱れ、お年寄りから子供までの憩いの場、スポーツ、レクリエーションを楽しむ場として市民ばかりでなく、県民全体に親しまれている。四十七年四月、与次郎ヶ浜埋め立て地一帯に誕生した鴨池運動公園には、全天候型のトラックを備えた陸上競技場、ナイターも可能な野球場、全天候型テニスコート、補助競技場などがあり、

近くにある県体育館、武道館、市営プール、市営野球場などと合わせ、県民のスポーツのメッカとなっており、同年の太陽国体ではメイン会場となった。鴨池フェリー港近くの鴨池新町にできた鴨池緑地公園もテニスやサッカー、ラグビー、ソフトボールなどが楽しめるだけでなく、付近に住む市民にとっての朝夕の散策、憩いの場として利用されている。



県立吉野公園

大正五年の民間企業による遊園地開設以来市民に親しまれてきた鴨池動物園は、赤字の解消とより子供の教育に役立つ魅力ある動物園を目指し、施設の整備、拡充を図ることとなり、昭和四十七年をもって閉園、代わって同年十月、平川町に平川動物公園がオープンした。同動物公園は二十九畝の広さを持ち、自然を生かした開放式のゾーンを持つのが大きな特徴。五十九年十月には全国に先駆けてオーストラリアから珍獣コアラが贈られ、二世、三世も次々と誕生、同園で生まれたコアラは平成元年五月二十日までに七匹となっている。また同じ平川町では、吉野公園の一・五倍の広さをもつ錦江湾公園の建設が急ピッチで進んでおり、六十二年七月にはキャンプ場がオープンした。六十一年四月には、市民が海と親しみ、気軽に魚釣りを楽しめる場として、与次郎ヶ浜沖に海づり公園が誕生した。

失われつつある緑を守り、育てていこうと鹿児島市は昭和五十一年、

「緑化推進十カ年計画」を策定、道路、公園、緑地、学校、公共用施設、広場などの緑化や既存の緑、街路樹の維持管理について、具体的な強化策を立てた。それは「グリーンストーム（緑のあらし）作戦」と名付けられ、市民と行政が一体となって緑化を強力に推し進めていくことをうたっている。同作戦が始まって二年後の五十三年に二十九万三千六百六十三本だった市道の街路樹は、六十年には六十五万四千六百二本と二倍以上に達し、作戦が行われた十年間では、実に七十五万九千二十二本が植え込まれた。植えられている樹木を六十一年四月現在で見ると、上木は市木にもなっているクスが圧倒的に多く三九割を占め、クロガネモチ、ホルトノキなどが続いている。下木ではヒドラツツジが四七割と半数近くに達し、ヒノデキシマ、サザンカなども多い。緑化専門誌の六十年度の統計では、鹿児島市の人口千人当たりの樹木数は三十二・九本。福岡、熊本などは追い越すことができたが、神戸の五十四・二、宮崎の五十・八本などと比べるとまだ

## 造続々と団地

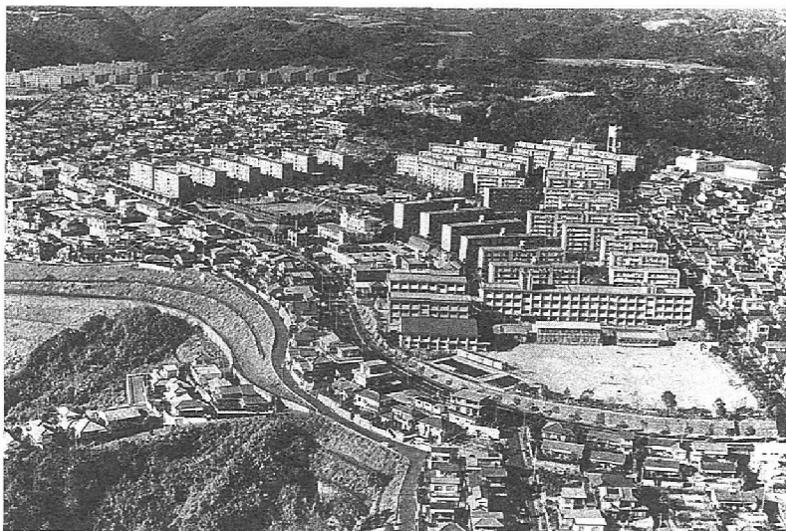


与次郎1丁目のツツジ

低い数字に留まっている。

**市街地開発**

前方に錦江湾が開け、背後には山が迫った鹿児島市は、人口が増えるにつれ、背後の山を削って団地を次々と造成してきた。昭和四十年代に入り、三十一年に着工した紫原団地が完成したが、団地造成の先駆けとなった。以後は四十六年に城山、伊敷の両団地が完成したのをはじめ、五十三年の桜ヶ丘、原良、その後も星ヶ峯ニュータウンな



52年に完成した武岡団地

ど大型団地が雨後のたけのこのように誕生している。なかでも四十二年に着工、四十六年に完成した城山団地は、宅地造成のため、山を削った土砂をパイプで海岸線に運ぶ「水搬工法」を取り入れ、城山団地の造成とともに与次郎ヶ浜を埋め立て、レクリエーションゾーンも誕生した。鹿児島市の団地づくりでは異色の存在として、旧鹿児島空港（鴨池空港）跡地を中心に再開発した「鴨池海浜ニュータウン」の造成があり、四十九年に完成した同地域には現在、高層住宅やビルが建ち並んでいる。昭和六十一年一月には、鹿児島市最後のマンモス団地として伊敷ニュータウンの造成が起工、百三十鈴の山林を切り開き、二千三百戸入居の団地が、平成四年九月の完成を目指して工事が進んでいる。このような旧市街地周辺部への団地造成が進むにつれ、団地部の小中学校は児童・生徒数が急激にふくらむ半面、旧市街地は居住人口が激減するというスプロール現象（虫食い現象）が起こり、比例して小中学

祇園の洲埋  
め立て地誕生

校の児童・生徒数も急速に減少してきた。

また周辺部の山を削つての団地造成ばかりでなく、与次郎ヶ浜のような公有水面埋め立てによる団地造成も相次ぎ、昭和四十年に四号用地二十五号、東開町工業用地九十一・八号が完成したのを皮切りに、四十六年に二号用地、四十七年に三号用地と与次郎ヶ浜、五十二年一号用地B区と祇園之洲、五十四年一号用地A区ができあがった。これらの団地は前述のように与次郎ヶ浜が観光・レクリエーション、上町地区振興のために埋め立てた祇園之洲がレジャーなどに利用されているほかは、もっぱら工業用地として活用されているが、四十八年に一号用地B区への立地が決定した石川島播磨重工業は、造船不況などで立地が遅れたばかりか、造船を主とした当初の計画を大幅に縮小した。また祇園之洲や、二号用地に建設が計画されたにわ都市など平成元年五月末現在では、必ずしも十分に計画が機能しているとは言えない。

上町地区の  
再開発

### 旧市街地の再開発

周辺部に新しい団地が続々と誕生、鹿児島市の市街地が広がる一方で、旧市街地でも再開発による地域振興を図る動きが目立ってきた。とりわけ鹿児島本港の背後地にあたる上町地区は、国鉄鹿児島駅（当時）から同西鹿児島駅に本駅が移ったことで地域が停滞していたところに加え、県農協連が鴨池新町に移転。さらに県庁まで移転の動きがクローズアップされてきたため、住民の危機感は非常に強いものとなっている。同地域については鹿児島県が昭和五十七年、本港区の埋め立て計画を策定、六十一年二月には分散している離島航路を一本化するための埠頭用地、道路用地のほか緑地用地、商業業務用地、文化教育施設用地も含む用途、利用計画を明らかにした。同計画に伴って鹿児島市も市としての鹿児島本港背後地区総合整備構想案をまとめ、①農協連跡地を「鹿児島アーバンポート21」（仮称）として整備②滑川通りの

## 西鹿兒島駅 地区の整備

市場通り化③市役所前大通りの公園化④いづろ通りを広い並木道にし、天文館のにぎわいを海岸線まで延長などを計画している。整備の中核となる農協連跡地再開発事業「鹿兒島アーバンポート21」の起工式は六十二年十月、小川町の現地であり、地上十五階建ての住宅館を建設する。グルメ・スポーツ館や四百八十台分の駐車スペースを備えた市場館なども建設する。市場館にはホームセンターが中核店舗として入ることになっている。

上町地区の振興と同時に急がれているのが、JR西鹿兒島駅地区の整備。鹿兒島市は昭和六十年三月、新幹線の乗り入れを前提とした「西鹿兒島駅地区総合整備構想」を策定、街づくりの基本方針を示した。同構想の柱となっている駅舎・駅ビル問題は国鉄の民営化で宙に浮いたうえ、整備新幹線の着工順位で鹿兒島ルートが四位となったことによる影響が懸念されている。こうしたなか、地元の商店街などを中心に独自の再開発計画を立てる動きも目立っており、六十年七月には西鹿兒島駅東口地区十番ブロック市街地再開発研究協議会が発足。翌六十一年一月には、再開発をより具体的に検討するため十番街区市街地再開発準備組合を結成した。同年六月には、同駅南部の一番街など四通り会が、西駅南部地区商店街再開発連絡協議会をつくり、六十三年三月、地下二階、地上十六階のビル二棟、延べ面積約十三万五千方メートルを建設する「西駅地区商店街振興計画」を作成した。このうち十番街の約三万平方メートルを再開発するため六十一年九月には「鹿兒島都市計画高度利用地区の決定」、同年十月には「同第一種市街地再開発事業の決定」がなされた。平成元年二月には準備組合が臨時総会を開き、地上九階、地下一階の商業ビルを建設、核テナントとして大手スーパーの誘致を決定した。

谷山地区の  
再開発

一方、昭和六十一年十二月には西鹿児島駅周辺環境整備事業の起工式があり、東口駅舎の南側に待合所を新設。同時に鹿児島市が駅の東西を結ぶ自由通路を建設した。

鹿児島市街地再開発のもう一つの柱になっているのが十二万人を超すまでになった人口を抱えている谷山地区の再開発である。市は六十二年十一月、同地区の将来の街づくりの基本となる「谷山副都心構想素案」を公表。市谷山支所、JR谷山駅、JR指宿枕崎線を中心に副都心ゾーンを形成、JR新駅やバスターミナル、駐車場などの交通拠点を設け、六十三年三月に着工した谷山サザンホール（平成元年九月完成）を核にした公共施設整備、アーケード建設などによる商店街の近代化に取り組むことにしている。

戦災復興土  
地区画整理

**土地区画整理事業** 鹿児島市街地は、新しい団地の造成という形で、次第に周辺部へと拡大していったが、公園や道路、緑地などを計画的に整備した大型団地ばかりでなく、団地内外の住環境などへの配慮が十分でないミニ団地の造成も相次いだ。また、従来からの居住地域でも、住宅が混みあい、道路が狭くて火災などの緊急時に不安の残る地域があった。こうした地域の住環境整備を目的としているのが土地区画整理事業である。鹿児島市では都市計画に基づく事業の促進と向上発展に寄与するため昭和四十六年三月、土地区画整理協会を設立。戦災復興地区として昭和五十六年十月までに、城南、中央、上町、中洲、天保山、上荒田、下荒田、鴨池、武、中郡、城西、草牟田、宇宿の十三工区、合計一千万平方メートル余を、減歩率二五％で終了した。

脇田地区土  
地区画整理

幅六メートルと狭かった国道二二五号を移設、幅を二十五メートルに拡張するとともに市街地を高度利用するため、三十五年五月に計画決定された脇田地区土地区画整理事業は事業費三億五千三百万円を投入、四十年

第16表 土地区画整理事業一覧

昭和62年3月31日現在

地区名	施行者	都市計画 決定年月日		事業計画 決定年月日		換地処分 年月日	面積 (ha)	減歩率		総事業費 (百万円)	整備状況		
		(当初 最終)	(当初 最終)	(当初 最終)	(当初 最終)			公共 (%)	合算 (%)		施行済	施行中	計画中
戦災復興地区	市長	昭21. 5. 4 48. 9. 19	昭21. 9. 3 56. 7. 9	昭38. 9. 10 56. 10. 14	1043. 9	17. 6	17. 7	1, 929	○				
脇田地区	市	35. 1. 27	35. 8. 1 48. 1. 8	48. 3. 3	50. 5	19. 0	20. 0	353	○				
柴原地区	"	35. 1. 16 44. 5. 14	36. 3. 29 50. 3. 17	50. 8. 27	145. 7	15. 0	24. 0	756	○				
谷山塩屋地区	"	38. 7. 2 40. 2. 13	38. 8. 19 56. 7. 24		19. 4	20. 0	21. 0	154	○				
笹貫地区	"	40. 2. 13 43. 3. 19	40. 5. 7 58. 1. 21		28. 1	23. 6	25. 3	262	○				
武・田上地区	"	41. 8. 27 51. 1. 28	42. 4. 26 55. 3. 3		63. 9	23. 8	23. 8	6, 575	○				
桜川地区	"	44. 5. 14 49. 3. 11	45. 1. 5 61. 3. 29		63. 2	21. 8	22. 3	4, 179	○				
小松原地区	"	42. 2. 14 47. 12. 11	45. 6. 25 61. 8. 13		42. 5	19. 6	20. 2	2, 154	○				
谷山第一地区	"	49. 3. 11	53. 12. 25 61. 3. 26		127. 0	20. 4	20. 4	17, 546		○			
桜川第二地区	"	58. 11. 11	59. 3. 28		32. 7	24. 8	37. 1	6, 200		○			
原良地区	"	37. 2. 28			74. 4						○		
吉野地区	"	62. 2. 4			114. 2						○		
坂元地区	個人		43. 3. 27	43. 7. 10	15. 2	12. 1	12. 1	221	○				
武岡地区	"		46. 11. 24 52. 12. 10	53. 1. 14	78. 3	42. 4	42. 4	5, 096	○				
池田地区	組合		43. 6. 24	45. 2. 13	18. 8	28. 7	60. 0	296	○				
魚見ヶ原地区	"		48. 4. 26 51. 3. 31	51. 11. 29	26. 8	16. 5	40. 5	1, 080	○				
中山地区	"		49. 7. 24 53. 6. 30	53. 8. 25	139. 8	28. 6	62. 7	15, 976	○				
梶原迫地区	"		53. 11. 6 57. 8. 13	57. 10. 6	19. 3	34. 9	67. 6	2, 400	○				
医学部前地区	"		56. 12. 4 60. 9. 27	59. 7. 27	8. 8	36. 9	62. 0	1, 764	○				
伊敷地区	"		58. 12. 27 60. 3. 19		129. 6	40. 5	81. 5	26, 200		○			
計					2242. 1				1764. 2	289. 3	188. 6		

までに総面積五十万平方メートルの工事を完了。四十六年度に仮清算、四十八年三月三日に換地処分を行い、五十四年度に全事業を完了した。

もともと農地であった地域を、住宅難解消のために開発した紫原地区は、三十五年度から四十二年度にかけ区画整理を実施する計画だった。しかし住民の反対により三十五年度の着工は見送られ、三十五年十月に設計認可を得て三十六年三月には知事の事業計画認可がおりた。そのうえで区域の一部を市が買収、減歩率を緩和して地区民の協力を得、三十七年度から本格的に事業に着手。四十一年度に工事は完了した。また四十年から、地区民待望の市道溜池線立体交差工事に着手、総事業費一億五千五百万円の都市計画事業費を投入し、四十二年度に完成させた。紫原地区の土地区画整理事業は五十年八月二十七日に換地処分を実施、五十九年度にはほとんどの事業を完了した。

谷山塩屋地区土地区画整理事業は臨海工業地帯の背後地としての市街地発展を図るとともに、国道二二五号をつけ替えるため、三十八年八月に計画決定し実施。一億二千万円をかけて四十年度に工事はほぼ終了した。総面積十九万四千平方メートルのうち公共用地が二九・七%を占め、減歩率二二%だった。

排水等の不良を改善、宅地の利用増進を図るとともに、主要地方道・谷山伊作線のバイパス建設を狙った笹貫地区土地区画整理事業は、四十年度の着工から、四十三年度に工事が概成するまで総事業費二億六千二百万円余りを投入。総面積二十八万一千平方メートルを区画整理し、公共用地を二八・六%確保、減歩率二五%だった。

小松原地区  
土地区画整理

四十五年六月に計画決定した小松原地区土地区画整理事業は①製材団地の操業、臨海工業地帯の造成に伴

谷山塩屋地  
区土地区画  
整理

笹貫地区土  
地区画整理

い、都市計画道路の小松原―山田線、上塩屋―東開線と国道225号、県道新川―和田線の連絡強化を図る②地区内の公共施設改善と環境整備を図る―が目的。総事業費は二十一億五千四百万円でそのうち八百一戸の建物移転、一万千六百餘に上る街路の築造、千五百餘の水路建設など国庫補助による事業分は五十三年度で終了した。

武・田上地区土地整理

四十二年四月に計画決定された武・田上地区土地区画整理事業は基本事業費として六十五億七千五百万円を投入、五十五年をもつて工事を終えた。同事業では街路、水路、公園などの公共施設整備、五本の幹線道路拡幅・新設などを図るため二千三百三十五戸の建物移転、千五百餘に及ぶ街路をつくり、二千二百餘に近い水路もつくった。

桜川地区土地区画整理

市道小松原―山田線の新設、国道225号線のバイパス建設などに併せ、地区内の公共施設改善、住環境整備などを狙った桜川地区土地区画整理事業は四十五年一月に計画決定され、六十年までに総事業費四十一億二千二百万円余りをかけて千七十五戸の建物移転したり、街路二万餘、水路千五百餘を建設するなど工事をほぼ終了した。

谷山第一地区、桜川第二地区の土地区画整理

また土地区画整理事業が現在進行中のものとして、谷山第一地区、桜川第二地区がある。鹿児島臨海工業地帯の背後に位置、住宅地としての地理的好条件を備えているため、人口が著増、無秩序な宅地化が進みつつあった谷山第一地区の場合、都市計画街路九路線をはじめとする公共施設の改善、住宅地としての環境整備を促進しようと五十三年十二月に計画決定、六十二年度末現在、事業費約百五億九千三百万円を投入して総面積(百二十七万平方尺)のおよそ七割を仮換地指定、全体の約五二%に当たる千百三十一戸の建物移

転、三九%ほどに当たる十五<sup>キ</sup>強の街路を造つた。

桜川第二地区の場合、五十八年十一月に計画決定、五十九年三月に事業計画が認可された。総事業費六十二億円をかけ、総面積三十三万平方<sup>リ</sup>弱の地域を区画整理。都市計画道路を含む道路、公園その他の公共施設を整備、宅地としての利用増進を図るもので、施行前にはわずか六・八九%しかなかった公共用地を、三〇%にまで高める計画。

#### 原良地区土 地区画整理

このほか鹿児島市では、原良、吉野の二地区で土地区画整理事業実施の計画が進められているが、地元住民の間に根強い反対意見があり、難航している。このうち原良地区土地区画整理事業（七十四・四<sup>ハ</sup>）は、三十七年に都市計画決定を受けたが、反対で宙に浮いた。このため市は対象地域を三つに分け、賛成が多かつた永吉地域の三十六・九<sup>ハ</sup>を「原良第一地区」として計画を進め、六十三年九月に事業計画を決定、告示した。同年一月現在の土地所有者は九百三十一人となっており、移転対象は千二百棟。総事業費百四億二千八百万円を見込んでいる。同地域では「減価補償金制度」を導入、当初見込まれていた減歩率二〇・〇五%を一八・七七%にまで引き下げる。

#### 吉野地区土 地区画整理

〈ミニ開発〉による急速な宅地化が進む吉野地区の対象は、吉野中学校以北の吉野、川上、下田三町にまたがる百十四・二<sup>ハ</sup>。都市計画道路館之馬場通線の拡幅整備をはじめとする公共用地の確保などが急務となっており、六十二年二月に都市計画決定されたが、住民の反対は根強く、六十三年度末現在、事業は足踏み状態となっている。

#### 住居表示

従来の住居表示はほとんど土地の地番を使用。土地が次第に細分化されたり、合併することに

住居表示整  
備実験都市  
への指定

第17表 住居表示施行状況

昭和62年3月31日現在

年度	住居表示実施区域			経 費 (千円)	備	考
	面積(km)	人口(人)	世帯数			
昭38	1.98	19,837	9,758	1,140	城南地区	西千石町・加治屋町・他15町
40	1.78	18,363	5,793	2,042	中央地区	小川町・名山町 他3町
42	0.57	6,942	2,254	2,696	上町地区南部	上本町・大竜町 他3町
43	2.28	18,894	6,067	2,145	上町地区北部	長田町・下竜尾町 他5町
44	1.30	12,235	3,739	2,531	真砂・新川地区	真砂町・真砂本町・三和町
45	2.16	13,043	3,565	2,386	紫原地区	紫原一丁目～七丁目 他2町
46	0.75	13,537	4,758	2,506	高麗・上荒田地区	高麗町・荒田一丁目 荒田二丁目
47	2.04	10,845	3,297	3,569	南港地区	南郡元町・東郡元町 他4町
48	1.12	13,708	4,694	5,335	下荒田・天保山地区	下荒田一丁目～四丁目 天保山町
49	1.80	10,521	3,972	7,268	郡元・鴨池地区	鴨池一丁目・二丁目 他4町
50	0.53	7,676	2,947	9,310	武・西田地区	武一丁目・二丁目 西田二丁目・三丁目
51	3.78	21,422	7,351	9,943	新照院、草牟田、城西、与次郎ヶ浜、鴨池ニュータウン	新照院町・草牟田一丁目・二丁目 他11町
52	1.80	17,142	4,774	8,630	伊敷・緑ヶ丘団地地区	西伊敷一丁目～七丁目他3町
53	1.64	12,778	4,306	5,450	玉里団地地区、笹貫・谷山増屋地区	玉里団地一丁目～三丁目 他3町
54	1.52	16,874	5,112	7,850	原良団地地区(原良団地、永吉団地、武岡ハイランド)	明和一丁目～五丁目 武岡四丁目～五丁目
55	1.74	12,906	4,381	10,250	西郷団地・武・西田地区、小松原地区	西陵一丁目～四丁目 他6町
56	0.47	3,305	1,134	3,000	桜川・梶原追地区	東谷山一丁目～三丁目 紫原四丁目
57	1.02	3,602	1,347	4,200	冷水・玉里地区	冷水町・玉里町
58	0.88	6,287	2,152	6,950	上之原団地・辻ヶ丘団地・備馬楽団地地区	東坂元一丁目～二丁目他2町
59	0.70	5,400	1,300	5,150	慈眼寺団地地区	錦江台一丁目～三丁目
60	2.03	16,500	5,200	16,410	坂元本町・東田上・田上団地地区	坂元町・田上一丁目～四丁目 田上台一丁目～四丁目
61	0.45	4,500	1,500	5,100	大明ヶ丘団地地区	大明丘一丁目～三丁目
62～65 (計4画)	7.06	36,800	11,200			
合計	39.40	302,917	100,601	123,861		

より、住居の位置がわかりにくいなど日常生活に不便を来すことが少なくなかった。この不便を解消しようとして実施されたのが住居表示であり、鹿児島市は昭和三十七年、自治省から「住居表示整備実験都市」の指定を受けた。これを受け、同年九月、既成市街地を中心に実験区域その他の全体計画を立案、同年に城南地区が西千石、加治屋ほか十五町に生まれ変わったのをはじめとして、四十年には中央地区が小川、名山ほか三町に、四十二年には上町地区南部が上本町、大竜町などに表示を変えた。その後も四十三年に上町地区北部、四十四年に真砂・新川地区、四十五年には紫原地区、四十六年に高麗・上荒田地区、四十七年に南港地区の計八地区の新任居表示を実施した。

計画面積の  
拡大

四十八年にはその後開発された住宅団地を追加。計画面積は当初の三十四・三平方キロから、三十八・八九平方キロに修正され、六十年には区画整理事業区域予定地区を含め六十九・三〇一平方キロに再修正された。この間、四十八年には下荒田・天保山地区、四十九年郡元・鴨池地区、五十年武・西田地区、五十一年新照院・草牟田・城西・与次郎ヶ浜・鴨池ニュータウン地区、五十二年伊敷・緑ヶ丘地区、五十三年玉里団地・笹貫・谷山塩屋地区、五十四年原良団地地区、五十五年西郷団地・武・西田・小松原地区、五十六年桜川・梶原迫地区、五十七年冷水・玉里地区、五十八年上之原団地・辻ヶ丘団地・催馬楽団地地区、五十九年慈眼寺地区、六十年坂元本町・東田上・田上団地地区・六十一年大明ヶ丘団地地区と次々に実施された。

都市景観の  
整備

昭和六十三年五月、建設省の都市景観モデル都市に指定された鹿児島市は、評判の悪かったクモの巣状の市電の架線を取り払い、センターポール化する事業に着手、平成元年度までに高見橋から鹿児島駅前までの区間の工事を進めている。また「歴史と文化の道整備事業」として市立美術館から県立博物館までの歩道に

せせらぎを造り、街路灯もガス灯風に整備・増設した。照国神社前でも、中央公園横の歩道を拡張、いすを設置するなど市民の憩いの場としての機能を持たせている。

### Ⅲ 住宅対策

住宅不足への対処

**住宅供給** 鹿児島市の住宅不足数は昭和四十一年度末現在で、約三万九千戸と推定されていた。急激な人口の集中、核家族化の進行によるこうした住宅不足に対処するため市は、市営住宅の建設を急ぐ一方、昭和二十六年に設立した市住宅協会（四十一年に市住宅公社と改称）による分譲住宅の建設、宅地の造成を促進してきた。そして昭和五十二年に出された「鹿児島市基本計画（人間とまちの復権をめざして）」では住宅対策について「量的には一世帯一住宅を達成したものの、老朽化、狭小過密などの住宅難世帯はなおかなりのウエートを占めているが、市域内での宅地取得は困難になる」と分析、市街地再開発と公的住宅の市街地分散建設、質的改良を進め、昭和六十年をめどに一人一室、一世帯一共用室の居住水準の確保―を施策の一つとして掲げた。しかし、その目標年度を二年残した昭和五十八年十月一日現在の住宅統計調査では最低居住水準未済世帯数はなお約二万七千世帯あると推定されている。

市営住宅と  
県営住宅

鹿児島市における居住水準の向上を全体としてみると民間活力に負うところ大であるが、市も基本計画でうたっているように最低居住水準未済世帯への住宅供給と老朽化・狭小化した住宅の建て替えを主眼に市営住宅の年次的な建設に取り組んできた。市営住宅は四十二年三月末日現在の総数は第一種住宅八百六十七戸、第二種住宅千八百七十七戸、第三種住宅二百一十一戸、改良住宅三十二戸となっており、一方、県営住宅

第18表 公的住宅の建築状況

区分 年度	市 営 住 宅	県 営 住 宅 (市域分)	市 住 宅 公 社	県 住 宅 供 給 公 社 (分譲住宅)
40	310戸	111戸	65戸	
41	240	110	50	165
42	262	182	110	45
43	319	110	91	132
44	312	148	60	75
45	312	170	81	87
46	404	290	40	163
47	450	330	90	345
48	372	320	51	257
49	360	230	55	174
50	412	220	55	110
51	462	74	72	137
52	462	180	87	52
53	480	140	73	71
54	480	100	71	124
55	440	100	91	127
56	440	100	20	117
57	435	80	16	26
58	427	60	21	14
59	390	110	7	2
60	350	118	1	7
61	380	188	3	12

れ、五十三、五十四年度には年間四百八十戸とピークに達した。この結果、六十年(四月一日現在)では市営住宅八千九百五十三戸、県営住宅三千五百五十六戸となっている。昭和六十一年度からはさらに住宅事情を改善するため、第五期五カ年計画に入っている。

市住宅公社

また市住宅公社は、市街地へのビル建設とともに、日当平、武岡、星ヶ峯などの団地に一戸建て住宅を建

も六百四十戸が建設されていた。その後の建設状況は第一八表のとおりで、四十五年度までに市営住宅が四千三百戸、県営住宅が千二百五十戸に達した。市営住宅の建設のピッチは、その後も衰えず、ほぼ年四百戸以上のペースで進めら



桜ヶ丘の県営住宅

設、その状況は第一八表の通りとなっている。

市内の住宅不足緩和を目標してできた市住宅公社に対し、県内の住宅難緩和を図ろうと、昭和三十八年につくられた鹿児島県住宅公社（四十年に鹿児島県住宅供給公社と改称）は、四十一年度、希望ヶ丘団地に百五戸、吉野町大明ヶ丘団地に四十戸の勤労者住宅を建設・分譲したのをはじめとして、第一八表のように分譲住宅を建設してきたが、五十七年度以降は建設戸数がグンと落ちた。同公社はこのほか市街地住宅を四十三年度に七十三戸、四十六年度に百十戸、四十八年度に九十九戸、五十年度に百七十二戸、五十一年度に百三戸、五十二年度に十六戸、五十三年度に百七戸、五十九年度に四十八戸、六十一年度に二十四戸それぞれ建設。四十一年度からほぼ毎年宅地分譲も行ってきた。

南九州の中核都市としての鹿児島市の都市機能整備を進められた。昭和四十年五月、鹿児島県と鹿児島市、谷山市によって設立された鹿児島開発事業団は、県、鹿児島市から委託された事業計画に従って事業を行っており、県からの委託分として鹿児島臨海一号用地四百三十畝、二号用地二百六十六・二畝、三号用地五十三・五畝の造成・処分を進めてきた。市から委託を受けた主なものとしては、大明ヶ丘団地、城山団地、伊敷団地、星ヶ峯ニュータウン、大峯団地、祇園之洲埋め立て

地、与次郎ヶ浜埋め立て地の建設などがある。

持ち家五割  
超す

### 鹿児島市の住宅概況

住宅統計調査によると昭和五十八年十月一日現在、鹿児島市内にある住宅は十七万二千二百六十戸となっており、十七万二千八百五十世帯、五十万五千六十人が居住、一戸当たり一・〇一世帯、二・九人とほぼ一世帯一戸の割合となっている。持ち家、借家別では持ち家の比率が五〇・三%と五割を超した。同じデータを昭和四十三年十月一日現在で見ると、住宅総数は十万九百四十戸で、一戸当たりの世帯数は一・〇三となり、持ち家比率は四九・八%。昭和五十三年十月一日現在では、住宅の総数が十五万六千三百戸で、一戸当たり世帯数一・〇一、持ち家比率五〇・〇%弱となっている。

三十六年以  
降建設急ビ  
ツチ

また五十八年の住宅総数十七万二千二百六十戸の九三・三%に当たる十五万九千七百三十戸が専用住宅で、あとは店舗その他との併用住宅一万千三百七十戸、農林漁業併用住宅百六十戸となっている。構造別では二六・七%の四万五千六百九十戸が木造、四五・八%の七万八千四百七十戸が防火木造、二七・八%の四万七千百戸が非木造。住宅を建てた時期は、終戦前が三・〇%の五千二百二十戸、終戦から昭和三十五年まで一四・六%の二万五千十戸。三十六年～四十五年二五・六%の四万三千八百五十戸、四十六年～五十年二三・八%の四万八千十戸、五十一年～五十五年二三・三%の三万九千九百三十戸、五十六年から五十八年九月が九・四%の一万六千六十一戸となっており、三十六年以降建設が急ピッチで進んだことがうかがえる。一住宅当たりの居住室数三・九八室、畳数二十一・三二畳、延べ面積六五・九四平方メートル、一室当たり人員〇・七三人も、昭和四十三年の三・一一室、十五・一五畳、四十九・〇五平方メートル、一・一三人と比べてみると、一住宅当たり居住室数は多く、広さも広がっていることがわかる。新設住宅の着工戸数を利用関係別にみ

## 進む高層化



鴨池ニュータウンの高層住宅群

てみると、昭和五十八年度には八千三百六十九戸のうち持ち家が二千五百八十一戸と、三〇・八%を占めたのに対し、貸家は五千百八十九戸の六二・〇%にもものぼり、あとは給与住宅百九十八戸、その他四百一戸だった。しかしその後、持ち家の比率が高まる傾向にあり、昭和六十一年度では、持ち家が二千九百十三戸と総着工戸数八千七戸の三六・四%にまで比率が高まったのに対し、貸家は四千五百四十一戸の五六・七%とウエートが小さくなっている。

市内の四階建て以上の高層建築物は昭和四十年に二百七十二棟あった。これが四十五年に七百十六棟となり、五十年千四百八十六棟、五十五年二千六百九十二棟と鰻のぼりに急増。六十年には三千四百九十棟にも達し、さらに六十二年では三千八百二十二棟となった。高層建築物の内訳をみると、昭和四十年にゼロだった十一階以上の建築物が四十三年に初めて現れ、四十六年に二棟目が建った後はグングン増え始め、五十年には十棟、五十五年三十九棟、六十年五十棟と市内に高層ビルがニョキニョキと建つていく様子がうかがえる。

建築への指  
導と違反の  
摘発

住宅の建設戸数が急増、総数が増えるにつれ、土地の用途に従った建築、防災など行政面からの監督・指導も重要になってきた。建築基準法は昭和二十五年に制定されていたが、こうした社会情勢の変化、建築技

術の長足の進歩などにより、実情とそぐわない面が出てきた。このため昭和四十五年六月一日に一部を改正、鹿児島市も建設部に建築指導課を新設し、それまで県が行っていた建設確認事務などを行っている。昭和六十二年度には三十四件の建築許可申請（うち仮使用承認申請が七件）、五千六百二十一件の建築物等確認申請（うち計画通知百七十六件）など合計一万七千七百三十三件の建築許可・確認申請などがあつた。一方、建築パトロールなどによる違反工事の早期発見や、現場指導にも努めており、昭和六十二年度には建築基準法の第六条違反（手続き違反）を六十六件摘発、すべて処分または是正完了した。このほかでは同法第五十三条（建ぺい率違反）で十二件摘発、十一件を処分または是正完了、同法第五十六条（道路幅員と建物の高さの関係）で一件摘発し、処分または是正完了、その他で七十五件摘発し、六十一件を処分または是正完了となっている。

#### IV 港 湾・空 港

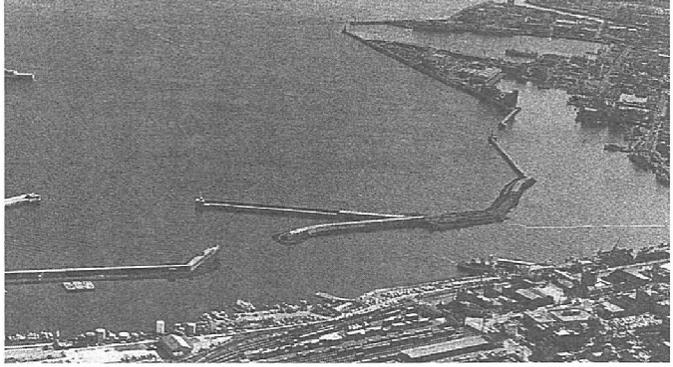
鹿児島港の概要

**港湾** 鹿児島港は明治、大正、昭和と何回となく改修、整備を繰り返してきた。昭和六十三年末現在の姿は、本港区、新港区、鴨池港区、南港区、木材港区、谷山一区、谷山二区、浜平川港区の八港区に分かれ、南北の距離は二十キロにも及ぶ。県都・鹿児島市の「海の玄関口」として鹿児島湾内の連絡航路、県内離島航路、県外航路、外国観光船の寄港地となっており、外国との貿易、県内外との物流の拠点としても各港がそれぞれ重要な機能を持っている。

本港区

本港区は四十五年十一月にB物揚げ場と名山栈橋を撤去、B岸壁に着工、翌四十六年三月には水深五・五

## 新港区



鹿児島本港（手前）と新港

、延長百八十メートルが完成した。同港区はB岸壁のほか、水深七・九メートル、延長百十メートルのC岸壁など水深五・五メートル以上の岸壁五バース、水深五メートルの桜島突堤、漁港区になっているN岸壁があり、湾内航路、種子島、屋久島、三島、十島などへの客・貨物の発着基地としての役割を持っている。

新港区は三十四年に建設に着手、三十七年までに南防波堤三百五十二メートルが完成した。四十年には水深七・五メートル、延長百二十五メートルの北岸一岸壁、水深五・五メートル、延長百六十メートルの二号岸壁、三号岸壁が完成。四十二年三月に水深九メートル、延長百六十五メートルの五号岸壁、水深七・五メートル、延長二百六十メートルの六号岸壁などが相次いで完成し、上屋などの陸上施設も次々とでき上がるに伴い、四十三年五月には沖繩航路、四十七年十一月には大島航路が、岸壁、物揚げ場がふくそうするなど過密状態になっていた本港区から移転してきた。現在では奄美、沖縄、阪神への客・貨物の発着基地となっている。

鴨池港区ほか

五十年三月にフェリー就航機能施設を完成した鴨池港区には大隅半島へのカーフェリーが発着する。残り五港のうちヨットハーバーとしてレクリエーション基地の役割を果たしている浜平川港区以外は貨物の集散拠点として重要な機能を持っており、南港区には砂利、くず鉄、石油等のバラ貨物、木材港区には南洋、北

洋からの木材が入ってくる。四十七年五月に開港した谷山一区には水深十二メートル、延長二百五十メートルの北埠頭などが続々完成、外国からの穀物、資材、チップ、マトン等の原料が入り、二号用地の貨物基地としての役割も大きい。五十一年十二月開港の谷山二区にも国内外の貨物が集まり、工業用地の貨物港としての機能があらはか、大型カーフェリーの基地ともなっている。

本港区再開  
発計画

しかし離島航路が本港、新港とバラバラになっていたり、港湾施設の老朽化が目立つなどしてきたため、平成四年度一部供用開始を目標にした「鹿児島本港区再開発計画」が策定されており、①離島航路の本港区への集約②老朽化による港湾機能の低下に対処、同時に背後地域の振興を図るため既存の埠頭を再開発するとともに、港湾用地、都市再開発用地等の確保③貨物が背後地域へ円滑に流通するよう埠頭と幹線道路を結ぶ臨港道路の整備④市民や港湾で働く人たちの憩いの場、レクリエーションの場としての役割も併せ持つ快適な港湾環境を創造するための緑地の整備――を基本方針とした。そのうえで一万ト（総トン）級岸壁を二バス、五千ト（総トン）級岸壁を四バス、二千ト（重量トン）級岸壁を四バス建設する。さらに桜島フェリー用として七百ト（総トン）級岸壁三バス予定しており、港湾管理、防災などに従事する官公庁の船を収容するための小型船溜りも造ることになっている。

港湾環境の  
確保

このほかの施設としては、港を利用する船舶に給油するための燃料専門の棧橋として七百ト（重量トン）級二バスを計画。けい留施設に対応して船舶が安全に停泊・操船できるための泊地を確保、船舶の安全を図るため、百七十五メートルの浜町防波堤、七百メートルの東防波堤、同じく七百メートルの南防波堤を建設することになっている。また背後地との有機的結合を図るため四車線の臨港道路、快適な環境を確保するための緑地約五万を

鴨池空港の  
閉鎖と新鹿  
児島空港の  
オープン

造る計画である。こうした県の鹿児島本港改修計画に連動して鹿児島市は市役所前大通りの公園化（仮称・市役所前大通り公園）などを実施することになっている。

施設の  
拡充・整備

**空港** 昭和二十八年に認可を受けた鹿児島飛行場は三十一年第二種空港に指定され、三十九年度から四十二年度にかけて滑走路拡張工事も実施してきたが、急増する航空輸送需要、航空機の大型化、ジェット化に対応するため大型空港の建設が急務となり、四十三年六月、県大型空港建設推進協議会は候補地に始良郡溝辺町の十三塚原を決定した。そして翌四十四年十月一日には建設に着手。四十七年三月三十一日には鴨池空港（旧鹿児島空港）を閉鎖、同年四月一日、標高二七一・六メートルの台地に、敷地百四十七万平方メートル、滑走路二千五百メートルの新鹿児島空港がオープンした。以後は定期船、国鉄（現JR）の利用者が減少ないし足踏みの傾向を見せているのとは逆に輸送量は増大する一方。四十七年六月に鹿児島―香港間の定期航空路が開設されたのを皮切りに国際線も開設され、鴨池空港最後の年になる四十六年に百四十八万三千七百六十一人だった乗降客が、五十四年には四百九万四千四百九十人と四百万人台を突破した。航空需要の急増に対処するため、鹿児島空港は五十五年十月、滑走路を三千メートルに延長、航空機の大型化に対する備えを十分にし、国際線の利用増に対しては新空港ビルを建設するなど施設の整備、拡充を続けている。

## V その他の土木事業

道路事情の  
悪化

### 道路網の整備

鹿児島市内に籍を置く自動車の台数は昭和四十一年に五万七千四百三十六台だったが、六十一年には乗用車、乗合用、貨物、特殊車合わせて十六万五千四百四十台と三倍近くに増加。軽自動車、二輪

## 道路の舗装率

の小型、小型特殊、原動機付き合わせて十三万三千五百七台を加えると、二十九万四千四十七台と五倍以上に達している。自動車の急増に合わせ市内の道路事情は年々悪化の一途をたどり、市内各幹線道路では至る所で渋滞がみられるようになってきた。こうした状況を改善するため鹿児島市では道路や橋梁などの改修が進められており、市内を走る道路のうち国道は、六十二年四月一日現在の実延長六十七・四一キロメートルが完全舗装となっており、県道も百三十三・四六キロメートルの舗装率が九七・二%に達している。市道は千五百四十四・八五キロメートルのうち舗装は千六十九・二一キロメートルで、舗装率は六九・二%となっており、四十一年三月三十一日現在の六・六%に比べ、十倍以上に伸びている。六十二年四月一日現在では、舗装のうちコンクリートによる高級舗装は延長八十・五〇キロメートルで五・二%、アスファルトの簡易舗装九百八十八・七一キロメートルで六四・〇%、防塵舗装四百四十八・七キロメートルで二九・〇%となっている。

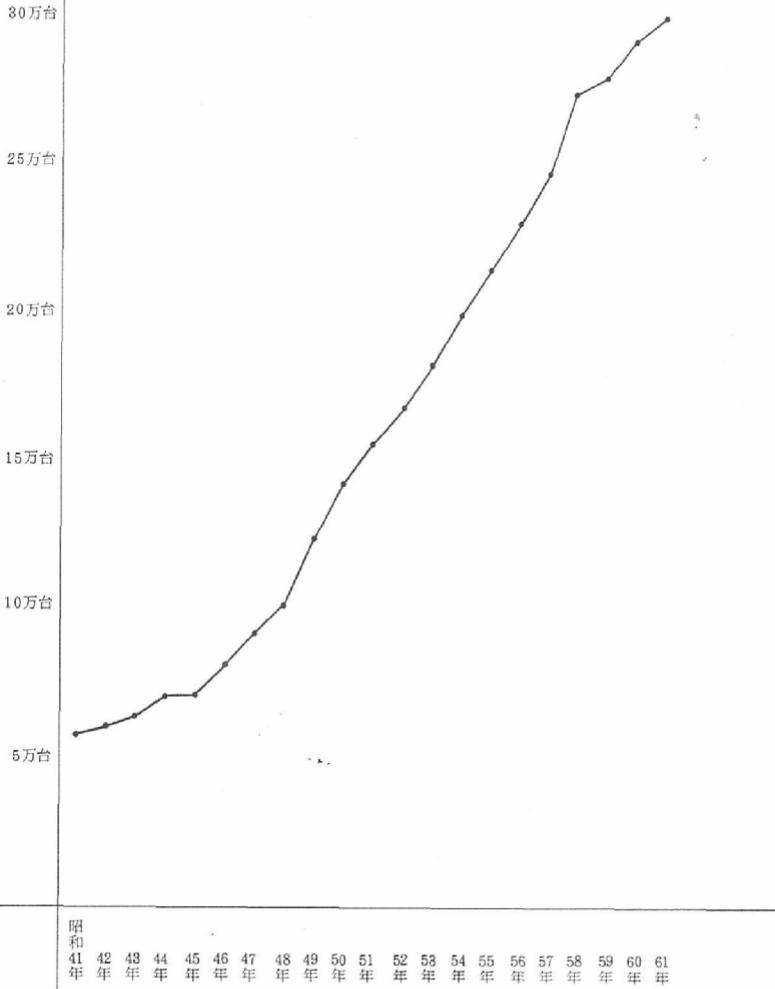
## 道路延長の伸びと幅員の拡大

市道の幅員による内訳をみると二十五メートル以上が二二三・六一キロメートル、十六〜二十五メートル未満が四十四・四二二キロメートル、九〜十六メートル未満が百六十八・三九キロメートル、六〜九メートル未満が四百二十・三七キロメートル、四〜七メートル未満が五百四十五・〇五キロメートル、四メートル未満が三百四十四・〇一キロメートルの総実延長千五百四十五・八五キロメートルとなっており、四十一年の二十メートル以上二十・三六キロメートル、七・五メートル以上百・〇四キロメートル、五・五メートル以上百六十・四一キロメートル、四・五メートル以上四十五・五三キロメートル、三・五メートル以上百九十六・九〇キロメートル、三・五メートル未満四百三十五・〇八キロメートルの総実延長七百六十一・四二キロメートルと幅員の基準は違うものの、道路の実延長の伸びとともに幅の広がっているのがわかる。

## 歩道カット

特に四十六年度からいづろく西鹿児島駅前千三百七十メートルの歩道を二・五メートルずつカット、車道を十・五メートルの完全三車線に拡幅するなどの歩道カットが行われ「車社会」に対応。鹿児島市街地に通じる国道10号線の

第19表 鹿児島市内在籍自動車台数



国道一〇号  
の改良

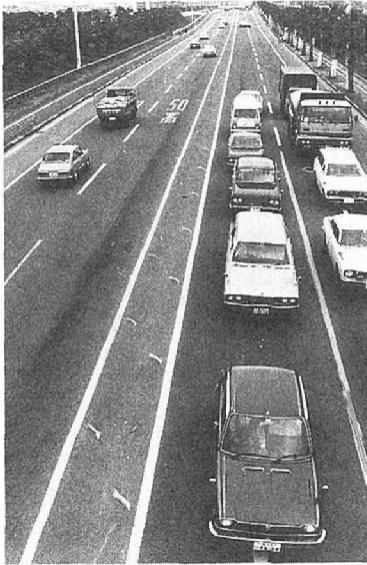
市電の廃止

渋滞解消のため始良郡始良町脇元から鹿児島市吉野町花倉までの道路の拡幅が年次的に進んでいる。吉野町花倉から鹿児島市小川町にかけての四千四百三十メートルには暫定幅員十二・七五メートル、将来幅員二十五メートルの鹿児島北バイパス建設計画が進められている。また昭和六十年十月一日には市街地の国道3号線、10号線の慢性的渋滞解消と市交通局の経営再建のため市電上町線、伊敷線が廃止され、代わりに車道が広げられ、六十三年二月八日には市電旧上町線の軌道敷を利用した市道岩崎谷―長田線四百五十メートルが開通した。両線の廃止に対しては市民の間に強い反対もあった。

市道小松原―山田線  
などの新設

区画整理などに伴う道路の新設もあり、五十六年二月には市道小松原―山田線三千九百四十メートル、五十八年六月には武通線四千五百二十メートルが都市計画決定されるなど新しい道路が続々と誕生、小松原―山田線は市電、JRと立体交差する。団地の開発に伴う道路の新設も相次ぎ、星ヶ峯ニュータウンと鹿児島市街地を結

産業道路



産業道路

ぶために六十一年六月末には延長百二十八メートルの大牧トンネルが完成、六十三年四月には総延長二千四百メートル、幅員十二メートルで上下各一車線、両側に歩道付きの市道大牧線が開通した。五十一年十二月に開通した産業道路は、木材団地、金属団地、卸団地など今や鹿児島の一大大商工業地帯となっている地域と市街地を結んでおり、片側二車線。紫原入り口付近と五位野で国道に接し

県道笹貫—  
西塩屋線

ており、国道のバイパス的な役割を果たす、総延長約十一<sup>キロ</sup>の鹿児島市の大動脈となっている。混雑が年々ひどくなっていた県道谷山—伊作線の渋滞解消のため建設が進められていた県道笹貫—西塩屋線二千七十六<sup>メートル</sup>は市電の踏切工事で、県と市交通局の調整がスムーズにいかず、当初予定より三年遅れて五十一年四月に開通。片側二車線の同線は、国道225号のバイパスとしても大きな役割を果たしている。

南薩横断道  
路

昭和五十二年度から県が整備を進めてきた南薩横断道路のうち、鹿児島市上福元町平治から七・七<sup>キロ</sup>の錫山バイパスは平成元年三月二十九日に供用開始となり、鹿児島市と加世田市を結ぶ同道路は日置郡金峰町宮崎までのI期区間二十・五<sup>キロ</sup>が完成、両市が従来より二十分短い約五十分で通行可能となった。また、六十二年三月二十四日には城山山頂部の自然保護と交通事故防止のため建設を進めていた城山公園トンネルが完成した。同トンネルは全長百六十五<sup>メートル</sup>、車道幅員六<sup>メートル</sup>で上下各一車線となっており、片側に一・五<sup>メートル</sup>の歩道付き。城山登山道の途中からドン広場下をくぐり駐車場へと抜けている。桜島では五十一年八月二十四日、鹿児島郡桜島町の赤水—横山間の国道224号桜島避難道路が完成、住民の避難に備えるとともに鹿児島市から大隅半島への交通の便も一段と向上した。

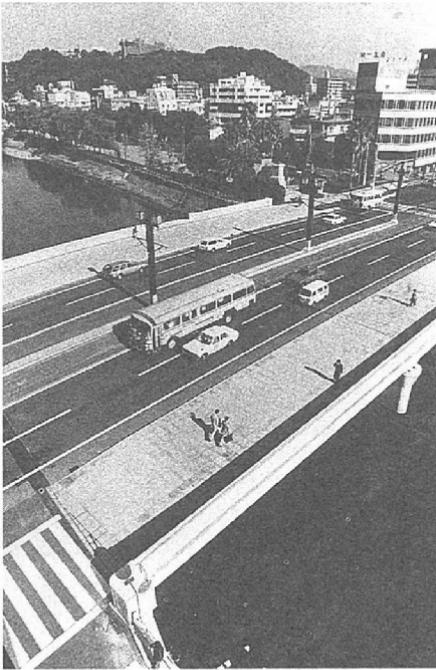
九州縦貫自  
動車道

一方、鹿児島市にも高速道路時代が到来、昭和四十八年十二月十三日には九州縦貫自動車道の加治木—薩摩吉田間十七・三<sup>キロ</sup>が開通、さらに五十二年十一月十五日には薩摩吉田—鹿児島北間も開通した。同道は五十一年十一月十九日に加治木—溝辺鹿児島空港間七・七<sup>キロ</sup>が開通、五十五年には横川、五十六年にはえびのまで開通しており、さらに宮崎まで結ばれた。平成元年十二月には八代—人吉間三十八・五<sup>キロ</sup>が開通の予定で福岡までの全線開通にあと、えびの—人吉間を残すのみとなっている。そのえびの—人吉間二十二・

三<sup>キ</sup>も平成元年八月三十日には起工式が行われており、完成すると北の青森から鹿児島まで総延長二千二十八<sup>キ</sup>に上る日本列島の大動脈が通ることになる。

鹿児島インター  
また鹿児島市と指宿方面を結ぶ指宿有料道路（通称・指宿スカイライン）は喜入―穎娃間が昭和四十四年、谷山―喜入間が五十二年に開通。六十三年三月二十九日には九州縦貫自動車道の鹿児島北―鹿児島間四・七<sup>キ</sup>、指宿有料道路の谷山―鹿児島間七・六<sup>キ</sup>、国道三号鹿児島バイパスの一部、武岡トンネル（六十二年三月架設、千五百六<sup>ミ</sup>）と西別府町の鹿児島インターチェンジまで二・二<sup>キ</sup>の三線が同時開通してドッキングした。

### 天保山大橋



### 高見橋、平田橋の拡幅

#### 改修された高見橋

**橋** 国道二二五号線の甲突川河口付近にかかる天保山大橋は昭和四十二年六月二日に完工式が行われた。旧天保山大橋が国道のあい路になっていたため、路線を変更したもので、新しい橋は長さ百三十六<sup>ミ</sup>、幅二十五<sup>ミ</sup>と、旧橋の長さ百十二<sup>ミ</sup>、幅十三・五<sup>ミ</sup>に比べ、幅はほぼ倍近くなった。JR西鹿児島駅と加治屋町方面を結ぶ高見橋は昭和九年に架橋され、橋の幅は十七・

新河頭橋

三ヶだった。しかし前後の道路は幅員が三十六ヶあり、通行量が増えるにつれ、次第に交通のネックとなってきた。年々ひどくなる一方の交通渋滞を解消するためには、橋の架け替えが急務となり、五十九年十一月二十四日には市電の軌道敷をはさみ片側二車線ずつ、両側に五・九一六・五ヶの歩道がついた長さ五十一ヶの新高見橋が完成した。同様の理由で平田橋も架け替えに着手、六十一年三月には幅員を八ヶから二十五ヶに拡張、片側二車線ずつで四・五ヶの歩道が付いた新平田橋が供用開始となった。六十三年三月十四日には市水道局河頭浄水場前に、全長三十五・三ヶ、幅十二ヶで両側に幅二・五ヶのカラー歩道が付いた新河頭橋の完成式典が行われた。同橋は上流五十ヶにある河頭太鼓橋が幅員三・五ヶと狭く、見通しも悪かったため建設され、完成とともに太鼓橋は歩行者専用となった。交通量の増加で歩行者が危険にさらされていた西田橋歩道橋は、住民からの度重なる陳情で五十六年十月に着工、翌五十七年六月末には幅二・五ヶ、延長五十ヶの橋が西田橋の上流十五ヶに完成した。

西鹿兒島駅自由通路

新幹線西鹿兒島駅周辺環境整備事業の一環として、六十三年四月には在来線をまたいで同駅の東口南団体待合室付近と、駅西口のJR九州鹿兒島支店前を結び、幅十ヶ、長さ百四ヶ、高さ七ヶの「西鹿兒島駅自由通路」が完成、駅の両側の連絡がスムーズになった。

紫原橋などの完成

団地などの住宅地と市街地を結び橋として四十二年に紫原橋が完成、同年四月二十日

第20表 市道に架かる橋梁 (昭和62年4月1日現在)

年次	総数			永久橋			木橋		
	橋数	延長	面積	橋数	延長	面積	橋数	延長	面積
昭和62年	428	6468	41335	425	6443	41279	3	25	56

(単位：m, m<sup>2</sup>)

に完工式があつた。三十六年から造成が始まつた紫原団地は、道路の計画もないまま人口が膨れ上がったため市街地に通じる幹線道路の整備が急務となつており、四十年六月から同橋の建設が始まつた。橋は国鉄（当時）南鹿児島駅付近の国道二二五号と団地を結び、延長百二十メートル。唐湊方面と鹿児島大学キャンパス方面を結ぶため、四十四年にはらせん状の唐湊陸橋が完成、武・田上方面と市街地方面をつなぐ曙陸橋も拡幅改修が行われ、原良・紫原・星ヶ峯など大型団地の誕生でひどくなつていた渋滞の緩和に役立つている。

## 市道の橋

市道にかかる橋は昭和四十一年三月三十一日現在で二百九十あり、総延長が二千八百三十二メートルだった。最も多かつたのはコンクリートおよび石橋で二百三十あり数の上で占める割合は七九・三%、延長も二千二百三十メートルあつた。あとは鋼橋二の〇・七%で延長七十三メートル、木橋五十八の二〇%で五百七十八メートルとなつていた。しかし六十二年四月一日現在では総数が四百二十八と一・五倍近くに、延長は六千四百六十八メートルと二・二倍に達している。このうち永久橋は四百二十五あり、延長は六千四百四十三メートル。数の上で占める割合は九九・三%と四十一年のコンクリート・石橋と鋼橋を合わせた割合より高くなつてい。これに対し木橋はわずか三で〇・七%と激減した。

## 河川の改修

また昭和四十九年九月から十一月にかけては原良川の改修工事が行われるなど河川の改修工事も各所で実施された。原良川の場合、四十四年六月の集中豪雨で、当時造成中だった原良団地の土砂が同川に大量に流入、掛腰一帯が土砂の海に埋まるなどの被害があつたため行われたもので、掛腰から原良郵便局にかけて市道下に延長三百六十メートルにわたつて暗きよを埋め込んだ。護岸の老朽化などから大雨の度に浸水被害が起こつていた荒田川は、五十八年度から、河川にふたをかぶせるなどの改修が行われた。

一方、甲突川の改修については県土木部が四十九年に「基本条件として五石橋の撤去が不可欠」と市に対して検討を申し入れてきた。同部は百年に一回の洪水を想定、川のはらんを防ぐための川の計画流量を毎秒千トとはじているが、現在の流量は毎秒五百トしかなく、特にアーチに囲まれた部分では二百〜三百トがやつとであるにもかかわらず、河床掘削などによる石橋改良などの余地はないとしているが、同川にかかる五大石橋については文化財としての価値を貴ぶ声も強い。

【参考文献】 「鹿児島市統計書」 「市政概要」 「鹿児島国道工事事務所三十年史」 「鹿児島県の都市計画」 「鹿児島市の都市計画」 「鹿児島港要覧」 「都市計画法」 「鹿児島市基本計画」 「鹿児島大百科事典」 「鹿児島年鑑」 「鹿児島県統計年鑑」 「鹿児島市水道事業・公共下水道事業年報」 「鹿児島市市政記録」 「鹿児島市のあゆみ」

## 第五章 災 害

### I 台 風

台風第十五号

昭和十六年から五十五年までの四十年間に、九州に上陸した台風は五十九個あり、そのおよそ三分の二に当たる三十九個が鹿児島県に上陸している。鹿児島県が「台風銀座」と称されてきたゆえんである。なかでも昭和二十年九月の枕崎台風、二十六年十月のルース台風は多くの犠牲者を出すなど、悲惨なつめ跡を残した。昭和四十年代に入っても、台風の来襲は毎年のように続き、昭和四十年八月、薩摩半島の県西部海岸一帯を襲った台風第十五号は鹿児島県全土で十九人の犠牲者を出した。鹿児島市でも二人が死亡、十人が負傷したほか、住家の全半壊十二棟、家屋の床上浸水一棟、床下浸水六百三十一棟などの被害を残した。

台風第十九号

四十三年九月に鹿児島郡三島、十島村や薩摩半島南部に大きな風水害、塩害を出した十六号による鹿児島市での被害は、死者こそ出なかったものの、負傷者四人を出し、家屋の被害も全半壊三十棟、床上浸水四百五十三棟、床下浸水千九百九十四棟にのぼった。四十六年八月の第十九号は串木野市に上陸、瞬間最大風速は南東の風三十八・四<sup>ミ</sup>、総降水量二七六・五<sup>ミ</sup>を記録。県全体で四十七人の死者・行方不明者を出すなどの被害を残している。この台風で鹿児島市では、死者・負傷者こそ出なかったものの、十棟の家屋が全半壊した。

台風第十七号

その後五十一年には九号、十七号と二個の台風が県本土に影響、九号は北薩地方を中心に主に雨による被

沖永良部台  
風

台風第十三  
号で被害続  
出

害をもたらし、死者・行方不明者三人、負傷者九人、住家全半壊百五十三棟、床上浸水三百五十九棟、床上浸水千六百九十六棟などの被害を出した。十七号では離島に大きな被害が出ており、死者・行方不明者五人、負傷者三十八人、家屋の全半壊千九百七十一棟、床上浸水六百三十七棟、床下浸水三千四百七十二棟だった。

五十二年の九号は奄美大島、なかでも沖永良部島に被害を与え、「沖永良部台風」と呼ばれた。また五十

四年の十六号は奄美大島、熊毛、大隅につめ跡を残し、特に熊毛郡上屋久町永田では大規模な土石流が発生、住家の全壊十二棟、半壊三棟、床上浸水百三十三棟を出した。

鹿児島市には四十六年の十九号以来、大きな影響を与える台風は接近していなかったが、六十年八月三十一日未明、枕崎市に上陸、県本土の西岸沿いに北上した台風十三号は総降水量こそ五八<sup>ミ</sup>程度だったものの、瞬間最大風速は鹿児島地方気象台の観測史上最大の五十五・六<sup>ミ</sup>を記録。鹿児島市だけでも死者一人、負傷者二十人、住家の全壊二十七棟、半壊七十八棟の被害が出た。この台風では、家屋の倒壊など高台の住宅団地を中心に被害が相次ぎ、市内では坂元台小学校の二階建てプレハブ教室三棟をはじめ明和中、星峯西小、武岡



台風13号で倒壊した明和中のプレハブ校舎

小、吉野中の仮設校舎が全壊した。

また電柱や電話柱の被害も甚大で県本土のほぼ全域で停電。市内では電線などがズタズタに切られたところも多く、長時間の停電が続いたため交通信号機のマヒで朝の市街地は至る所で交通渋滞を起こし、冷蔵庫をはじめとする家電製品が使えなくなったり、トイレの使用に支障を来すなど市民の日常生活も大いに混乱した。

## II 集中豪雨

### 災害を繰り返すシラス土壌

四月ごろから梅雨期にかけ、鹿児島地方はしばしば集中豪雨に見舞われる。

例えば四月から六月にかけての降水量を福岡県と比べてみると、四月は福岡県が一四五・三ミなのに対し鹿児島県は二五六・〇ミ、五月は福岡一四三・五ミに対し鹿児島二七四・七ミとそれぞれ倍近くに達し、六月も福岡の二七二・六ミを大きく上回る四七四・七ミとなっている。こうした集中的な降雨は、シラスという特殊な土壌に覆われた鹿児島県ではしばしば崖崩れなど大きな災害をひき起こし、数多くの犠牲者を出して来た。

四十一、四十四年の惨事

昭和四十年代以降を拾ってみても、四十一年には鹿児島市をはじめ鹿屋市、肝属郡根占町などで山崩れが相次ぎ、死者、行方不明者合計十五人を出し、三年後の四十四年には、六月三十日と七月五日の二回にわたって集中豪雨があり、各所でシラスの崖が崩れるなど鹿児島市だけで死者十八人、負傷者百十八人、住家の全壊百十六棟、半壊九十三棟、床上浸水七百二十三棟、床下浸水二千四百棟の大きな犠牲を払った。川内

五十一年には三十二人が犠牲に

竜ヶ水災害

市、薩摩郡東郷町など川内川の氾濫による被害が続出したのを含めると、死者・行方不明者五十二人という大惨事となった。

さらに五十一年六月二十五日に発生した崖崩れでは三十二人もの尊い人命が失われた。同日未明、指宿郡



竜ヶ水災害で土石に押しつぶされた家屋

喜入町の上空にあつた厚さ十二<sup>キ</sup>の濃い雨雲が鹿児島市上空から宮崎県南部に移動、鹿児島市を中心に始良、大隅地方にゲリラ的な豪雨を降らせた。鹿児島市では二十四日午後十一時から二十五日午前八時までの雨量が一四二<sup>ミ</sup>を記録、鴨池町唐湊でシラスの崖が崩れ、アパートをのみこんだほか、宇宿町でも六棟七世帯が土砂に埋まるなど各所で人的、物的な被害が続出、合わせて十四人が死亡、九人が負傷し、二十九棟の住家が全半壊、床上浸水二十七棟、床下浸水二百四棟という大きな被害となった。

翌五十二年六月二十四日に発生したのが、鹿児島県の災害史に残るとさえいわれる竜ヶ水災害。降り続いた雨で水をたつぷり含んでいた国鉄（現JR）日豊線竜ヶ水駅⇨吉野町竜ヶ水⇨近くのシラス崖が高さ約三百<sup>ミ</sup>にわたって突然崩れ、重さ十<sup>ト</sup>を超す巨大岩石混じりの土砂約三万立方<sup>ミ</sup>が山麓の

家を押しつぶした。降り始めの同日午前零時から同十一時までの雨量はわずか一ミ（建設省竜ヶ水観測所観測）。しかし十五日からの雨量は三〇〇ミを超えていた。この崖崩れで崩れた土石は直下の住家十六棟をひとのみにし、九人の生命を奪った。全員の遺体を收容するのに十日、土石に埋まった日豊線の復旧には一カ月もかかり、被害総額四億円以上に上る記録的な災害となった。

七・一〇豪  
雨災害

竜ヶ水災害からちょうど十年目の六十一年七月十日、鹿児島市はまたゲリラ的な豪雨に見舞われた。同日午後、同市を襲った集中豪雨は、一時間七四・五ミと鹿児島地方気象台観測史上四番目の雨量を記録。市内各所で崖崩れ、土砂流出、河川の氾濫などが続出。城山ふもとの平之町では、城山の斜面が崩れて九棟が全壊したほか、長田町や上竜尾町、新照院町、武二丁目など同市内の十三カ所で崖崩れをひき起こし、十八人の貴い命を奪った。負傷者も十五人、家屋も住家全壊六十六棟、半壊二十八棟、床上浸水二百六十三棟、床上浸水六百九十四棟となり、市の災害史上でもワースト記録に残る大惨事となった。

大雪による  
被害

また鹿児島地方は時折、降雪による被害を受けることがあり、昭和三十四年に二十九ミの積雪を記録したが、六十一年一月六日にはそれ以来二十七年ぶり、戦後二番目という積雪となり、鹿児島市の積雪は二十三ミ。バスやタクシーが運転できなかつたり、国鉄（当時）のダイヤが乱れるなど交通が大混乱となった。積雪で交通が乱れた例としては五十年二月十六日、鹿児島市で十三ミ、五十二年二月十六日にも同じく八ミの積雪を記録したことがあった。同年三月四日には三月の忘れ雪としては五年ぶりという雪も降った。

住民の集団  
移転

### 活動の活発化と被害

昭和三十年十月に活動を再開した桜島は、同四十七年以降噴火活動が活発化し、鹿

## III 桜 島



噴石で屋根に穴のあいた有村町の家屋

児島市や鹿児島郡桜島町など周辺地域に対する降灰や、火山ガスなどによる被害が深刻化している。活動再開以来の爆発回数は六十三年末までに五千六百十二回。四十七年からの爆発回数は毎年、百回を超し、六十年には四百七十四回と史上最高を記録、通算でも五千回を超した。四十八年六月一日、五十三年七月三十一日の爆発では負傷者まで出すなど噴石などによる車や住家などへの被害は毎年のように続いている。特に麓の有村町一帯では、五十九年七月二十一日に人身大の噴石が落下。電線や電話線を切断、島内の千八百世帯が停電、四十六世帯が通話不能となった。また民家近くに落下した噴石は砕けて十三戸を直撃し不安が募った住民は、四十九世帯九十四人中、二十二世帯五十一人が六十二年三月、鹿児島市星ヶ峯ニュータウンなどへ、大正三年の大爆発以来七十三年ぶりの集団移転を余儀なくされた。



降灰で見通しのきかなくなった市街地

降灰による被害では昭和五十五年五月六日、鹿児島市北部を襲った桜島降灰のため吉野地区の三千七百戸が停電、六十年八月十一日にも吉野町と隣の鹿児島郡吉田町で合わせて約六千五百戸の電気がとまった。昭和五十七年八月二十四日の爆発は規模は小さかったものの、噴出した火山灰が鹿児島市街地を襲った。視界が二十〜三十メートルまで落ちた市街地では、走行中の車が信号を確認できなくなり、ライトを照らしながらノロノロ運転。鹿児島市の降灰被害はその後も相次ぎ、五十九年六月三日午前九時から翌日までの二十四時間に降った灰の量は一平方メートルあたり千八十メートルと鹿児島地方気象台の観測史上戦後最高を記録、六十年八月には鹿児島市への降灰が連続十八日と七年ぶりのタイ記録になり、量では十七倍と大幅更新した。六十年七月二十九日には、日間降灰量二千四百七十六メートルを記録し、約百メートル離れた天草はじめ水俣、出水市などでも降灰を観測、六十三年六月十六日には二千六百七十一メートルとワースト記録をさらに更新、鹿児島市では市電のレールに灰がつまり、電車が脱線事故を起こすなどの被害も出た。県消防防災課が発表したデータでは昭和五十九年の年間降灰量は有村町で一平方メートルあたり五十九メートル、鹿児島市山下町の県庁でも一平方メートルあたり

土石流による被害

六キだった。

桜島には鹿児島市側に八河川、桜島町側に十河川があり、いずれも水無し川となっている。しかもどの河川も火山活動と侵食により荒廃が進行しており、少量の降雨でも土石流が発生、しばしば下流の集落や道路を直撃し、犠牲者を出したり、橋を押し流すなど大きな被害を与えている。特に昭和四十九年六月十七日、第一古里川で発生した土石流では死者三人を出し、持木橋付近では車一台を流失した。昭和五十一年六月二十四日から二十五日にかけて野尻川で発生した土石流でも死者一人を出し、県道や畑が埋没したばかりか住家にも被害が出た。さらに昭和五十九年四月十九日、豪雨で第二古里川に発生した土石流は下流の古里温泉街を襲い、ホテルなど六棟になだれ込んだ。相次ぐ降灰、土石流で客足がめっきり落ちた同温泉街のホテルの中には、倒産に追い込まれたところも出た。

農作物にも大きな被害

昭和四十七年以降の噴出物の異常な増加は農産物にも大きな被害を与え続けている。東桜島地区を例に取っても四十七年に九千三百万円弱だった降灰、火山ガスによる被害額は翌四十八年、二億円を越し、五十七年から五十九年にかけては五億円を越した。一例を取ってみると特産の桜島大根は、昭和四十六年に三十八万鉢あった栽培面積が、翌四十七年には二十三鉢に減少、四十九年には二鉢にまで激減してしまった。鹿児島県が六十一年三月に発表した資料では、桜島の火山活動が活発だった六十年の農作物被害は史上最高の七十二億円。ビワ、桜島ミカンなどの特産品が大きな被害を受けている桜島地区だけでなく、周辺市町村の農家も対策に苦慮している。

各種対策会議の設置

桜島の活動が活発化するにつれ、鹿児島市では対策業務のウエートが高くなり、昭和五十二年九月九日に



鹿児島市街地を直撃する降灰

「鹿児島市降灰対策委員会」が設置され、事務担当助役以下各局部長らで降灰対策の総合的推進を協議しており、同年十月八日には桜島周辺三市町（五十四年八月、福山、輝北町が加入）による「桜島火山活動対策協議会」、昭和五十四年七月十八日には五市町の議会で構成、国・県へ意見の反映を図ることなど目的にした「桜島火山活動対策協議会協議会」などが次々と発足した。一方、鹿児島市の行政としての組織は昭和五十三年一月一日に市民局市民部交通防災課に降灰対策担当を置いたのを皮切りに、翌五十四年には降灰対策連絡室を設置。五十五年になって同課に降灰担当一人を増員、同年八月には降灰対策室が置かれ、室長以下三人の陣容となった。さらに昭和六十二年度からは防災火山対策課と改組、課長以下五人に陣容を強化している。鹿児島市議会には昭和五十二年九月、「桜島爆発対策特別委員会」が設置された。また県単位でも各種の対策を講じる動きがあり、昭和五十一年に「桜島地域学術調査協議会」、五十三年八月「桜島降灰健康問題調査研究会」、五十八年五月「鹿児島県総合土石流対策推進連絡会」などの組織が次々と発足した。

中央から  
続々と調  
査団

鹿児島市など桜島周辺市町村への豪灰や噴石による被害などが顕著となるにつれ、前記のような組織を通じてばかりでなく、あらゆる機会を通して国へ実情を訴えたり、陳情するなどの動きが相次ぎ、中央官庁や国会などからの視察、調査団が次々に桜島を訪れたり、対策を講じるための組織を設けるようになった。まず昭和四十八年四月には、地元から根強い「桜島爆発対策特別措置法」の立法化陳情が政府、国会にあったのを受けて、衆参両院の災害対策特別委員会と政府関係者が相前後して桜島を現地視察。同年七月、「活動火山周辺における避難施設等に関する法律」が施行され、十二月には桜島全島が避難施設緊急整備地域に指定された。さらに北海道・有珠山の爆発も引き金になって同法は昭和五十三年四月二十六日、降灰対策や治水、治山事業の推進も盛り込んだ「活動火山対策特別措置法」と改められた。豪灰の影響が住民の生活を脅かすようになると、国会、各省庁などの現地視察も一段と活発になり、昭和五十五年五月二十三日には国土庁長官の諮問機関として「火山ガス等調査委員会」が設置され、同年九月には国土庁長官、翌年には建設大臣など大臣クラスの現地視察も相次いだ。そして昭和五十六年四月、桜島爆発の被害に対する「天災融資法及び激じん災害法」の発動が決定。五十九年七月になって国土庁に「桜島火山対策懇談会」が設置され、取り組みをより積極化することとなった。

避難施設緊急  
整備地域  
への指定

**降灰・噴石対策** 毎年判を押したように襲ってくる桜島の豪灰、噴石に、特に昭和四十七年以降、鹿児島市をはじめとする各官公署・団体をはじめ学校、企業、そして各家庭も対策を余儀なくされてきた。まず四十七年十月、降灰が多く、異臭もあるため市は黒神、高免地区の学童にマスクを配布。十一月には学童および保育園児にヘルメットを支給、同時に黒神地区で降灰検診が始まった。また降灰から目を守るため、防塵

メガネを学童、保育園児に千五百個配布。翌四十八年には眼薬の配布が始められ、「火山活動周辺地域における避難施設等に関する法律」により、鹿児島市の桜島地区と桜島町が避難施設緊急整備地域に指定された。五十二年になると市が宅地降灰収集業務を開始、同時に降灰に関する要望の受け付け窓口を開設。五十二年になって「活動火山対策特別措置法」が施行されると、火山の爆発に伴い、年間を通じて一定量以上の降灰があった場合、市町村道や区域内の下水道、都市排水路、公園および宅地について市町村が行う降灰除去作業は、国庫補助事業となった。また六十年九月には異常降灰時の対策をスムーズにするため、市桜島降灰対策本部設置要綱を策定した。

## 降灰除去作業

市街地の道路降灰を除去するため、鹿児島市は委託業者十二社とともに作業班五組を編成、市街地を九ブロックに区分、さらに九十二地区に細分化して作業に当たっている。除去に当たる大型ロードスイーパーは平成元年度までに市、民間合わせて二十五台にまで増強、小型ロードスイーパーも合わせて十六台となり、国道事務所、鹿児島土木事務所もそれぞれ大小のロードスイーパー十台を鹿児島地区に集中させている。桜島地区には桜島町の保有する大型ロードスイーパー一台と、民間の大型ロードスイーパー一台、小型ロードスイーパー二台が配置され、大隅国道工事事務所、県の鹿児島土木事務所、鹿屋土木事務所も合計六台を保有している。また散水車は鹿児島市が十一台、国・県が計六台、民間が十六台の計三十三台（平成元年五月一日現在）を鹿児島市に配置、垂水市との間で、豪灰に見舞われた場合、ロードスイーパーも含めて相互に応援車を出動させる体制も整えている。昭和五十九年六月、鹿児島市街地中心部が連日の異常降灰に見舞われたときには、二日から二十五日までの二十四日間、ロードスイーパー、散水車、ダンプ・トラックがフル

稼働、国・県・市の三者で総延長二千七百七十八・五<sup>キ</sup>の道路から降灰を除去、投入した総事業費は四千六百三十七万円に上った。

#### 宅地内降灰の除去

宅地に積もった桜島降灰の除去事業（国の二分の一補助事業）では、鹿児島市内に五千二百八十六カ所の宅地内降灰指定場所を設置、この指定置場に市民が収集、持ち寄った降灰をダンプロックで集め、市街地地区は大迫町市降灰捨場、桜島地区は黒神町の土捨て場で処分している。なお宅地内降灰を除去、収集するための「降灰収集袋」は市が単独事業として昭和六十年で約七千六百万円の事業費を計上、事業所を除く一般家庭全世帯に一世帯当たり平均十枚程度を無料配布している。

#### 学校の降灰対策

学校関係では、降灰によるプールの汚染対策として、公立義務教育諸学校、高等学校のプールの降灰除去装置（プールクリーナー）購入費に一定額の国庫補助がなされており、鹿児島市では昭和五十三年から五十八年度までの六年間で七十六校が対象となった。鹿児島市では各校に一台ずつの配置を完了しているが、火山活動の活発化で降灰日数、降灰量が増大、能率的な除去のためには少なくとも二台の配置が必要となってきた。昭和六十年から二台目の配置も補助対象となったことから、同年度に二十二校、翌六十一年度三十一校に二台目のプールクリーナーを設置した。しかし、プール上屋の設置が始まり、二台の設置は不要となったため、設置計画は一応終了。次年度以降は新設校に設置することになり、六十三年度は星ヶ峯東小に二台設置した。降灰を防止するためのプール上屋建設については公立学校施設整備費補助金（学校体育施設補助）交付要綱に基づき、昭和五十四年度に特別の補助単価で東桜島中に整備。火山活動の活発化に伴い、昭和六十年度には新たに東桜島、黒神の両小学校にも建設、市街地の全学校については六十年度に簡易シ-

トカパーを整備した。その後、昭和六十年、試験的に松原、名山の両小に設置したあと翌六十一年度から本格的な設置を開始。同年十四校、六十二年度二十六校、六十三年度十校に設置して既設校への計画を終え、平成元年度には新設の武岡台小に設置する予定になっている。公立の小・中・高校、盲・聾・養護学校、幼稚園の降灰防除施設整備に対しても昭和五十三年度から国の補助対象となっており、冷房施設、窓枠改修や換気設備の充実などが行われている。なお保育所など社会福祉施設の降灰防除施設についても国・県・市による整備費助成が行われている。

### 土石流対策

調査・研究  
とダムなど  
の建設

山腹の荒廃が著しく進行しているため、わずかな降雨でも発生する桜島の河川の土石流は、しばしば尊い人命を失ったり、家屋など住民の財産に損害を与えており、その対策が急がれている。土石流対策は①発生源対策②中下流対策③土捨て場確保の三本柱となっており、①については河川の水源地周辺で雨量観測など気象観測データを収集し、荒廃の原因究明の基礎的調査・研究を進めるとともに、火山ガスに強い樹種を選定することによる発生源の緑化が求められている。②ではダムや導流堤などが建設されており、③は桜島の面積の八五%が霧島屋久国立公園内にあるため、確保に困難をきたしており、関係機関の積極的協力が不可欠となっている。

警報機の設  
置

土石流の発生を未然に防ぐための対策とともに、いったん発生してしまった場合、一刻も早く発生を知らせ、事故を防ぐ警報装置の設置も進んでいる。特に土石流の発生が多い国道二二四号の野尻川から第一古里川までの五河川を横断する個所には土石流警報機が設置され、昭和五十七年六月から稼働。土石流が発生すると直ちに通行止めの表示が出るとともに、サイレン、交通信号機が作動、十六秒後には遮断機が自動的に

降下するシステムをとっている。さらに東桜島地区では時間降雨量、土石流発生監視装置の情報によって定めた基準に従い、河川を巡視警戒したり、住民が避難する体制をとっている。

**研究・観測体制と警戒、避難** 桜島の活動の的確なデータを得ることは、貴重な人命を守り、財産に対する被害をより小さく抑えるのに欠かせない。このため桜島については鹿児島地方気象台、京都大学防災研究所付属桜島火山観測所、鹿児島大学理学部などが地震計、傾斜計、潮位計、磁力計などの機器を活用しての常時観測をしているほか、温泉・井戸水の温度の測定なども実施されており、噴火前のマグマの上昇経路、爆発地震の位置、山頂噴火直前の地殻変動等がある程度明らかになってきている。また鹿児島地方気象台は毎月十日に定期火山情報を発表するほか、異常があった場合には臨時火山情報も発表、降灰に対する生活情報として昭和五十八年九月一日から、鹿児島上空約千五百メートルの風向観測値、昭和六十年二月一日からは高層風の予想風向、六十三年三月一日から予想風速も提供している。

こうして火山爆発の的確な情報の把握に努めている一方、万一の場合に備えての警戒・避難体制が、県防災会議が策定した「桜島爆発災害対策細部計画」、鹿児島市など三市町がそれぞれつくった「地域防災計画」、桜島火山爆発防災会議協議会（鹿児島市、桜島町で構成）が策定した「桜島火山爆発防災計画」によって定められている。そして大正噴火の当日に当たる一月十二日には毎年、県、鹿児島市、桜島町、関係機関、住民が一体となって噴火を想定した「桜島火山爆発総合防災訓練」を桜島地区で実施している。さらに異常時の情報は関係機関を通じ、屋外スピーカー、サイレン、広報車などで住民に伝達され、鹿児島市は昭和五十四年四月から移動系無線の運用を開始、桜島地区には可搬型無線機を小中学校、集落の拠点に設置し

「降灰の健康への影響

た。昭和六十年年度には一斉通報が可能な固定系無線施設を設置した。このほか退避壕、退避舎、避難港、ヘリポートなどの設置も進み、鹿児島市分だけで平成元年五月一日までに、それぞれ十三、十二、十一、一となっている。降灰や火山ガスなどによる健康被害も懸念されており、鹿児島市は昭和四十七年度から桜島降灰検診事業を実施、県は昭和五十三年度から五十七年度まで桜島降灰健康検診事業、五十八年度からは桜島火山ガス等健康影響監視事業を行っている。国は、厚生省が昭和五十三年度から五十六年度にかけて火山活動に伴う降灰の人体影響に関する調査研究、国土庁が昭和五十五、五十六の両年度に火山ガス等の人体影響に関する調査研究を実施した。その結果、火山ガス等と直接因果関係がありそうな特異的疾患は見いだされなかったが、「住民の健康状態の継続的な監視が必要である」との結論が出されている。健康との関係についてはこのほか、昭和六十一年四月、宮城県仙台市での日本病理学会で東北大医学部が「桜島周辺の住民の肺は粉塵が多く、火山灰に冒されている」と発表、同年十月には兵庫県公害研究所がまとめた酸性雨調査で「鹿児島は四日市に次ぐ強い酸性のPH4.2で、桜島降灰が大きく影響」とされた。また県環境センターも昭和六十三年六月、「鹿児島市の桜島降灰による浮遊物質は最高で基準の三倍に達し、大気汚染は深刻」と発表した。

「鹿児島宣言」の採択

### 鹿児島市で国際火山会議

「火山と人との共存」を全体テーマに、国際火山会議が鹿児島市で開かれたのは昭和六十三年七月十九日から五日間。三十九国、四百人の火山学者、行政担当者が一堂に集まって噴火予知や防災、火山資源の活用などあらゆる角度からの説明を試みる同会議は、「活動火山を有する諸国は火山の噴火予知、災害の防止・軽減などに資する火山の観測・研究体制の充実に努める」「火山に関する国際的

な総合情報・研究・研修センター機能の確立が急務であり、実現に関係諸国・機関相互間で現実的・積極的な対応がなされることを強く期待する」との「鹿児島宣言」を採択して終わった。

#### IV 火 災

四十年代以降の火災発生件数

**火災発生件数** 昭和四十年代以降の火災発生件数をみると、二百件前後から二百件台の範囲で推移しており、この間の発生件数の最高は昭和五十五年の二百六十件、最低は四十七年の百九十二件となっている。火災発生の原因では「たばこ」が四十年から五十二年までベスト3に顔を出していたが、五十二年以降六十二年までは五十三年に「電気関係」がトップとなったのを除き、「コンロ」が一番となっており、特に「てんぷら鍋火災」の発生が目立っている。また、「放火」も原因の上位を占める傾向にあり、五十八年から六十年、六十二年には三位を占めている。

郡元町などで大火

鹿児島市では戦後、火鉢の火がもとになり、百七十九棟、百八十五世帯が被害に遭った小川町（昭和二十五年）、放火が疑われている七百五十一棟、七百七十四世帯被害の郡元町（三十六年）など大火が度々発生した。四十年代に入っても、マッチの燃えさしが原因となり、折からの風にもあおられて住宅密集地帯で九十九棟、百二十三世帯が被害を受けた郡元（四十年二月）、道路の狭さ、水利の悪さなどから五十四棟、二十八世帯が被災した東桜島町（四十年十月）、異常乾燥注意報下で二十四棟、六十七世帯が被災した郡元町（同）、名山町（四十八年五月、十棟、十五世帯被災）、たばこの不始末からの下荒田四丁目（五十年一月、十棟被災）などの大火があったが、他に被害が十棟を超す火災は起きていない。

昭和五十三年からの罹災

昭和五十三年と六十二年の十年間では年間罹災世帯が、全損の場合、五十五年の八十九世帯が最高となり、半損、小損を含めた合計では五十八年の二百八十三世帯が最高、五十三年の百六十八世帯が最低。罹災人員は最高が五十九年の七百二十四人、最低が五十三年の五百三十八人で、五十六、五十八年には最高の十六人、五十九年には最低の六人が死亡しており、六十二年の死亡者は八人だった。また損害金額では五十六年に八億六百五十万円を失っており、六十二年の損害金額は五十三年以降の十年で最低の一億七千三百万円だった。

中央消防署の移転新築

### 消防力の整備・充実

急激な人口の増加、市街地の拡大や建築物の高層化などに伴い、市消防局は消防署所、車両、装備の充実とともに自主防火意識の向上、市民一体となった防火体制づくりに努めてきた。昭和四十年代以降の整備・充実ぶりをみると、まず施設の面では四十一年九月に東桜島機関員駐在所を東桜島町に新設。四十二年二月には市役所別館内に消防本部、消防署庁舎が竣工した。同年四年には鹿児島、谷山両市の合併により、谷山分遣隊を新設、四十五年十一月の二署体制発足により、同分遣隊は南本署となった。さらに翌四十六年十月には市消防本部が市消防局と改称された。その後、南消防署・南本署は五十八年四月、南栄五丁目に移転新築、消防局との同居が続いていた中央消防署、中央本署も五十九年四月、天保山町に移転新築した。

分遣隊の新設、増・改築

分遣隊も次々と新設、あるいは増改築するなど充実が進み、二署制スタート前の昭和四十三年三月、大竜町の上町分遣隊が増改築されたのをはじめ、四十五年四月には宇宿町に脇田分遣隊が発足。四十六年四月には伊敷町に伊敷分遣隊が新設された。四十九年四月には田上町に田上分遣隊ができ、東桜島機関員駐在所は

## 消防職員の増加

東桜島分遣隊に改組。五十年三月に伊敷分遣隊を移転・新設、四月に吉野分遣隊が発足した。以後の分遣隊新設は五十八年四月の谷山（上福元町）、中央消防署の移転に伴う六十年四月の名山（易居町）、六十一年四月の谷山北（山田町）、団地の人口増に対処した六十三年四月の明和（明和一丁目）があり、移転や増改築も五十一年三月の草牟田分遣隊、十二月の郡元分遣隊、五十三年二月の城西分遣隊、十二月の南林寺分遣隊、五十四年三月の南本署、九月の上町分遣隊、五十五年三月の八幡分遣隊、五十六年三月の甲南分遣隊、十二月の東桜島分遣隊、六十二年二月の脇田分遣隊、三月の谷山分遣隊と続いた。一方、六十年三月には八幡分遣隊が廃止された。

施設・装備の整備が進むにつれ、消防職員の定員も次第に増え、昭和四十年四月の二百二十四人（人口は三十二万八千四百四十四人）から、谷山市との合併があつた四十二年四月には二百六十三人（人口三十八万八千四百九人）に増え、四十六年四月には三百十人（人口四十一万七千七百九十四人）と三百人台に乗った。その後五十年三百五十一人（人口四十五万六千八百二十七人）、六十年三百六十四人（人口五十三万四千五百二人）と増加、六十三年には三百七十四人（人口五十三万五千八百二人）に達している。この間昭和四十七年四月には救助隊も発足した。（人口は十月一日現在）。

## 装備の充実

装備の面では昭和四十三年九月、三十㊦級のはしご車、四十七年四月、救助工作車、五十二年十一月に屈折放水塔車が配備されるなど新鋭車両が次々と導入され、六十三年四月一日現在、高層建築物対策として導入した屈折放水塔車一台、シュノーケル車二台、四十六㊦級、四十㊦級のはしご車各一台など消防車三十台、救急車九台、その他三十八台を保有している。

うなぎ上りの救急出場

消火とともに重要性を増している救急業務は、昭和三十五年十二月に救急車一台を導入、警防課に救急隊員四人を配置したのが始まり。三十八年四月に救急業務が法令化され、救急隊の体制も次第に充実しているが、出場回数の方も年々増え、五十三年の六千八百四十四件から五十四年には七千二百四十件と一気に七千件台に乗り、翌五十五年には八千二百八十五件と一千件以上の急増を見た。その後五年間は八千件台で推移したが、六十年について九千件の大台に乗る九千二百十七件を記録。六十二年は九千二百八十三件と前年より約百件減少した。同年の出場の内訳を見ると、圧倒的に多いのが「急病」の三千六百九十四件で四三・六%を占め、次いで「交通事故」の千八百七十七件（二二・二%）、「一般負傷」八百二十四件（九・七%）などとなっている。

通信業務の充実

また中高層建築物の火災、ガス爆発などの都市型災害が増加するにつれ、指令業務が多様化し、件数も増加しつつある。こうした傾向に対処するため、通信指令システムの整備も急がれており、市消防局では昭和六十二年四月、総合指令台、地図検索装置等の更新整備、無線統制台、指揮統制台の設置を実施、さらに六十二年四月にはこれらの設備にコンピューターを接続、消防業務の効率化を図った。

消防団は四十四分団体制に

一方、鹿児島市消防団は昭和四十二年四月の谷山市との合併で四十分団となり、市街地の拡大により五十六年四月、編成替えが行われ四十三分団に。さらに六十二年四月、吉野地区の人口増加により一分団が増え、四十四分団、八百七十五人体制となった。消防団ではポンプ車四台のほか、小型動力ポンプ付き積載車四十四台、指揮車二台を保有している。

防災対策の充実

防災対策としては、特殊建造物、木造建造物、水利の状況、署所からの距離などを調査のうえ、昭和六十

市民と一体となつての防火

三年五月現在、十二地域を危険地域に指定。危険物火災対策としては化学消防車二台、泡原液搬送車一台、コンテナ車一台、泡放射器材を装備した車両十六台と高所放水塔車一台の計二十一台を保有、消防訓練や防火指導などを行うとともに関係各機関との連携も保っている。

最も重要な火災予防のため、各消防署、分遣隊では査察を実施するとともに火災予防のための広報を実施。危険物、建築物に対する同意事務で防火のための不良施設改善、チェックなど行っている。また市民の間で組織された防火協力会は六十三年四月一日現在、五百二十三団体、十五万九千九百九十五世帯、自衛防火協会は五百二十四事業所、危険物安全協会は二百四十四事業所会員、少年消防クラブは八中学校、百七十三人、婦人防火クラブは二十クラブ、三千六百四十一人が組織されている。

## V 防 災

防災会議の設置

台風、集中豪雨など何回となく繰り返される悲劇を防止し、万一災害が発生した場合でも被害を最小限で食い止めようと、鹿児島市はさまざまな対策を取ってきた。集中豪雨による被害が出た翌年の昭和四十二年四月には、災害対策基本法に基づく市防災会議条例により「防災会議」を設置。市地域防災計画の作成と実施の促進に当たるとともに、災害が発生した場合の情報収集、応急対策について市と関係各機関の連絡調整に当たるシステムを取っている。また大規模な災害が発生したり、発生するおそれがあるときには、市長が災害対策本部を設置し、さらに特別な対策を要する場合には現地災害対策本部を設置することになっている。同本部は災害の規模などに応じて第一から第三までの配備を実施する。

災害の防止  
に関する条  
例

五十一年六月の集中豪雨被害で多くの貴い人命と貴重な財産を崖崩れなどで失った鹿児島市は、同年八月、「がけに近接する建築物の取り扱いに関する要綱」を作成、一段と強力な防災対策に乗り出した。さらに翌五十二年には「開発行為、建築等における災害の防止に関する条例」を制定、四月一日から施行した。同条例は台風や集中豪雨で被害を受けやすい鹿児島市の自然条件のもとで、宅地造成などの開発行為や建物、工作物などの建築を行う際には災害防止に万全の配慮をするよう求め、場合によっては市長が助言、勧告したり、工事計画の変更についても助言、勧告することができるとしている。また避難のための立ち退きを勧告、指示できることを定め、同時に防災についての市、市民の責務を明記、住民の自主的な協力を要請している。

急傾斜地崩  
壊対策事業

昭和四十四年から始まった「急傾斜地崩壊対策事業」は、同年の実績がわずか二千八百万円に留まり、五十年も七千五百四十九万円だったが、竜ヶ水災害を受け、五十三年度は四億八千六百万円にまで膨らみ、七一〇災害があつた六十一年度には一気に二十七億四千七十万円となった。いずれも被害の甚大さから緊急の事業費が組まれたことだった。例えば竜ヶ水災害の被災地には五十五年度までに県と市が総額三億九千万円余りをかけ砂防ダム一基、えん堤、水路、土止めなどを実施した。

危険住宅の  
移転

また四十八年度から始まったがけ地近接等危険住宅移転事業は危険住宅の撤去や、移転するための土地取得費、建築費などに対し、補助金を交付する制度。しかし移転の実績は事業の開始された四十四年度に十四戸あり、竜ヶ水災害のあと五十一、五十二年にはそれぞれ二十三、五十戸と急に増えた。その後三年間、二十戸台を保つたものの、五十六年度に十一戸と減つてからは六十年度の十七戸をピークに割合低水準で推

移している。

風水害危険  
個所

昭和六十三年五月一日現在、鹿児島市内の風水害危険個所は急傾斜地崩壊危険区域指定個所が百三十五カ所、水害危険個所が河川筋十カ所、海岸筋一カ所、土石流四十七カ所、風水害危険個所が崖地五十三カ所、造成地八カ所、浸水地三カ所となっている。

自主防災組  
織づくり

一方、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」を合言葉に自主防災組織づくりも進められており、鹿児島市では五十九年度にまず五団体が誕生した。以後は六十年五団体、六十一年八団体、六十二年三十団体、六十三年二十一団体とそれぞれ結成され、六十三年度末で合計六十九団体に達している。しかし、六十年四月一日現在の総人口に対する組織率は一一・六%と全国平均の三七%には遠く及ばず、長崎県の二〇・一%、宮崎県の一六・七%と比べても低い数字となっている。

【参考文献】

「市政概要」「鹿児島市統計書」「消防年報」「鹿児島市地域防災計画」「市政のあゆみ」「鹿児島市市政記録」「鹿児島大百科事典」「市政要覧かごしま」「鹿児島の気象百年誌」

## 第六章 市民生活

### I 市域の変遷

谷山市との  
合併

鹿児島市は明治二十二年四月の市制施行時に面積十四・〇三平方<sup>キ</sup>だったが、明治三十九年十一月には埋め立てによって洲崎が誕生、その後、明治四十四年九月の第一次編入によって草牟田、武、大正九年十月の第二次編入によって原良、永吉、玉里、昭和九年八月の第三次編入によって中郡宇村、西武田村、吉野村、昭和二十五年十月の第四次編入によって伊敷村、東桜島村をそれぞれ編入して総面積百八十一・五四平方<sup>キ</sup>にまで膨れ上がった。そして昭和四十二年四月二十九日、谷山市との合併により総面積は一気に二百七十九・一五平方<sup>キ</sup>となった。

埋め立てに  
よる面積増

鹿児島市では昭和四十年代以降、海岸の埋め立てが相次ぎ、一号用地A区、B区、二号用地、三号用地、四号用地、東開町工業用地、与次郎ヶ浜、祇園之洲などが次々と誕生。昭和四十五年には二百八十八・七二平方<sup>キ</sup>、昭和五十年には二百八十四・〇四平方<sup>キ</sup>、昭和五十五年には二百八十八・二九平方<sup>キ</sup>、昭和六十年には二百八十九・〇七平方<sup>キ</sup>と国勢調査の度に総面積が増加した。鹿児島市の総面積は昭和六十二年十月一日現在で二百八十九・四〇平方<sup>キ</sup>となっている。

五十万都市  
の誕生

Ⅱ 人口

鹿児島市の市制施行時の人口は五万七千八百二十二人だった。しかしその後、周辺地域の鹿児島市への編入が相次ぐのに比例して人口も次第に増加、明治四十四年の第一次編入で七万三千八十五人、大正九年の第二次編入で十万人の大台を越え、十萬三千八百八十人となった。昭和九年の第三次編入で十七万六千九百人に増え、昭和二十五年の第四次編入では二十二万九千四百六十二人と二十万人の大台を突破。昭和四十二年の

第21表 全国との人口比

年別	鹿児島市		全 国	
	男	女	男	女
昭和40年	人 175,436	千人 195,693	千人 48,244	千人 50,031
41	179,203	199,888	48,611	50,425
42	183,332	205,077	49,180	51,016
43	185,860	209,227	49,739	51,592
44	188,217	212,743	50,334	52,202
45	189,468	213,872	50,918	52,802
46	193,211	218,583	51,607	53,538
47	198,409	223,817	52,822	54,773
48	204,284	229,405	53,606	55,498
49	209,268	234,698	54,376	56,197
50	215,547	241,280	55,091	56,849
51	221,600	247,049	55,658	57,436
52	226,364	251,572	56,184	57,981
53	230,719	255,776	56,682	58,508
54	234,701	259,795	57,151	59,004
55	240,143	265,217	57,594	59,467
56	242,753	268,129	58,002	59,882
57	245,182	271,139	58,402	60,291
58	247,333	273,665	58,790	60,694
59	250,112	276,791	59,155	61,080
60	251,752	278,750	59,496	61,552
61	251,744	279,444	59,805	64,867
62	252,484	281,108	60,091	62,173

(40、41年は旧谷山市含む)

谷山市との合併時には三十八万五千八百六十六人にまで増えた。以後合併はなかったが、他市町村からの流入などにより人口は年々増加、昭和四十四年には四十万九百六十人と四十万人台に乗った。そして昭和五十五年、人口が五十万五千三百六十人となり、五十万人都市が誕生した。

位 全国第十七

市制施行以  
来の増減

第22表 県・市の年次別、年齢別人口 (単位：人)

年別		昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
区分	県	594,204	468,966	410,228	399,511	393,154
	市	100,610	99,935	111,250	120,742	121,153
0～14歳	県	32.1%	27.1%	23.8%	22.4%	21.6%
	市	27.1%	24.8%	24.4%	23.9%	22.8%
15～59歳	県	1,028,349	1,007,566	1,029,113	1,068,061	1,063,123
	市	237,895	264,080	296,963	326,870	338,598
60歳以上	県	55.5%	58.3%	59.7%	59.8%	58.4%
	市	64.1%	65.5%	65.0%	64.7%	63.8%
60歳以上	県	230,988	252,618	284,432	317,008	362,925
	市	32,624	39,325	48,501	57,715	70,984
		12.5%	14.6%	16.5%	17.8%	19.9%
		8.8%	9.7%	10.6%	11.4%	13.4%

(資料：鹿児島県統計年鑑)

その後、五十八年には五十二万人台、六十年には五十三万人台に達し、六十二年には五十三万三千五百九十二人となっている。ちなみに同年の国の人口は一億二千二百二十三万人、鹿児島県の人口は百八十一万八千三百九十九人となっており、鹿児島市には県全体の二九・三%が居住している計算になる。鹿児島市への人口の集中度は、五十九年以降わずかながら年々高まる傾向にある。昭和六十年十月一日現在で全国の主要都市と比較してみると、鹿児島市の人口は第十七位に該当、五十五年国勢調査では鹿児島市より多かった東大阪市（大阪府）、尼崎市（兵庫県）を抜いた。

市制施行以来の鹿児島市の人口の増減をたどってみると、明治二十二年の施行から明治二十八年にはいったん減少したが、その後次第に増加。明治四十四年の第一次編入で前年より六・九%増

## 人口密度

えた。大正九年の第二次編入では第一次編入時に比べ、四一・二%伸びた。昭和九年の第三次編入ではさらに七一・四%増加したが、終戦の昭和二十年には同十五年の国勢調査より半減して九万三千六百九十八人となった。しかし外地からの引き揚げや復員などで昭和二十二年の臨時国勢調査では十七万四千四百十六人（伸び率八一・九%）にまで回復。二十五、二十九年の調査でもそれぞれ三四・六、一四・八と前回国勢調査時比、高水準の伸びを示した。以後の人口増も順調で、昭和四十二年の谷山市との合併で一気に一五・九%増加。しかし人口が五十万人を超した五十五年に二・二%増を記録したのを最後に増加率は一%前後に落ち着き、昭和六十二年は前年より千七百七十四人増えただけの一・〇%増に留まっている。

鹿児島市の人口密度は市政施行時の明治二十二年四月一日現在で一平方キロメートル当たり千二百二十一人だった。同三十三年の埋め立てによる「洲崎町」誕生時には四千二百三十七人に増え、明治四十四年の第一次編入時に四千五百九十四人、大正九年の第二次編入時に六千六百六十七人と増え続け、昭和九年の第三次編入の直前には八千七百九十二人にまで達していたが、第三次編入で吉野の広大な畑作地帯などが編入されると、二千二百六十一人に激減した。以後は昭和十五年に二千四百九十人と増えたものの、激しくなった空襲を逃れるための疎開などにより昭和二十年には千八百八十八人と再び減少、市政施行以来の最低記録となっている。昭和二十三年には二千三百六十一人にまで回復していた人口密度は昭和二十五年、第四次編入が行われたため千二百六十四人と再び千人台に低下したが、その後は国勢調査の度に高まり、昭和四十年には千八百十九人となった。昭和四十二年に至り、谷山市との合併が実施され、市の総面積が二百七十九・一五平方キロメートルに一・五倍以上に増え、人口密度は千三百八十二人と低くなった。しかし以降は埋め立てによる市域の拡

大程度で大きな編入などもなく、人口密度は高くなる一方。昭和六十三年四月一日現在の推計では千八百三十三人となっている。

## 団地の人口

昭和六十年国勢調査で鹿児島市の人口を団地別に見ると、最も多いのが紫原の二万七千八百八十八人となっており、一万人台に伊敷、原良、桜ヶ丘が顔を出している。このほか玉里の九千八百四十四人、武岡ハイランドの六千二百七十五人、西郷団地第一工区の四千八百五十八人、大明ヶ丘の四千七百三十四人、城山の四千六百八十一人、緑ヶ丘の四千四百二十人、星ヶ峯ニュータウンの三千九百五十五人などが続いている。町名別（六十二年十月一日現在）では、吉野町の二万六千八百八十人、上福元町の二万六千二百二十一人、下福元町の二万六千八百八十四人が群を抜いて多く、五ヶ別府町（一万二千二百五十九人）、下伊敷町（一万二千八百八十人）、田上町（一万六千八百八十四人）も一万人を超えている。このほかの人口が多い町名を拾い出してみると、伊敷町が九千二十八人、宇宿町八千九百人、中山町八千三百七十人、永吉町七千百人、原良町七千六十九人、鴨池新町六千八百七十人、坂元町六千七百三十八人、和田町六千五百二十四人、小野町六千二百二十三人などが上位に並ぶ。これらの地域はいずれも新興開発の団地を抱えているのが特徴。これに対し、旧市街地では居住人口が極端に少なくなっており、呉服町百十七人、金生町九十九人、中町四百十三人などニケタ三ケタのところが目立つようになってきた。市民の居住地が年々周辺へと広がるドーナツ化現象が、数字の上にもはっきりと表れている。

## 一世帯当たりの人員

また一世帯当たりの人員を見ると、明治二十二年の市制施行時には四・七人だった。同二十八年に六・〇人に達したが、その後五人台の後半で推移、大正四年に六・二人と六人台に戻した後、翌五年には六・四人

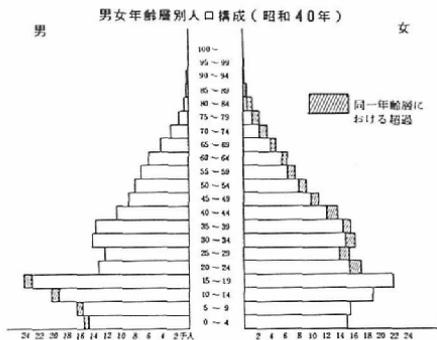
にまで増えた。しかし、第二次編入の同九年には五・二人と急減、以後は次第に減少して太平洋戦争前夜の昭和十五年には五・〇人、終戦の同二十年には四・五人、戦後の混乱たった中の同二十二年には四・三人だった。それからも一世帯当たりの人員が減る傾向は変わらず、同三十五年には三・八人ついに三人台に突入。谷山市と合併した同四十二年には三・五人となり、同五十五年には二・八人と二人台にまで低下、以降は二・八人が続いており完全な核家族時代に入ったことを示している。

#### 年齢別人口 構成

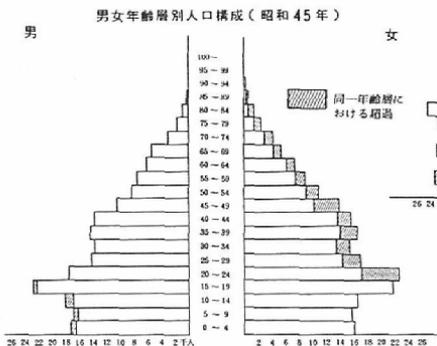
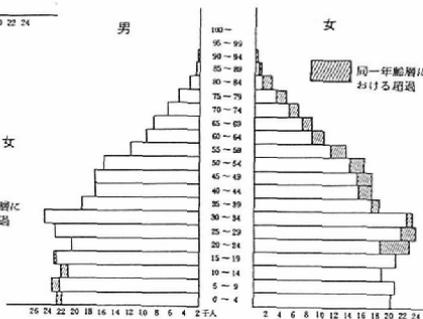
年齢別人口構成は別表のように推移しているが、昭和四十、四十五、五十、五十五、六十の各年とも、十歳代までは男性が女性を上回っているものの、二十歳代に入ると女性の人口の方が多くなっている。また六十年の人口構成でみると、男女とも「団塊の世代」といわれる三十五〜三十九歳の世代が突出。十〜十四歳の世代がまた多くなっているのは、その子供の世代になったためではないかと思われる。また昭和四十年の人口を一〇〇として五年ごとの人口を男女別にみると、男子は四十五年一〇八・〇、五十年一二二・八、五十五年一三六・九、六十年一四三・五となる。これに対し女子は四十五年こそ一〇九・三と男子の伸びを上回るものの、五十年以降は一二三・三、一三五・五、一四二・四と男性の伸びを下回っている。しかし絶対数では女子の方が男子を二万六千九百九十八人上回っている。

#### 年齢構造

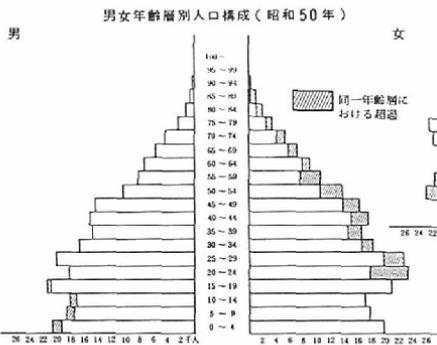
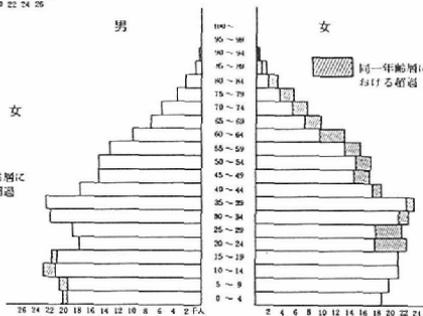
年齢構造では、十四歳までの幼年人口は昭和四十年の十万六百十人から六十年には十二万千五百十三人となっているが、十五〜六十四歳の生産年齢人口を一〇〇とした指数では四〇・三から三三・五と落ち込んでいる。これに対し六十五歳以上の老年人口は、四十年の二万九百二十三人から六十年には四万八千四十九人と倍以上になっており、指数は八・四から一三・三とはね上がった。幼年人口を一〇〇とした老年人口の割



男女年齢層別人口構成 (昭和55年)



男女年齢層別人口構成 (昭和60年)



女子百人に  
対する男子  
の割合

合を示す老年化指数は、四十年の二〇・八から六十年には三九・七とほぼ二倍になっており、急速な高齢化の進行ぶりがうかがえる。この結果、幼年人口と老年人口を合わせた従属人口指数（幼年・老年人口の生産年齢人口に対する割合）は、多くの若者を失った戦争の影響がまだ残っていた四十年の四八・七が四十五年には四五・三といったん改善されたものの、その後はまた指数が高まる傾向にあり、六十年には四七・一となっている。

女子百人に対する男子の割合を国、県と比べてみると、国は昭和四十年以降の国勢調査の各年とも九十六・四人、九十六・四人、九十六・九人、九十六・九人、九十六・七人とほとんど横ばいの状態となっている。これに対し県は八十九・〇人から八十六・九人といったん低下した後、八十七・五人、八十八・八人、八十九・〇人と次第に上向く傾向。鹿児島市も八十九・七人、八十八・六人、八十九・三人、九十・五人、九十・三人とほぼ同様のパターンを示しており、県、市とも男子の労働力流出はわずかずつながら改善されつつあることと、県と比べ市の流出は少なかったこと、県と市の差がだんだん小さくなってきていることを示している。

人口の自然動態を現在の市域でみると、昭和四十年には出生六千四百二十二人に對し死亡二千百八十七人で三千九百六十四人の自然増だった。これが四

人口の自然  
動態

第23表 年齢構造指数

(各年10月1日現在)

年次	幼年人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数	幼年人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
昭和40年	40.3	8.4	48.7	20.8	100 610	249 596	20 923
45	36.0	9.4	45.3	25.8	99 935	277 654	25 751
50	35.5	10.4	45.9	29.1	111 250	313 052	32 412
55	35.0	11.5	46.5	32.8	120 742	344 938	39 647
60	33.5	13.6	47.1	40.5	121 153	361 233	48 049

資料：総務庁統計局

十五年には四千六百十一人の自然増となり、五十年に五千五百二十八人と五千人台に乗った。しかし以後は五十五年五千四百四十一人、六十年四千五百六十七人、六十一年三千六百五十二人と減少の一途。一世帯当たりの人員の減少傾向と一致、核家族化の進行と子供数の減少を数字の上で物語っている。しかし六十二年には自然増が四千二百九十四人となり、自然減に一応の歯止めがかかった。

### 社会動態

一方、社会動態は四十年の転入が三万二千六百六十三人だったのに対し転出は二万八千二百一人で四千四百六十二人の増加となっている。社会増は四十五年には千二十九人減となり、五十年七千七百四十七人、五十五年四千七百四人だったが、以降は激減、六十年に千二百三十四人減になった後、六十一年三千七十九人、六十二年千四百二十七人とそれぞれマイナスの数字になった。転出入を各月ごとにとみると、各年とも三月の減少が最も大きく、四月には急増するのがパターン、新卒者が就職や進学でドツと流出、新年度になつて異動や入学などで転入してくる鹿児島市の人口の動きが数字にクッキリ表れている。

### 就業率と就業人口

**労働力と産業別就業人口** 昭和四十年に五七・二%だった鹿児島市の就業率は四十五年に五八・八%、五十年五七・一%、五十五年五七・八%と増減を繰り返してきたが、六十年には五五・四%と低下した。同年の十五歳以上の人口は四十万九千二百八十二人となっており、うち労働力人口が二十三万九千六百九十九人で五八・六%を占める。このうち就業人口が二十二万六千八百十四人。男女別では男子が十三万四千九百六十五人の五九・五%で女子が九万八千八百四十九人の四〇・五%の割合。これは十五歳以上の男子の労働力人口十四万三千三十五人に対し、九四・三%であり、女子は九万六千五百六十四人に対し九五・一%。同年の年齢別の就業状態をみると、男女とも十五〜十九歳の就業率が極端に低くなっているが、これは学生・生

高年齢層の  
就業比較

第24表 労働力人口及び就業人口

年	15歳以上人口	労働力人口	率	就業者人口	率	男		女	
							率		率
40	240,263	140,638	58.5	137,471	57.2	79,677	58	57,794	42
45	303,405	182,713	60.2	178,549	58.8	102,433	57.4	76,116	42.6
50	345,464	204,398	59.2	197,412	57.1	118,877	60.2	78,535	39.8
55	384,585	230,718	60.0	222,221	57.8	133,615	60.1	88,606	39.9
60	409,282			226,814	55.4				

(単位・人・%)

徒が多いためで、女子に比べ男子の就業比率が低く、男子の方が上級学校へ進む比率が高いことを示している。この年齢層を昭和四十年のデータと比べてみると、男子が六・三%、女子が一・二%就業比率が低下しており、男女とも進学率が高まり、特に女子で顕著なのが目立つ。

男子では二十五歳を過ぎて急激に就業率が高まり、五十五歳から下降カーブを描き出すのは四十年と同じ傾向。しかし社会の高齢化が進み、六十五歳以上の就業人口が六千九百九十一人と二千六百八十二人も増えているにもかかわらず、就業比率は五十五歳以上の各年齢とも四十年より落ち込んでいる。これに対し女子では二十〜二十四歳で就業比率がピークに達するが、二十五歳を過ぎると急に落ち込む。これも四十年と同様の傾向であり、結婚、出産、育児に専念する人が急増するためとみられる。三十五歳を過ぎると再び就業比率は高まっているが、家事のほかには仕事を持つ女子の数が目立って多くなっており、育児に手のかからなくなった主婦たちが仕事についている様子が見える。しかし女子の就業比率も男子同様、五十五歳を過ぎると急速に低下、やはり四十年の数字より落ち込んでいる。六十年の完全失業者は男子八千七十七人、女子四千七百十五人の合計一万二千八百八十五人で、労働力人口の五・四%と四十年(一・三%)の四倍以上にもなっている。

第25表 産業・男女別就業人口推移 (各年10月1日現在)

産 業	昭 和 40 年			昭 和 45 年			昭 和 50 年		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
第 一 次 産 業	17 589	7 253	10 336	12 921	5 334	7 587	8 138	3 853	4 285
農 業	16 717	6 499	10 218	11 998	4 566	7 432	7 301	3 129	4 172
林 業・狩 猟 業	235	187	48	266	211	55	246	202	44
漁 業・水 産 養 殖 業	637	567	70	657	557	100	591	522	69
第 二 次 産 業	38 725	24 547	14 178	43 401	27 425	15 976	47 029	31 727	15 302
鉱 業	202	161	41	178	149	29	125	112	13
建 設 業	15 062	11 290	3 772	15 625	13 137	2 488	19 557	16 707	2 850
製 造 業	23 461	13 096	10 365	27 598	14 139	13 459	27 347	14 908	12 439
第 三 次 産 業	99 393	57 994	41 399	122 227	69 674	52 553	142 245	83 297	58 948
卸 売・小 売 業	41 658	21 482	20 176	49 731	25 116	24 615	58 607	31 262	27 345
金 融・保 険 業	5 682	3 296	2 386	5 926	3 080	2 846	7 660	3 896	3 764
不 動 産 業	-	-	-	1 348	867	481	1 997	1 287	710
運 輸・通 信 業	13 350	11 283	2 067	15 597	13 514	2 083	17 356	15 306	2 050
電 気・ガ ス・水 道 業	1 382	1 216	166	1 461	1 256	205	1 533	1 342	191
サ ー ビ ス 業	29 413	14 266	15 147	37 293	18 357	18 936	43 156	21 998	21 158
公 務	7 764	6 404	1 360	10 828	7 467	3 361	11 053	7 904	3 149
分 類 不 能 の 産 業	144	47	97	43	17	26	883	302	581
総 数	155 707	89 794	65 913	178 549	102 433	76 116	197 412	118 877	78 535

産 業	昭 和 55 年			昭 和 60 年		
	総 数	男	女	総 数	男	女
第 一 次 産 業	6 002	3 277	2 725	5 220	3 019	2 201
農 業	5 222	2 616	2 606	4 511	2 416	2 095
林 業・狩 猟 業	204	171	33	156	131	25
漁 業・水 産 養 殖 業	576	490	86	553	472	81
第 二 次 産 業	49 554	34 182	15 372	45 488	31 646	13 842
鉱 業	120	97	23	123	97	26
建 設 業	24 232	20 474	3 758	21 504	18 436	3 068
製 造 業	25 202	13 611	11 591	23 861	13 113	10 748
第 三 次 産 業	166 665	96 156	70 509	175 341	99 944	75 397
卸 売・小 売 業	69 700	37 479	32 221	70 813	37 844	32 969
金 融・保 険 業	9 334	4 752	4 582	10 565	5 222	5 343
不 動 産 業	2 730	1 802	928	2 690	1 742	948
運 輸・通 信 業	18 593	16 298	2 295	17 741	15 673	2 068
電 気・ガ ス・水 道 業	1 542	1 324	218	1 412	1 177	235
サ ー ビ ス 業	53 403	26 676	26 727	60 700	30 744	29 956
公 務	11 082	7 726	3 356	11 420	7 542	3 878
分 類 不 能 の 産 業	281	99	182	765	356	409
総 数	222 221	133 615	88 606	226 814	134 965	91 849

資料：総理府統計局

## 男女別の産業就業者数

昭和六十年の男女別産業就業者数を分類別にみると、総就業人口二十二万六千八百十四人のうち第一次産業が五千二百二十人で二・三%と四十年より九%も減っている。そのうち最も多い農業は男子二千四百十六人、女子二千九十五人の合計四千五百十一人となっており、昭和四十年の一万六千七百七十七人から五十年には七千三百一人と一万人の大台を割り込んで減り続けてきており、市内の農地が次々と宅地化、農業従事者も激減していることを物語っている。また男女の比率についても昭和五十五年以降逆転、男子の方が多くなっている。第二次産業については四十年以降年々増加する傾向にあつたが、六十年には四万五千四百八十八人と五十五年より四千六十六人減少し、全体に占める割合も二〇・〇%と四十年に比べ四・九%減少した。これは建設業二千七百二十八人、製造業千三百四十一人とそれぞれ減つたのが響いている。第一次産業、第二次産業が減つた分、第三次産業は増加しており、六十年では十七万五千三百四十一人（五十五年比八千六百七十六人増）で、全産業に占める比率も七七・三%と四十年に比べ二二・五%もウエートが大きくなつた。なかでも目立つのがサービス業の伸びで五十五年に比べ七千二百九十七人の増と増加分のほとんどを賄っている。

## 男子の有配偶者率の推移

**男女別の配偶関係** 昭和四十年の国勢調査によると、鹿児島市の十五歳以上の人口は男子十万九千九百九十七人、女子十三万二百六十六人の合計二十四万二千六百六十三人。このうち十五歳から十九歳の男子の有配偶者は〇・三%、二十歳から二十四歳は一・一%、二十五歳から二十九歳は五五・九%と戦前に比べ結婚年齢がかなり低下する傾向がうかがえた。この傾向は五十年になつてさらに進み、二十九歳までの各年齢とも四十年に比べ有配偶者率が高くなつた。そして三十歳から三十四歳の年齢で七七・七%に達した後、三十五

女子の  
有配  
偶者率

第26表 男女別年齢別配偶関係

区分 年齢別	昭和40年				昭和50年				昭和60年			
	有配偶		無配偶		有配偶		無配偶		有配偶		無配偶	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
15~19	0.3%	1.1%	99.7%	98.9%	0.7%	1.2%	99.3%	98.8%	0.2%	0.6%	99.8%	99.4%
20~24	11.1	23.4	88.9	76.6	14.3	24.6	85.7	75.4	7.2	13.3	92.8	86.7
25~29	55.9	69.5	44.1	30.5	57.0	71.1	43.0	28.9	42.5	60.5	57.5	39.5
30~34	88.0	80.8	12.0	19.2	87.7	84.8	12.3	15.2	73.9	81.3	26.1	18.7
35~39	94.0	80.7	6.0	19.3	93.4	86.3	6.6	13.7	86.1	83.4	13.9	16.6
40~44	95.8	77.9	4.2	22.1	95.0	84.1	5.0	15.9	90.3	83.8	9.7	16.2
45~49	95.4	72.7	4.6	27.3	94.9	79.8	5.1	20.2	92.0	82.7	8.0	17.3
50~54	94.7	65.9	5.3	34.1	95.1	72.9	4.9	27.1	93.0	79.3	7.0	20.7
55~59	93.5	61.4	6.5	38.6	94.1	63.8	5.9	36.2	92.7	73.2	7.3	26.8
60~64	89.8	51.9	10.2	48.1	92.7	53.5	7.3	46.5	92.6	62.5	7.4	37.5
65~69	84.4	39.0	15.6	61.0	88.5	44.6	11.5	55.4	91.0	49.0	9.0	51.0
70~74	79.3	25.5	20.7	74.5	83.5	32.3	16.5	67.7	87.0	36.3	13.0	63.7
75~79	67.0	15.5	33.0	84.5	73.0	19.5	27.0	80.5	79.2	24.7	20.8	75.3
80~84	60.4	6.1	39.6	93.9	62.2	11.0	37.8	89.0	67.2	11.7	22.8	88.3
85以上	49.8	9.2	50.2	90.8	48.1	5.7	51.9	94.3	50.6	5.6	49.4	94.4
総数	61.4	52.2	38.6	47.8	66.2	57.0	33.8	43.0	65.3	57.1	34.7	42.9

歳から六十四歳までは九〇%台を記録している。しかし六十年には十五歳から十九歳が〇・二%となったばかりか、二十歳から二十九歳までも四十年の水準以下に低下。有配偶者年齢は四十歳を過ぎてようやく九〇%台に乗るなど結婚年齢が大幅に高くなっている。

一方、女子の十五歳から十九歳までは四十年には一・一%と、女子の早期結婚の風習があった戦前に比べると低くなっていた。五十年の同年齢層は一・二%とやや高くなったが、六十年になると、〇・六%と半減、四十四歳までの各年齢層とも五十年の水準を下回っており、五十歳になつてやつと逆転するなど女子の結婚年齢が急激に上がっているのうかがえる。また男子と女子の無配偶者を比較してみると、女子は五十年の最低が三十五歳から三十九歳の一三・七%、六十年も同年齢層の一六・六%となつているのに対し、男子は

## 離婚

## 婚姻

第27表 婚姻と離婚 (単位・件)

区分 年度	婚姻	人口千人に 対する婚姻	離婚	人口千人に 対する離婚
明治39	413	6.9	68	1.1
大正4	509	7.3	70	0.9
" 10	748	7.1	101	0.9
" 15	1,047	11.3	112	1.2
昭和6	1,192	11.6	120	1.2
" 14	2,347	15.0	156	1.0
" 25	1,665	8.3	264	1.3
" 30	1,994	7.3	300	1.1
" 35	2,532	8.6	276	0.9
" 40	3,301	8.9	368	1.0
" 45	3,706	9.2	479	1.2
" 50	3,969	8.7	594	1.3
" 55	4,011	7.9	856	1.7
" 61	3,566	6.7	973	1.8

五十年、六十年とも五十歳から五十四歳の四・九%、七・〇%とピークがずれ、無配偶者の割合もグッと小さくなっている。しかし七十五歳をすぎると女子の無配偶者が五十年で八〇・五%、七五・三%と高い数字を示すのに対して、男子は二七・〇%、二〇・八%と四分の一ほどになっている。

婚姻については第二七表のとおり、昭和十四年の人口千人当たり十五・〇件が最高で以後は十件台に乗ることではなく、四十五年に九・二件となつたのが最高。なおこのあと、四十年代は高い数字が続いており、四十八年には十・〇件弱にまで伸びている。四十年代後半から五十年代前半にかけては、ベビーブーム世代が結婚適齢期に達してきたため、このような高い数字となつて表れたものと思われる。しかし同世代が適齢期を過ぎるにつれ、婚姻件数も減少、六十一年には人口千人当たり六・七件までに落ち込んだ。

一方、離婚の件数は昭和二十五年に人口千人当たり一・三件とやや多くな

っているが、概ね一件前後の数字が続いていた。しかし近年次第に増える傾向にあり、昭和四十年の一・〇件から四十五年一・二件、五十年一・三件、五十五年一・七件となり、六十年には一・九件と最高記録を更新した。ちなみに全国の人口千人当たりの婚姻、離婚を鹿児島市と比べてみると、昭和二十五年はそれぞれ八・六件、一・〇件で婚姻はやや高く、離婚はやや低くなっている。婚姻の方はその後四十年九・七件、四十五年十・〇件、五十年八・五件、五十五年六・七件、六十年六・一件、離婚は四十年〇・八件、四十五年〇・九件、五十年一・一件、五十五年一・二件、六十年一・四件となっており、婚姻は鹿児島市同様、ベビーブーム世代が結婚適齢期を迎えた昭和四十五年をピークに次第に下降線をたどっている。離婚は次第に増加する傾向にある。

### Ⅲ 治 安

#### 三警察署体制

**犯罪** 鹿児島市内の警察署は昭和四十四年まで、新屋敷町の鹿児島警察署一署だったが、四十二年の谷山市との合併で従来の谷山警察署が鹿児島南警察署として四十四年四月、東開町にオープン。人口の膨張に伴い、二年後の四十六年十一月には城西三丁目に鹿児島西警察署が誕生、同時に鹿児島警察署も鹿児島中央警察署と名称を変更した。各警察署の管轄区域は、鹿児島中央警察署が天文館など繁華街を中心にした市の中心部と上町、吉野町方面、桜島、三島、十島。西警察署が住宅街を中心にした市西部と吉田町、南警察署が鴨池と、郡元以南となっている。昭和六十二年四月一日現在の職員数は中央警察署三百二十六人、西警察署二百十七人、南警察署二百十一人であるが、市域の南への拡大に伴い、南警察署管内での事件、事故の発生

市内での犯罪発生件数

が目立ち始めている。

市内三警察署管内での犯罪の発生件数は昭和四十年の七千七百七十件が四十三年には九千三百五十五件にまで増加、その後次第に減少して四十七年には六千五百五十六件にまでなった。五十年代前半は七千件台前後で推移したが、その後再び増勢に転じ、昭和六十年には九千三百二十九件。六十一年にも九千五百九十二件の発生で前年よりやや増えている。同年の犯罪の内訳をみると、最も多いのは窃盗で八千五百九十六件と全体の八九・六%を占めている。次いで多かったのは詐欺の三百三十六件、横領百二十五件、傷害九十五件などで、殺人、強盗の凶悪犯罪はそれぞれ六件、十三件の発生。いずれもすべて検挙された。昭和六十二年のデータでは県内の犯罪発生件数二万二百四十五件のうち四八・九%の九千八百九十一件が鹿児島市内で発生。犯罪別でも凶悪犯罪五四・八%、知能犯罪五五・四%など鹿児島市集中の傾向がうかがえる。

非行の低年齢化

一方、全国的な傾向として非行の低年齢化が憂えられているが、鹿児島市でも同様な傾向が開始している。昭和四十四年千五百三十六件、四十五年千三百三十六件と多かった鹿児島市の少年犯罪は四十六年には七百五十三件にまで減少。増減を繰り返しながら五十九年には四百五十六件と低い数字になった。しかし翌六十年には九百四十八件と倍増、六十一年には千四百四十六件と五十三年以来八年ぶりに千件台に乗せている。少年犯罪の内訳をみても最も多いのはやはり窃盗で、昭和六十一年の場合、九百五十九件と全体の八三・七%を占めている。次いで横領、恐喝などが目立つが、殺人が一件、強盗も三件あった。

市内での事故率減少

**交通事故** 鹿児島市で発生した交通事故は昭和四十年には県内の七四・九%と高い数字を記録した。しかし、以降は鹿児島市以外へも急速に車が普及、四十四年に五〇・九%となったのを最後に五〇%ラインを超過

すことはなく、五十、五十五、六十の各年は四〇・九、三八・九、四一・二%という水準で推移した。発生件数の一番多かつたのは四十四年で五千四十八件と唯一の五千件台。五十年から五十四年にかけては二千件台となっており、五十二年には二千五百七件と谷山市との合併以来の最少を記録している。犠牲者の数は昭和四十四年と五十八年の四十八人が最多。五十六年には十六人と四十年代以降の最少記録をつくった。六十年にも二十二人にまで減ったが、その後、二十五人、三十一人と増える傾向にある。

事故を原因別に調べてみると各年とも速度違反、飲酒運転による重大事故が目立っている。また暴走族による迷惑行為が目立つようになっており、取り締まりの強化を望む声が上がっている。

【参考文献】「鹿児島市統計書」「市政概要」「日本統計年鑑」「鹿児島県統計年鑑」「鹿児島県社会移動人口調査結果報告書」「日本国勢図会」「鹿児島県警察史」「鹿児島の犯罪」